

平成25年 第3回

宿毛市議会定例会会議録

平成25年9月2日開会

平成25年9月20日閉会

宿毛市議会事務局

平成25年第3回宿毛市議会定例会会議録

目 次

第 1 日 (平成25年9月 2日 月曜日)	
議事日程	1
本日の会議に付した事件	2
出席議員	2
欠席議員	2
事務局職員出席者	2
出席要求による出席者	3
開 会 (午前10時00分)	
○日程第1 会議録署名議員の指名	4
○日程第2 会期の決定	4
(諸般の報告)	
○日程第3 議案第1号から議案第28号まで	5
(提案理由の説明)	
市 長	5
散 会 (午前10時17分)	
陳情文書表	7
----- . . . -----	
第 2 日 (平成25年9月 3日 火曜日)	休会
----- . . . -----	
第 3 日 (平成25年9月 4日 水曜日)	休会
----- . . . -----	
第 4 日 (平成25年9月 5日 木曜日)	休会
----- . . . -----	
第 5 日 (平成25年9月 6日 金曜日)	休会
----- . . . -----	
第 6 日 (平成25年9月 7日 土曜日)	休会
----- . . . -----	
第 7 日 (平成25年9月 8日 日曜日)	休会
----- . . . -----	
第 8 日 (平成25年9月 9日 月曜日)	
議事日程	9
本日の会議に付した事件	9
出席議員	9

欠席議員	9
事務局職員出席者	9
出席要求による出席者	10
開 議 (午前10時00分)	
○日程第1 議案第29号から議案第34号まで	11
(提案理由の説明)	
市 長	11
○日程第2 一般質問	11
1 高倉真弓議員	11
市 長	13
高倉真弓議員	15
市 長	16
高倉真弓議員	17
市 長	17
高倉真弓議員	17
市 長	17
高倉真弓議員	17
市 長	18
2 山上庄一議員	18
市 長	19
都市建設課長	19
山上庄一議員	19
市 長	19
山上庄一議員	19
市 長	20
山上庄一議員	20
市 長	20
山上庄一議員	21
市 長	22
山上庄一議員	22
市 長	23
山上庄一議員	23
市 長	24
山上庄一議員	24
市 長	25
山上庄一議員	25
3 中平富宏議員	25

市 長	2 6
中平富宏議員	2 6
市 長	2 6
中平富宏議員	2 6
市 長	2 7
中平富宏議員	2 7
市 長	2 7
中平富宏議員	2 8
市 長	2 8
中平富宏議員	2 8
市 長	2 8
中平富宏議員	2 8
市 長	2 9
中平富宏議員	2 9
市 長	3 0
中平富宏議員	3 0
市 長	3 1
中平富宏議員	3 1
市 長	3 1
中平富宏議員	3 2
市 長	3 2
中平富宏議員	3 2
市 長	3 2
中平富宏議員	3 3
市 長	3 4
中平富宏議員	3 4
市 長	3 5
中平富宏議員	3 5
市 長	3 6
中平富宏議員	3 7
市 長	3 7
中平富宏議員	3 8
市 長	3 9
中平富宏議員	3 9
市 長	4 0
中平富宏議員	4 0
市 長	4 0

	中平富宏議員	4 0
	市 長	4 1
	中平富宏議員	4 1
	教 育 長	4 1
	中平富宏議員	4 1
	市 長	4 2
	中平富宏議員	4 3
	市 長	4 3
	中平富宏議員	4 3
	市 長	4 4
	中平富宏議員	4 4
	市 長	4 5
	中平富宏議員	4 5
4	浅木 敏議員	4 5
	市 長	4 6
	浅木 敏議員	4 6
	市 長	4 6
	浅木 敏議員	4 6
	市 長	4 6
	浅木 敏議員	4 6
	市 長	4 7
	浅木 敏議員	4 7
	市 長	4 7
	浅木 敏議員	4 7
	市 長	4 8
	浅木 敏議員	4 8
	市 長	4 9
	浅木 敏議員	4 9
	市 長	4 9
	浅木 敏議員	4 9
	市 長	5 0
	浅木 敏議員	5 0
	市 長	5 1
	浅木 敏議員	5 1
	市 長	5 1

浅木 敏議員	5 1
市 長	5 2
浅木 敏議員	5 2
市 長	5 2
浅木 敏議員	5 3
教 育 長	5 3
浅木 敏議員	5 4
教 育 長	5 4
浅木 敏議員	5 4
教 育 長	5 5
浅木 敏議員	5 5
教 育 長	5 5
浅木 敏議員	5 6
教 育 長	5 6
浅木 敏議員	5 6
教 育 長	5 6
浅木 敏議員	5 6
教 育 長	5 6
浅木 敏議員	5 6
教 育 長	5 6
浅木 敏議員	5 7
教 育 長	5 7
浅木 敏議員	5 7
教 育 長	5 7
浅木 敏議員	5 8
延 会 (午後4時45分)	

----- . . ----- . . -----

第 9日 (平成25年9月10日 火曜日)

議事日程	5 9
本日の会議に付した事件	5 9
出席議員	5 9
欠席議員	5 9
事務局職員出席者	5 9
出席要求による出席者	5 9
開 議 (午前10時00分)	
○日程第1 一般質問	6 1
1 山戸 寛議員	6 1

市 長	6 1
山戸 寛議員	6 1
市 長	6 1
山戸 寛議員	6 1
市 長	6 2
山戸 寛議員	6 2
市 長	6 2
山戸 寛議員	6 3
市 長	6 3
山戸 寛議員	6 3
市 長	6 4
山戸 寛議員	6 4
市 長	6 4
山戸 寛議員	6 4
市 長	6 5
山戸 寛議員	6 5
市 長	6 6
山戸 寛議員	6 6
市 長	6 6
山戸 寛議員	6 6
市 長	6 7
山戸 寛議員	6 7
市 長	6 7
山戸 寛議員	6 8
市 長	6 8
山戸 寛議員	6 8
市 長	6 9
山戸 寛議員	7 0
2 濱田陸紀議員	7 0
市 長	7 1
濱田陸紀議員	7 1
市 長	7 1
濱田陸紀議員	7 2
市 長	7 2
濱田陸紀議員	7 2
市 長	7 3
濱田陸紀議員	7 3

市 長	7 3
濱田陸紀議員	7 4
3 寺田公一議員	7 4
市 長	7 4
寺田公一議員	7 5
市 長	7 5
寺田公一議員	7 6
市 長	7 6
寺田公一議員	7 6
教 育 長	7 6
寺田公一議員	7 6
市 長	7 7
寺田公一議員	7 7
市 長	7 8
寺田公一議員	7 8
市 長	7 8
寺田公一議員	7 9
市 長	7 9
寺田公一議員	8 0
市 長	8 0
寺田公一議員	8 1
市 長	8 1
寺田公一議員	8 2
市 長	8 2
寺田公一議員	8 2
教 育 長	8 3
寺田公一議員	8 3
教 育 長	8 4
寺田公一議員	8 4
散 会 (午後 1 時 5 4 分)	

----- . . ----- . . -----

第 1 0 日 (平成 2 5 年 9 月 1 1 日 水曜日)

議事日程	8 5
本日の会議に付した事件	8 5
出席議員	8 5
欠席議員	8 5
事務局職員出席者	8 5

出席要求による出席者	85
開 議 (午前10時00分)	
○日程第1 議案第1号から議案第34号まで	87
質疑	87
1 野々下昌文議員	87
税務課長補佐	87
福祉事務所長	88
教育次長兼学校教育課長	88
学校給食センター所長	88
野々下昌文議員	89
福祉事務所長	89
教育次長兼学校教育課長	89
学校給食センター所長	89
野々下昌文議員	90
2 寺田公一議員	90
商工観光課長	90
都市建設課長	91
寺田公一議員	91
商工観光課長	91
都市建設課長	91
寺田公一議員	92
総務課主監	92
寺田公一議員	93
市 長	93
寺田公一議員	93
市 長	94
総務課長	94
寺田公一議員	94
都市建設課長	94
寺田公一議員	95
3 松浦英夫議員	95
総務課長	96
土木課長	96
千寿園長	96
学校給食センター所長	97
松浦英夫議員	97
4 岡崎利久議員	97

水道課長	97
岡崎利久議員	98
水道課長	98
岡崎利久議員	98
委員会付託省略（議案第1号）	98
委員会付託（議案第2号から議案第34号まで）	98
散 会（午後1時07分）	
陳情文書表	99
議案付託表	100
----- . . . -----	
第11日（平成25年9月12日 木曜日）	休会
----- . . . -----	
第12日（平成25年9月13日 金曜日）	休会
----- . . . -----	
第13日（平成25年9月14日 土曜日）	休会
----- . . . -----	
第14日（平成25年9月15日 日曜日）	休会
----- . . . -----	
第15日（平成25年9月16日 月曜日）	休会
----- . . . -----	
第16日（平成25年9月17日 火曜日）	休会
----- . . . -----	
第17日（平成25年9月18日 水曜日）	休会
----- . . . -----	
第18日（平成25年9月19日 木曜日）	休会
----- . . . -----	
第19日（平成25年9月20日 金曜日）	
議事日程	103
本日の会議に付した事件	103
出席議員	103
欠席議員	103
事務局職員出席者	103
出席要求による出席者	104
開 議（午前10時00分）	
○日程第1 議案第1号から議案第34号まで	105
（議案第1号）	
討論・表決	105

(議案第15号から議案第34号まで)	
委員長報告	
予算決算常任委員長	105
総務文教常任委員長	106
産業厚生常任委員長	107
質疑	107
(議案第15号から議案第34号まで)	
討論・表決	108
(議案第2号から議案第14号まで)	
継続審査	108
○日程第2 陳情第18号外1件	108
(陳情第18号及び陳情第19号)	
委員長報告	
総務文教常任委員長	108
産業厚生常任委員長	108
質疑	109
(陳情第18号)	
討論・表決	109
(陳情第19号)	
討論	
浅木 敏議員 (反対)	109
表決	111
○日程第3 委員会調査について	111
継続調査	111
○日程第4 意見書案第1号	111
(提案理由の説明)	
野々下昌文議員	111
質疑	111
委員会付託省略	111
討論	
浅木 敏議員 (反対)	111
表決	112
(閉会あいさつ)	
市長	113
閉 会 (午前10時42分)	
委員会審査報告書	115
陳情審査報告書	118

閉会中の継続審査申出書	1 2 0
閉会中の継続調査申出書	1 2 1
意見書案第 1 号	1 2 4

----- . . ----- . . -----

付 録

一般質問通告表	付- 1
議決結果一覧表	付- 3
議 案	付- 3
陳 情	付- 5

平成25年
第3回宿毛市議会定例会会議録第1号

1 議事日程

第1日（平成25年9月2日 月曜日）

午前10時 開議

第1 会議録署名議員の指名

第2 会期の決定

○ 諸般の報告

第3 議案第1号から議案第28号まで

議案第 1号 固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて

議案第 2号 平成24年度宿毛市一般会計歳入歳出決算認定について

議案第 3号 平成24年度宿毛市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について

議案第 4号 平成24年度宿毛市へき地診療事業特別会計歳入歳出決算認定について

議案第 5号 平成24年度宿毛市定期船事業特別会計歳入歳出決算認定について

議案第 6号 平成24年度宿毛市特別養護老人ホーム特別会計歳入歳出決算認定について

議案第 7号 平成24年度宿毛市学校給食事業特別会計歳入歳出決算認定について

議案第 8号 平成24年度宿毛市下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について

議案第 9号 平成24年度宿毛市国民宿舎運営事業特別会計歳入歳出決算認定について

議案第10号 平成24年度幡多西部介護認定審査会特別会計歳入歳出決算認定について

議案第11号 平成24年度宿毛市介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について

議案第12号 平成24年度宿毛市土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算認定について

議案第13号 平成24年度宿毛市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について

議案第14号 平成24年度宿毛市水道事業会計決算認定について

議案第15号 平成25年度宿毛市一般会計補正予算について

- 議案第16号 平成25年度宿毛市国民健康保険事業特別会計補正予算について
議案第17号 平成25年度宿毛市へき地診療事業特別会計補正予算について
議案第18号 平成25年度宿毛市定期船事業特別会計補正予算について
議案第19号 平成25年度宿毛市特別養護老人ホーム特別会計補正予算について
議案第20号 平成25年度宿毛市学校給食事業特別会計補正予算について
議案第21号 平成25年度宿毛市下水道事業特別会計補正予算について
議案第22号 平成25年度宿毛市介護保険事業特別会計補正予算について
議案第23号 平成25年度宿毛市後期高齢者医療特別会計補正予算について
議案第24号 平成25年度宿毛市水道事業会計補正予算について
議案第25号 宿毛市子ども・子育て支援会議条例の制定について
議案第26号 宿毛市支所及び支所連絡所設置条例の一部を改正する条例について
議案第27号 宿毛市税外収入の督促手数料、延滞金及び滞納処分に関する条例の一部を改正する条例について
議案第28号 宿毛市水道事業給水条例の一部を改正する条例について

2 本日の会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員の指名
日程第2 会期の決定
日程第3 議案第1号から議案第28号まで

3 出席議員（14名）

- | | |
|-----------|-----------|
| 1番 高倉真弓君 | 2番 山上庄一君 |
| 3番 山戸寛君 | 4番 今城誠司君 |
| 5番 岡崎利久君 | 6番 野々下昌文君 |
| 7番 松浦英夫君 | 8番 浅木敏君 |
| 9番 中平富宏君 | 10番 浦尻和伸君 |
| 11番 寺田公一君 | 12番 宮本有二君 |
| 13番 濱田陸紀君 | 14番 西郷典生君 |

4 欠席議員

なし

5 事務局職員出席者

事務局長 岩本昌彦君
次長兼調査係長 松本政代君

議事係長 柏木景太君

----- . . -----

6 出席要求による出席者

市長	沖本年男君
副市長兼 税務課長事務取扱	安澤伸一君
企画課長	出口君男君
総務課長	山下哲郎君
危機管理課長	楠目健一君
市民課長	立田ゆか君
税務課長補佐	田村泰生君
会計管理者兼 会計課長	滝本節君
保健介護課長	児島厚臣君
環境課長	佐藤恵介君
人権推進課長	杉本裕二郎君
産業振興課長	黒田厚君
商工観光課長	朝比奈淳司君
土木課長	岡崎匡介君
都市建設課長	岩本克記君
福祉事務所長	河原敏郎君
水道課長	川島義之君
教育長	立田壽行君
教育委員会 委員長	増田全英君
教育次長兼 学校教育課長	沢田清隆君
生涯学習課長 兼宿毛文教 センター所長	桑原一君
学校給食 センター所長	金増信幸君
千寿園長	山岡敏樹君
農業委員会 事務局長	岩田明仁君
選挙管理委員 会事務局長	嵐健君

----- . . . ----- . . . -----

午前10時00分 開会

○議長（今城誠司君） これより平成25年第3回宿毛市議会定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

日程第1「会議録署名議員の指名」を行います。

会議録署名議員は、会議規則第81条の規定により、議長において浦尻和伸君及び寺田公一君を指名いたします。

日程第2「会期の決定」を議題といたします。

この際、議会運営委員長の報告を求めます。

議会運営委員長。

○議会運営委員長（寺田公一君） 議会運営委員長。

ただいま議題となっております今期定例会の会期につきましては、議長の要請により、去る8月29日、議会運営委員会を開きまして、今期定例会に提案予定の案件等を勘案の上、慎重に審査した結果、本日から9月20日までの19日間とすることに、全会一致をもって決定いたしました。

以上、報告をいたします。

○議長（今城誠司君） お諮りいたします。

今期定例会の会期は、委員長報告のとおり、本日から9月20日までの19日間といたしたいと思います。

これに御異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（今城誠司君） 御異議なしと認めます。

よって、今期定例会の会期は、本日から9月20日までの19日間と決定いたしました。

この際「諸般の報告」をいたします。

本日まで、陳情1件を受理いたしました。

よって、お手元に配付してあります「陳情文書表」のとおり、所管の常任委員会に付託いたします。

会議規則第62条第2項の規定により、一般質問の通告期限を9月3日午後5時と定めますので、質問者は期間内にその要旨を文書で通告してください。

なお、閉会中の議員派遣及び事務的な報告につきましても、お手元に配付いたしました文書のとおりでありますので、これにより御了承願います。

市長から、報告事項がありますので、発言を許します。

市長。

○市長（沖本年男君） おはようございます。

本日は、平成25年第3回宿毛市議会定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様方には、大変御多忙のところ、御参集いただきまして、まことにありがとうございます。厚くお礼を申し上げます。

それでは、報告事項の説明をいたします。

報告第1号及び報告第2号は、地方公共団体の財政の健全化に関する法律、いわゆる財政健全化法ですが、これに基づく健全化判断比率及び資金不足比率についての御報告でございます。

この報告は、財政健全化法第3条第1項及び同法第22条第1項により、財政の悪化状況を見きわめる四つの健全化判断比率及び公営企業の資金不足比率を明らかにし、監査委員の意見を添えて、議会に報告することが義務づけられているものです。

お手元の報告書にありますように、健全化判断比率のうち、実質赤字比率及び連結実質赤字比率につきましては、赤字になっていないので、数値は出していません。

また、実質公債費比率は、昨年度18.5%より0.6%減少し、17.9%で、早期健全化基準の25%を下回っています。

さらに、将来負担比率についても、昨年度129.4%より16.8%減少し、112.8%

6%で、早期健全化基準の350%を下回っています。

次に、公営企業の資金不足比率については、水道事業会計、定期船事業特別会計、下水道事業特別会計、国民宿舎運営事業特別会計、土地区画整理事業特別会計の5会計とも、資金不足がありませんので、数値は出ていません。

このように、おおむね堅調な状況ではありますが、当市は南海地震対策に関連し、大規模な事業が控えていますので、健全化判断比率等に留意しつつ、事業の優先順位等を考慮しながら、引き続き、効率的で効果的な行財政運営を推進していく所存であります。

議員の皆様方には、今後ともより一層の御支援、御協力を賜りますようお願いを申し上げまして、報告事項の説明といたします。

○議長（今城誠司君） 以上で、諸般の報告を終わります。

日程第3「議案第1号から議案第28号まで」の28議案を一括議題といたします。

この際、提案理由の説明を求めます。

市長。

○市長（沖本年男君） 提案申しあげました議案につきまして、提案理由の説明をいたします。

議案第1号は、固定資産評価審査委員会委員の選任についてでございます。固定資産評価審査委員会委員の松田安夫氏から、一身上の都合により委員の職を辞したい旨の申し立てがありましたので、後任として山本卓助氏を選任することについて、地方税法第423条第3項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。

議案第2号から議案第14号までの13議案は、平成24年度宿毛市一般会計及び各特別会計並びに水道事業会計の決算認定をお願いするものです。

各会計の決算書とともに、監査委員の審査意

見書を添えて提出していますので、説明は省略させていただきます。

議案第15号は、平成25年度宿毛市一般会計補正予算です。総額で1億4,344万2,000円を増額しようとするものです。

歳入で増額する主なものは、地方交付税2億1,101万9,000円、県支出金4,896万6,000円、繰越金5,070万5,000円、市債3,682万2,000円となっています。

また、減額する主なものとしましては、繰入金2億3,240万5,000円となっております。

一方、歳出につきましては、人事異動や本年度3月末までの給料等の削減による人件費の調整のほか、増額する主なものは、民生費では、社会福祉法人高知西南福祉協会が災害発生時の福祉避難スペースを設置するための「福祉避難スペース建築補助金」として、890万円、私立保育所での保育士賃金の処遇改善を図り、子育て支援の充実を目的に「保育士等処遇改善臨時特例事業費補助金」として、352万2,000円。

労働費では、起業支援型の緊急雇用創出臨時特例基金事業委託料の3事業の追加事業費として、3,826万3,000円。

農林水産業費では、山地災害防止事業406万1,000円。

水産加工施設等の整備事業に対する「宿毛市産業振興推進総合支援事業費補助金」として、763万1,000円。

土木費では、道路維持補修に関する委託料及び工事費として、592万円。

河川等環境整備工事費300万円。

消防費では、消防団のトランシーバー購入費用として、199万5,000円。

教育費では、大島小学校、沖の島小学校、橋

上小学校、東中学校の体育館の耐震診断・設計業務委託料として、1,890万円、橋上小学校耐震補強工事3,500万円、大島小学校、成陽小学校の飛散防止フィルム設置工事費として、957万円などを計上しています。

議案第16号から議案第24号までは、平成25年度各特別会計補正予算、及び水道事業会計補正予算です。

主な理由は、職員の給料の削減や、人事異動等による人件費の変更となっておりますが、その他の主要なものを申し上げますと、議案第16号の平成25年度宿毛市国民健康保険事業特別会計補正予算では、昨年度受け入れしておりました療養給付費等負担金の返還金として、3,917万6,000円。

議案第18号の平成25年度宿毛市定期船事業特別会計補正予算では、市営定期船の船舶等修繕料として、209万4,000円。

議案第20号の平成25年度宿毛市学校給食事業特別会計補正予算では、児童生徒のアレルギー支援対策に係る調理業務委託料として、108万1,000円を計上しております。

議案第25号は、「宿毛市子ども・子育て支援会議条例」の制定についてです。内容につきましては、子ども・子育て支援法の施行に伴い、各市町村において、保育施設等の利用定員の設定など、子育て支援に関する総合的な施策の推進に向けて、合議制の機関を置くように努めなければならないこととなり、本市でも子どもの保護者等の15名以内の委員をもって組織する支援会議を設置しようとするものです。

議案第26号は、「宿毛市支所及び支所連絡所設置条例の一部を改正する条例」についてです。内容につきましては、鵜来島連絡所が老朽化のため、鵜来島離島センター内に移転するための工事を施工しておりましたが、工事終了に伴い条例の一部を改正しようとするものです。

議案第27号は、「宿毛市税外収入の督促手数料、延滞金及び滞納処分に関する条例の一部を改正する条例」についてです。内容につきましては、地方税法に準拠して取り扱っています本条例ですが、地方税法の改正に伴い、地方税法の取り扱いに準じて、税外収入の延滞金の計算方法等の改正をしようとするものです。

議案第28号は、「宿毛市水道事業給水条例の一部を改正する条例」についてです。内容につきましては、現在、本市の水道料金は、水道の使用目的によって料金の格差を与える「用途別料金体系」となっておりますが、時代の変化に伴い、用途区分別の基準が不明確で主観的となりやすいといった問題点等が生じていたことから、口径の違いにより、一度にどれだけ使えるかを基準とした「口径別料金体系」に改正しようとするものです。

以上が、御提案申し上げました議案の内容です。よろしく御審議の上、適切な御決定を賜りますようお願いを申し上げまして、提案理由の説明といたします。

○議長（今城誠司君） これにて、提案理由の説明は終わりました。

お諮りいたします。

議事の都合により、9月3日から9月6日まで休会いたしたいと思います。

これに御異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（今城誠司君） 御異議なしと認めます。

よって、9月3日から9月6日まで休会することに決しました。

以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

9月3日から9月8日までの6日間休会し、9月9日午前10時より再開いたします。

本日は、これにて散会いたします。

午前10時17分 散会

陳 情 文 書 表

平成25年第3回定例会

受理番号	受理年月日	件 名	提 出 者	付託委員会
第18号	平成 25. 7. 4	早急な地籍調査の実施について	宿毛市森林組合 代表理事組合長 江口 文夫	産業厚生

上記のとおり付託いたします。

平成25年9月2日

宿毛市議会議長 今 城 誠 司

平成25年
第3回宿毛市議会定例会会議録第2号

1 議事日程

第8日（平成25年9月9日 月曜日）

午前10時 開議

- 第1 議案第29号から議案第34号まで
議案第29号 財産の取得について（追認）
議案第30号 財産の取得について（追認）
議案第31号 財産の取得について（追認）
議案第32号 財産の取得について（追認）
議案第33号 財産の取得について
議案第34号 財産の取得について

第2 一般質問

----- . . . -----

2 本日の会議に付した事件

- 日程第1 議案第29号から議案第34号まで
日程第2 一般質問

----- . . . -----

3 出席議員（14名）

- | | |
|-----------|-----------|
| 1番 高倉真弓君 | 2番 山上庄一君 |
| 3番 山戸寛君 | 4番 今城誠司君 |
| 5番 岡崎利久君 | 6番 野々下昌文君 |
| 7番 松浦英夫君 | 8番 浅木敏君 |
| 9番 中平富宏君 | 10番 浦尻和伸君 |
| 11番 寺田公一君 | 12番 宮本有二君 |
| 13番 濱田陸紀君 | 14番 西郷典生君 |

----- . . . -----

4 欠席議員

なし

----- . . . -----

5 事務局職員出席者

- 事務局長 岩本昌彦君
次長兼調査係長 松本政代君
議事係長 柏木景太君

----- . . . -----

6 出席要求による出席者

市 長	沖 本 年 男 君
副 市 長 兼 税務課長事務取扱	安 澤 伸 一 君
企 画 課 長	出 口 君 男 君
総 務 課 長	山 下 哲 郎 君
危機管理課長	楠 目 健 一 君
市 民 課 長	立 田 ゆ か 君
税務課長補佐	田 村 泰 生 君
会計管理者兼 会 計 課 長	滝 本 節 君
保健介護課長	児 島 厚 臣 君
環 境 課 長	佐 藤 恵 介 君
人権推進課長	杉 本 裕 二 郎 君
産業振興課長	黒 田 厚 君
商工観光課長	朝比奈 淳 司 君
土 木 課 長	岡 崎 匡 介 君
都市建設課長	岩 本 克 記 君
福祉事務所長	河 原 敏 郎 君
水 道 課 長	川 島 義 之 君
教 育 長	立 田 壽 行 君
教育委員会 委 員 長	増 田 全 英 君
教育次長兼 学校教育課長	沢 田 清 隆 君
生涯学習課長 兼 宿 毛 文 教 センター所長	桑 原 一 君
学 校 給 食 センター所長	金 増 信 幸 君
千 寿 園 長	山 岡 敏 樹 君
農業委員会 事 務 局 長	岩 田 明 仁 君
選挙管理委員 会 事 務 局 長	嵐 健 君

----- . . . ----- . . . -----

午前10時00分 開議

○議長（今城誠司君） これより本日の会議を開きます。

日程第1「議案第29号から議案第34号まで」の6議案を一括議題といたします。

この際、提案理由の説明を求めます。

市長。

○市長（沖本年男君） おはようございます。

追加御提案申し上げました議案につきまして、提案理由の説明をいたします。

議案第29号から議案第32号は、財産の取得について追認を求めるものでございます。

内容につきましては、本市の議会の議決に付すべき契約及び財産の取得、または処分に関する条例、第3条では、財産の取得または処分は、予定価格2,000万円以上の不動産もしくは動産の買入れについては、議会の議決に付さなければならないとなっております。

去る8月末に備品等の物品の取得であっても、議会議決が必要との県からの注意喚起文書が届き、本市でも調査したところ、過去において4件の議会議決の必要な財産取得契約が判明いたしました。

今回の事務処理の遺漏事件につきまして、市民の皆様を初め、議員の皆様に対し、心よりおわびを申し上げます。

具体的な財産取得契約につきましては、議案第29号は、平成12年度宿毛市総合運動公園備品購入として5,407万5,000円。

議案第30号は、平成12年宿毛市総合運動公園体育館事務機器備品購入として、契約額1,879万5,000円。

議案第31号は、平成16年度特別養護老人ホーム千寿園介護ベッド等、及び車椅子購入として1,299万1,915円。

議案第32号は、平成18年度小型動力ポン

プ付積載車購入事業として2,076万円。

以上につきまして、地方自治法第96条第1項第8号の規定により、議会の議決を求めますのでございます。

議案第33号及び議案第34号は、財産の取得についてでございます。

内容につきましては、本年度入札により、仮契約を締結しております消防ポンプ自動車、小型動力ポンプ付積載車につきまして、地方自治法第96条第1項第8号により、議会の議決を求めますのでございます。

以上が、追加御提案申し上げました議案の内容でございます。

よろしく御審議の上、適切な御決定を賜りますよう、お願い申し上げます。

○議長（今城誠司君） これにて提案理由の説明は終わりました。

日程第2「一般質問」を行います。

順次発言を許します。

1番高倉真弓君。

○1番（高倉真弓君） おはようございます。

1番、高倉真弓でございます。

まず、初めに2020年東京オリンピック開催といううれしいニュースに、心からお祝いを申し上げます。

本日は、高知新聞さんが休刊日でございますので、私だったら、どんな見出しをつくるかな、どんなふうを書くかなと思いながら、わくわくいたしております。

ぜひ、この宿毛の地からも、多くの選手が育っていただけないかと願っております。

一般質問をいたします。

大きく2項目、6点についてでございます。

1項目め、宿毛市の男女共同参画プランについて、お尋ねいたします。

1点目に、現在の状況についてお伺いいたします。

私がまだ市議会議員でないころ、宿毛市の審議会など、いろいろな会に参加をさせていただきましたが、どの会に参加いたしましても、ほとんどといってよいほど、女性のメンバーは、担当の係の方を除けば、私一人が多かったのが現実です。時々、複数と申しましても、大体3名ぐらいでしたが、いらっしゃいましたのは、市の行事のボランティアか介護関係の会でした。

防災にも、女性目線での参加が問われる昨今、宿毛市がどのような形で、女性の持つ特性を行政に生かしているのか、現状をお伺いいたします。

2点目に、課題、対策についてお伺いします。

男女参画についての問題は、男だから、女だからという、よい意味を含めた昔からの考え方があると思われまます。

性別の違いも体力の違いも、人としての特性と捉え、お互いを尊重し、支え合えるためにも、意識を変えていく必要があります。

私ごとで恐縮ですが、市議会議員に立候補したときに、「女の人やに出るが」と言われました。男女共同参画の意識づくりは、沖本市長、率先して行うべきであります。課題、対策を伺います。

3点目に、産休、育休、病休後などの支援体制について、お伺いいたします。

女性の産休、育休に限らず、病気などで休み、職場に復帰する多くの方は、体力とともに仕事への不安があろうかと思います。

配置や仕事の量、定時の退社など、多くの職員を抱える市役所において、どこよりも模範になるべきと考えます。

森少子化大臣は、男性が育休を取りやすいように、給付金を高くしたいとの発言がありました。市長のお考えをお伺いいたします。

続いて、2項目め、市民サービスについてお伺いいたします。

1点目に、来庁者（電話を含む）対応についてお伺いいたします。

過日、市の窓口を訪問された方より、長いこと窓口で待たされた。偶然、近い方が電話だったので、その方に用があるかと勘違いされたかもしれないが、民間ならお伺いしてますかとか、そのぐらい聞いてくるよ、おかしい。

また、電話で問い合わせをしたら、こっちの名前は聞くに、自分は名乗らん。最後まで言わなかったの、責任が持てるか心配した。

また、庁内で通りすがりの職員さんに、「こんにちは」と言ったら、知らん顔された。普通、近く通ったら挨拶するやろと言われました。

窓口の方が気がつかなければ、来訪者は再度、声をかけることは必要ですが、同じ方がそこに長くいらっしゃれば、お話伺っておりますかと問いかけたり、電話では、私は丸々と言います。申しおくれました、担当の丸々です。

また、通りすがりの方が来庁者で、職員さんでないかもしれませんが、お互いに「こんにちは」「こんにちは」を言い交すのは、誰でも同じです。庁内全体での対応に、よい評価があるだけに、大変残念に思います。

市長、小さなことかもしれませんが、でも、一人の不満は類を呼びます。

今回の事例などは、挨拶の延長で、簡単に解決できます。いま一度、基本に返ることの対応をしていただきたい。

2点目に、各種困難を抱える方への広報について、伺います。

先月、埼玉県富士見市に視察に参りました。その道中、富士見市在住の女性と知り合いになり、広報を音訳している、発行と同時に手元へ発送していると聞き、私は不勉強でしたので、帰りまして社会福祉協議会の中平局長にお尋ねいたしましたところ、宿毛市でも同様の活動をして、6日以内には必要とされる方のおひざ元

にお届けできていることがわかりました。

そこで、初めて音訳の皆様方が無償のボランティアであること、現在のメンバーの方々が、チームワークが大変よいことなどをお聞きしました。

その他、いろいろな活動をされているボランティアの方々を含め、心からその御厚意に対し、感謝を申し上げます。本当にありがとうございます。

さて、平成20年6月定例会において、松浦英夫議員が、SWANテレビの行政放送チャンネルの音声放送に関し質問、当時の中西市長は、障害を持つ方への情報格差の解消について、行政チャンネルは文字放送で、現在のシステムでは音声を流すことができない。

2011年のデジタル化に合わせて、機器の変更を検討する中で、音声放送も検討させていただきたい。

宿毛市社会福祉協議会さんの、宿毛市声の広報発行事業により、毎月発行される広報すくもの内容を録音、希望される方に無料配布している、とあります。

その後、音声放送について、いかが検討なされたのかをお伺いいたします。

3点目に、平常時、緊急時のサイレンの使い分けについて伺います。

現在、東部平田地区は、定時の時報も緊急時のサイレンも同じものであります。毎日、地震、津波関係の報道などで心休まることはありません。せめて定時の時報を優しいメロディーのものにし、緊急時のものと使い分けることはできないか。

市外の方は、常時、サイレンが鳴ることに驚かれ、鳴っているときは、当然のことながら電話も、話もできない状態です。

サイレンを緊急時のみにすれば、より強く、避難意識に訴えることができると思うが、市長

のお考えを伺い、1回目の質問を終わります。

○議長（今城誠司君） 市長。

○市長（沖本年男君） 市長、高倉議員の一般質問にお答えをいたします。

まず、宿毛市の男女共同参画プランにつきましては、自分らしさを発揮できる社会を目指して、宿毛男女共同参画プランを平成16年3月に策定し、家庭、職場、地域で取り組みの推進方針を掲げて取り組みを行ってきているところです。

審議会、各種委員会等への女性委員の登用につきましては、委員全体の30%、100名を目標に取り組んでいるところでありますが、平成20年度は56の審議会、委員会委員総数367名中、女性は63名で17.2%、平成24年度は、57の審議会、委員会委員総数336名中、女性65名で19.3%となっております。

また、宿毛市の消防団員のうち、女性団員は、平成20年度団員総数498名中5名で1%でしたが、平成24年度団員総数498名中9名で、1.8%となっています。

また、女性消防隊は、市内の6地域で結成され、現在、名簿上、栄喜56名、中角32名、鶴来島16名、沖の島15名、母島12名、萩原9名、計6隊140名の女性が、地域で活動をされております。

昨年の宿毛市防災会議から、新たに女性3名をメンバーに起用し、女性の視点で今後の防災対策に意見を反映できるよう、取り組みを進めることとしております。

男女共同参画社会は、男女がお互いにその人権を尊重しつつ、責任を分かち合い、性別にとらわれることなく、その個性と能力を発揮することができる社会であり、男女共同参画社会基本法に基づき、市民、企業、行政が男女共同参画社会の形成に関する施策を推進していく上で、

大変重要なことと捉えております。

今後におきましても、さらに女性の審議会等への登用推進、社会活動の促進、管理職への登用推進など、政策、方針決定過程への女性の登用推進に積極的に取り組んでまいりたいと考えております。

続きまして、今後の課題、対策についての質問でございますが、男女を取り巻く環境は、社会情勢の変化により大きく変わってきました。これまで改正男女雇用機会均等法の施行等、男女平等を実現するための法律や制度は整備されてきましたが、雇用、職域、昇給等、男女の能力や役割に対する、固定的な考え方によって格差が見られ、政策や方針の決定の場にも、女性の参画が足りない、少ないのが現状であります。

男女共同参画は、一人の人間としてお互いに尊重し、認め合える社会を実現するために、今まで当たり前なこととして見過ごしてきた習慣や思い込みを見直し、男女共同参画への意識づくりに努めることが課題となっております。宿毛市においても、審議会等への女性登用を2020年、平成32年には30%の目標を達成すると同時に、性別、役割分担、意識の解消とともに、教育等による女性自身の意識や行動の改革、仕事と生活の調和の推進等の条件整備とあわせて、実効性のある女性の参画推進のため、促進のための措置を推進することが重要であると考えております。

今後におきましては、男女平等教育の徹底、男女共同参画講座の開設、男女共同参画に関する啓発などを推進するため、今年度においては、広報すくもに、「男女共同参画を考える」と題して、4回の特集記事を掲載する予定となっております。

続きまして、女性の産休、育休、病休等の質問についてでございますが、市職員の産休、育休時には、産前産後休暇制度1名、及び育児休

業制度、現在9名があり、9月1日現在、10名の女性職員が制度を取得しております。

平成22年6月に国家公務員における育児、介護のための両立支援制度の改正に伴い、宿毛市でも平成23年3月議会において、条例改正を行い、この看護休暇の取得可能日数の拡大や、短期介護休暇の新規導入等、国の制度と同様の取り扱いとしたほか、これまでに男性職員が、2週間ではありますが、育児休業を取得済みです。

病欠休暇については、90日の取得期間を上限とする制度がありますが、現在、取得者はありません。

なお、各種制度取得時には、人事係から職員に対し、事前に制度の説明を行い、安心して取得できるよう、取り組んでおります。

職員の配置については、育休時の場合、基本的には所属している部署での復職とし、病休時の場合は療養の状況を踏まえた上で、あわせて本人の希望も十分考慮しつつ、復職できるよう、配置を行っております。

また、国では、育児休業給付金を高くしたいとのことですが、市職員の場合は、3歳に満たない子を養育するため、育児休業制度を取得するときは、その子が1歳に達する日まで、共済組合から育児休業手当金があり、現在、9名の職員に支給されており、今後も引き続き、子供を養育する職員や家族を介護する職員が利用できる、各種制度の周知、活用を通じて、仕事と育児、介護の両立を目指した職場環境づくりにつなげてまいります。

続きまして、市民サービスについての、来庁者への対応についての質問をいただきました。

市役所には、日々さまざまな要件で、多くのお客様が来庁されます。この際、挨拶や電話対応等の職員の接遇マナーについては、これまでも指摘をいただいております。新規採用職員や窓口

を担当する職員を対象とした各種研修を通じて、接遇マナーの向上に努めております。

高倉議員の御指摘の内容を踏まえ、今後も引き続き、職員の接遇マナーを徹底してまいります。

続いて、各種困難を抱える方への広報についてでございます。

行政チャンネルで、音声放送についての御質問をいただいておりますが、SWANテレビの行政チャンネルについて、音声放送ができないか検討をいたしましたところ、視覚障害者向けの副音声として、対応できるようにはなっておりませんが、文字テロップで放送しております情報を、職員が読み上げて放送することは可能となっております。しかしながら、音声放送で情報を得るためには、ケーブルテレビへ加入していただく必要があり、多くの費用が発生することと、ケーブルテレビのエリア外においては、受信できない状況があります。

一方、現在、ボランティアの皆さんの活動により、希望される方々、現在、5名が登録しておりますけれども、に対して、テープレコーダーに録音した声の広報を提供できており、その内容も、行政チャンネルでは行事予定のみの、情報のみの提供となっておりますが、声の広報では、毎月発行している広報すくもの内容全てを録音していただいておりますので、今後もボランティアの皆さんの御協力をいただく中で、行政情報の提供を行ってまいりたいと考えております。

続いて、平常時、緊急時のサイレンの使い分けについてでございます。

緊急時のサイレンと定時のサイレン、時報とは別の設備で操作しておりますが、モーターサイレンは共用しております。

したがって、定時の時報を優しいメロディーのものにとということでございますが、現在の施

設では無理であります。

また、定時の時報は、地区住民の取り決めによってサイレンを鳴らしておりますので、地区での話し合いをしていただきたいと思います。御理解いただきますようお願いいたします。

以上でございます。

○議長（今城誠司君） 1番高倉真弓君。

○1番（高倉真弓君） ありがとうございます。再質問いたします。

1項目め、男女共同参画の現状は、やはり女性の参加が少ないことはわかりましたが、いろいろ御検討していただいているということもありまして、今後に期待をしなければいけないと思います。

産休、育休、病休等の対策についても、対応していただいているとのこと、今後も宿毛市が模範として進めていただきたい。

厚生労働省、平成23年度雇用均等基本調査による男性の育児休暇取得率は、岩手県、宮城県、福島県を除く2.63%であります。

育児介護救護法に基づく各制度は、男女どちらの労働者も対象であり、女性の取得率87.8%と比較しても、低い数字であります。

子育ては、授乳期など、かわれない部分はあるにいたしましても、女性の家事と仕事の両立の難しさを物語っています。このことが、マタニティハラスメント、通称マタハラとなり、退職につながり、キャリアを中断できない若い女性の労働力の落ち込みの原因にもなっています。

宿毛市では、男性の育児休暇の取得があったとお聞きしまして、大変うれしく思いました。

男女参画について、課題は大変大きいこともあり、なかなか簡単にはいかないでしょう。

例えば、宿毛市の管理職登用についても、時間が、年数がかかると思います。早い時期から研修、補佐役を経験し、実力をつけることはもとより、その体制をきちんと打ち出していかな

ければ実現いたしません。

この問題を解決に導くことは、男性、女性、婚活、少子化、介護分野、生きがいにつながる全ての面をあわせ持っております。

また、学校教育の観点からも、幼い段階からの意識づくりをしていかなければ、いつまでたっても前進は見られません。

そこで、1点目、近い将来、この議場にも多くの女性管理職の姿を拝見できるよう、市長は強い意思と高い意識を持って、率先して取り組むべきであります。いま一度、課題に取り組む姿勢をお伺いいたします。

次に、2項目めに関しまして、冒頭にも申し上げましたが、2020年、東京オリンピック開催に当たり、国民をあげて、外国から訪れる皆様をおもてなしするわけでございますので、高知県、高知家の中の宿毛家でも、挨拶の基本をいま一度、見直してグレードアップいたしましょう。

音声放送に関しまして、内容量の差が、大変難しいということもわかりました。

文字放送は、画面の前になければわかりません。それに対し、音声があれば、例えば、11月3日ののど自慢のゲストはとか、また、11月17日の産業祭B級グルメと聞こえてまいりましたら、ほかのことをしておりますも、手を休めて見るのが可能で、皆様にとりましても、便利であると思います。

SWANテレビ加入とか、いろいろ問題はありますが、以前、職員さんが、御自分の課のイベントとか、放送がございましたよね。一生懸命さが伝わって、よかったという声を聞いております。せっかく行政チャンネルがありますので、有効に使える手だてを、いま一度お考え願いたいところでございます。

サイレンに関しまして、これまた不勉強を露呈する結果とはなりましたが、そのおかげで、

いろいろお尋ねをしていくうちに、何かよい手だてもあるようにお伺いいたしました。

2点目、このサイレンと行政放送についての解決策などございましたら、以上2点、再質問いたします。

○議長（今城誠司君） 市長。

○市長（沖本年男君） 高倉議員の再質問にお答えをいたします。

宿毛市の男女共同参画プランについてのさまざまな課題について、今後の方向について、どのようなことを検討しているかという、また市長はすべきではないかという再質問をいただきましたけれども、先ほど答弁いたしました、家庭や学校、職場、地域において、克服すべき課題や、男女共同参画推進のための人権に関する啓発、あるいは子育て、介護支援体制の充実、地域活動への男女共同参画支援など、総合的な施策に向けて、取り組んでまいりたい。

そうした中で、今後の管理職の登用等についても、積極的に女性の職員の登用、このことについては、考えていきたいというふうに思っております。

行政チャンネルの改革等の再質問もいただきましたけれども、現在、まだまだ、不十分さは残っているというふうに思います。可能などころから、より市民の広報として役立つ、そういう行政チャンネルに向かって、我々も検討を進めていかなければならないというふうに考えております。

先ほど、サイレンの話の再質問もいただいたわけでございますけれども、どうしても各地域地域で、特にこの山間地域、橋上であるとか山奈、平田等は、地域の皆さんのそういう取り決めによって、時報についてもサイレンを鳴らすという形になっておりますので、そうした中で、いろんな意見がありますが、ぜひとも地区の中に積極的に、先ほど言ったような、優しい時報

にする方向等について、御理解いただけるよう、議員のほうからもお願いもして、検討していただく方向で行っていただければというふうに思っております。

再答弁、不十分なところありましたら、また御指摘いただきまして、お答えさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（今城誠司君） 1番高倉真弓君。

○1番（高倉真弓君） 再質問いたします。

サイレンのことについて、もう一度お尋ねいたします。

地区との取り決めとか、そういうことは大変よくわかりました。でも、現在でも難聴地域がありますので、これを防災面から考えて、何か対処できないかお尋ねいたします。

○議長（今城誠司君） 市長。

○市長（沖本年男君） 再質問にお答えをいたします。

サイレンというのは、基本的には、消防団員の招集、これを主な目的といたしております。そのサイレンの聞こえにくい部分、あるいはうるさ過ぎる部分、それぞれあるかと思えますけれども、各消防のサイレンにつきましても、各地区の消防団の皆さんと、地区の皆さんとの話し合いによって、マイクの向きであるとか、音量であるとかということも検討した結果が、現在の状況にあるというふうに、私どもは判断をいたしております。

そういう面につきましても、ぜひとも、まだまだこれでいいという形ではありませんので、さまざまな、そのようないい方向に向けて、検討は当然ながらしていかなきゃいかんというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（今城誠司君） 1番高倉真弓君。

○1番（高倉真弓君） 防災面で、何か対処できないかとお尋ねいたしました。その部分のお

答えがいただけていないように存じますが。

○議長（今城誠司君） 市長。

○市長（沖本年男君） お答えをいたします。

消防無線、そして防災行政無線ともに、今後、デジタル化に移行していく、そういう必要がありますので、デジタル化にあわせ、導入コスト等も勘案しながら、この両無線が相互に補完し合える、効率的な形で、市内全域への整備や放送内容等の検討をしてみたい、このように思っております。

よろしくお願いいたします。

○議長（今城誠司君） 1番高倉真弓君。

○1番（高倉真弓君） ありがとうございます。

サイレンの件に関しましても、平田4地区の地区長さんが、放送が聞こえない地域が何カ所もある。津波問題だけでなく、豪雨など、非常事態の避難命令も聞こえませんので、対応できない。何とか対策をと、以前からお聞きいたしております。大変御心配をいただいております。

いろいろ条件の難しいことは理解いたしておりますが、サイレンの近くには保育園、学校もあり、前倒しなどして、早急な対応が待たれるところでもあります。

男女参画、市民サービス、その他課題は大きいですが、明るいニュースもありました。例えば、オリンピックのレスリングの改革、女性役員の登用とか、内容の見直し、これは本当に男女参画のことから言えば、大変意義があると思えました。

沖本市長が率先して、この宿毛家、力を合わせて、住みよいところに住んで楽しいまちにいたしましょう。

沖本市長、よろしくお願いいたします。頑張ってください。

これで一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（今城誠司君） この際、10分間休憩いたします。

午前10時40分 休憩

午前10時52分 再開

○議長（今城誠司君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

冒頭の市長の提案理由の説明について、会議規則第65条の規定により、その一部を訂正したい旨の申し出がありましたので、この際、発言を許します。

市長。

○市長（沖本年男君） 先ほど、議案の提案理由を御説明申し上げましたが、その議案第32号についてでございます。

議案第32号は、平成18年度小型動力ポンプ付積載車購入事業として、税抜きで2,076万円と説明しましたが、正しくは2,179万8,000円でございます。

どうかよろしく願います。

○議長（今城誠司君） ただいまの申し出のとおり、市長の発言訂正については、議長はこれを許可いたします。

一般質問を継続します。

2番山上庄一君。

○2番（山上庄一君） 改めまして、おはようございます。2番の山上でございます。質問通告書に従いまして、質問をさせていただきます。

質問項目は、大きく分けて2項目でございます。

1項目めは、設計業務委託の入札についてでございます。

2項目めは、気配りの行政ということで、一つ目が、大島中央線から桜公園への入り口の道路について伺います。

二つ目は、街路樹の剪定時期についてでございます。

これらは、内容的には非常に、重箱の底をつつくように思われるかもしれませんが、行政を進める上においては、重要であると思いますので、あえて質問をさせていただきます。

まず、1項目めの設計業務委託についてありますが、7月上旬に小筑紫保育園の設計業務委託の入札が行われたと、市のホームページにその落札結果が掲載されておりました。それによりますと、市内の設計業者と市外の設計業者との共同企業体、いわゆるJVによります入札になっておりました。

市内における富の再配分や、経済波及効果を考えますと、どうして市内の設計業者だけで入札できなかったのかと思います。

これまで、事あるごとに業務委託等の発注については、市内の業者でというようなことで要請をしておりましたけれども、実現できないのは残念なことと言わざるを得ません。

先月、情報公開制度を活用して、小筑紫保育園の設計業務委託の入札に関する閲覧資料一式を購入しました。

この資料の中には、JVに関する記述がないように思います。どうしてJVになるのか、このような資料で、どうしてJVになるのかよくわかりませんが、閲覧資料にJVに関する資料がないということは、どういうことなのか、口頭で説明になっているのでしょうか。

うがった見方をしますと、文書になるとぐあいが悪いからではないかと思ったりもいたします。

資料請求の仕方が悪かったのかもしれませんけれども、市内の設計業者と市外の設計業者に、JVを組ませるといのは、どのような指示等されているのか。また、なぜ閲覧資料の中にJVに関する資料がないのか、含めてお聞かせください。

○議長（今城誠司君） 市長。

○市長（沖本年男君） 山上議員の一般質問にお答えをいたします。

まず、質問の内容は、事務手続上の質問でございますので、その件につきましては、担当の課長から答弁をいたさせますので、よろしくお願いいたします。

○議長（今城誠司君） 都市建設課長。

○都市建設課長（岩本克記君） 都市建設課長、2番、山上議員の一般質問にお答えいたします。

市内と市外の設計業者でJVを組むための指示については、設計業務共同企業体予備指名業者の選定についての通知を、文書等で送付をいたしまして、その内容は、事業名、設計業務共同企業体の予備指名業者、そして共同企業体の運営形態、さらには共同企業体の結成方法、そして構成員のうち、最小の出資比率等を示した本委託業務の共同企業体の取り扱い要綱等であります。

また、山上議員より、8月6日に小筑紫保育園整備事業設計業務委託に関する入札資料一式の情報公開請求がなされております。このことにつきまして、総務課の職員が、山上議員に電話により、要求資料についての確認をしたところ、閲覧に供した資料でよいとの返答をいただいたことでしたので、閲覧に供した資料、つまり金抜き設計書、仕様書等のみをお渡しした次第でございます。

どうか御理解をしていただきたいと思います。

○議長（今城誠司君） 2番山上庄一君。

○2番（山上庄一君） 御答弁によると、JVについては、通知によって、前もって連絡したということでございますね。

市内の業者は、数が少ないので、選択の余地がないかもしれませんけれども、市外の業者ですと、結構、業者数が多いと思います。しかしながら、入札にかかわった業者は、高知市内の業者ではないかと思いましたが、ほかに

も、四万十市などにも設計者はおりますし、何を基準に、どのように選定されたのか、これはあくまでも市外業者ですけれども。

それとともに、JVであれ、市外業者に委託して、どのようなメリットがあるのか、お聞かせいただけますでしょうか。

○議長（今城誠司君） 市長。

○市長（沖本年男君） お答えをいたします。

小筑紫保育園の設計業務の市外業者の指名は、何を基準に、どのように選定されたのかという質問でございますが、本業務では、保育現場の職員や福祉事務所を交えた打ち合わせを行っていく中で、その意向や経験に基づくノウハウ等を設計に反映させることが求められておりますし、業務を行う途中で、事故等、不測の事態が発生することも考えると、また地元の設計業者が参加することで、より地域の実情に合った設計をしたいとの考えもあり、指名願いの提出されている業者の中から、県内で複数の技術スタッフがおり、かつ保育園の設計実績のある業者と市内業者とのJVを、指名選定委員会に諮り、決定されたものです。

また、どのようなメリットがあるかという質問でしたが、ただいま申し上げましたように、複数の技術スタッフを有し、なおかつ保育園の設計実績のある業者を選定、JVにすることによって、最良のスタッフやノウハウで設計業務に反映されるというメリットがございます。

以上でございます。

○議長（今城誠司君） 2番山上庄一君。

○2番（山上庄一君） 先ほどの答弁を聞きまして、JVであるとメリットがあるというふうに聞けたんですけれども。

その中で、事故とかというようなことがあったりしても、技術者が多いと対応はできるというように聞こえましたけれども、業者の技術者の数の多い少ないについては、契約時に、いざと

いうときのために、保証人を立てるんじゃないかというふうに思うんです。

これは、多分、どこの自治体でもやっているんだらうとは思いますが、そのようなことからすると、余り人数の多寡と言いますか、その辺は問題にはならないのではないかとこのように思います。

当初の予算、今回の保育園の設計ですが、当初の予算では、調査設計業務委託料としまして、年度当初には2,300万円が計上されておりました。それによりますと、その中身は、地質調査も含まれているということでありましたので、実際のところ、設計業務委託の予定金額というのは幾らであったのか。

また、実際の落札金額との差額はどれだけになったのか、お示してください。

○議長（今城誠司君） 市長。

○市長（沖本年男君） お答えいたします。

小筑紫保育園の設計業務委託の予定金額は幾らか、また落札額との差は幾らかとの御質問でございますが、消費税抜きで申し上げますと、予定金額については、1,377万1,000円、落札金額については、860万円。ですので、差額は517万1,000円となっております。

以上です。

○議長（今城誠司君） 2番山上庄一君。

○2番（山上庄一君） 入減が517万1,000円という差があるということですが、これは結構な金額が残ったというふうに思います。

設計料でも、工事費でも、単に安ければいいというものではないというふうに思っております。

設計ですと、設計作業などを行う上で、それなりの時間的なコストがかかりますので、それなりの報酬額は出してしかるべきではないかと

いうふうに思います。

市のほうは、予算を計上する際には、根拠をもって計上するわけですので、落札価格との差が大きいと、その根拠も問題になりかねないと思います。

購入しました仕様書の中には、構造的な指定などないようですが、どのようなものをつくろうとしているのか。意思がないのではないかと、地場産業としての山林の振興、木材の振興を図る意味からも、木造でつくることを積極的に考えてよいのではないかと、思いますけれども。

あくまでも設計者の提案されるものを採用するということになるのでしょうか、市長の御所見を伺います。

○議長（今城誠司君） 市長。

○市長（沖本年男君） お答えいたします。

今回の、小筑紫保育園の設計業務の発注について、どのようなものをつくろうとしているのか、意思が感じられないという質問でございました。

地場産業としての山林の振興、木材の振興を図る意味からも、小筑紫保育園は木造でつくべきではないかとの質問でございますけれども、議員の言われるように、私も小筑紫保育園を木造でつくることにより、山林や木材等の、宿毛市の地場産業の振興にとって、他の構造でつくより、効果はもっと高くなると考えております。

議員の言われますように、仕様書の中で、構造は指定しておりませんが、仕様書では基本設計を行う中で、構造を決定することとしております。これは、保育現場の方々と交えて話し合いを重ね、その意向を聞く中で、適した構造に決定したいということからでございます。

市外業者の選定に当たっては、ここ数年内に木造の保育園の設計実績のある業者を選定し、

入札を行い、今回、設計していただく李・谷山設計業務共同企業体には、保育現場を交えた協議の中で、既に宿毛市の意向を伝え、小筑紫保育園の構造は木造ということで、設計を進めております。

○議長（今城誠司君） 2番山上庄一君。

○2番（山上庄一君） 市長の口から、木造でやっていただけるといような答弁がありましたので、ぜひとも木造でやっていただきたいというふうに思います。

しかしながら、先ほど、保育園との意向等、いろいろ確認しながら進めるといようなことがございましたので、もし大きな部屋などが必要であれば、鉄骨と併用したハイブリッドな構造も考えていただければというふうに思います。

ハイブリッドな構造にして、市内の業者に施工していただきますと、市内への経済波及効果はもっと高くなるのかなというふうに思います。

何でそのハイブリッドかと言いますと、大空間を、最近では集成材で、大断面の構造でもたすということは木造でもできるんですけども、そういう部材を使いますと、認定をとった工場、県外にしかないと思いますので、できるだけ地元でできるようなことで、ハイブリッドな構造みたいなことを考えていただけたらというふうには思います。

今回の小筑紫保育園の設計業務委託の場合、市内の設計業者と市外の設計業者とのJVでありますけれども、落札金額が860万円ですので、単純に考えますと、2業者の分配が半分になりますと、430万円が、もう市外に流出して、このお金は市内には戻ってきにくいお金になるものではないかというふうに思います。

860万円全額が市内で環流しますと、少なからず消費を誘発して、風が吹けばおけ屋がもうかる式にはなるんですけども、最終的には、税収の増加にもつながってくるのではないかと

いうふうに思います。

聞くところによりますと、設計費用の配分が8対2ということで、市外の設計業者が8、それで688万円。市内の設計業者は2で、172万円と、この割合で実施されていることが本当ですと、市内での還流する可能性のあるお金は、かなり少なくなってしまう。

釈迦に説法になることを承知で申し上げますと、花へんろマラソンの存続を求める理由の一つに、経済波及効果をあげる市民の方々も多かったように思います。

市民の中には、各種イベントなどをやることで、経済波及効果を期待する向きもございます。これは、市外からお金が入ってくることで、宿毛が潤うことにほかなりません。

それにもかかわらず、市が発注する工事や委託業務で、市外にそのお金が流出すれば、市内における経済効果はほとんど期待できない状況になってしまいます。

何か気がきいて、間の抜けたことをしているような気がして仕方がありません。

今回の小筑紫保育園の設計費用については、起債で3分の2が賄われているようですけども、後年度には交付税措置により、実質的には補助金となると思いますので、費用の半分以上は補助金になるのではないかと思います。

その意味では、せっかく外から入ってくるお金を、みすみす流出させる必要などはないのではないかと思います。

設計委託業務のお金を、市内で還流させるようにするほうが、経済波及効果は高まるということは当然のことであると思います。

もちろん、消費性向だとか、乗数効果にもよりますけれども、一般的には経済波及効果は高いと言えると思います。

このようなことから、今後の業務委託等については、市内の設計業者に発注したほうがよい

のではないかとと思いますが、市長は市内の業者だけでの入札を実施するつもりはないか、御所見を伺います。

○議長（今城誠司君） 市長。

○市長（沖本年男君） お答えいたします。

先ほど御提案もありましたハイブリット構造などにつきましても、今後、関係者の皆さんの意見を聞いていく中で、具体的な方向で設計が行われるよう、我々もそういう方向で検討してまいりたい、このように思っております。

そして、市内業者だけで入札を実施するつもりはないかということをございますけれども、私としても、市内の経済効果、これを考えた場合、原則、市内業者の方に設計をしていただきたい、このように思っておりますが、対象となる業務、これは多様でありまして、その業務に求められるものも、それぞれ異なる場合がございますので、業者の指名については、指名選定委員会に諮り、内容等、もろもろのことを総合的に判断をし、私が最終的な決定をしたということになっております。

今後、それぞれこの市内業者の皆さんの技術の向上、そういうものも図っていただく中で、設計レベルの向上と、できるだけ市内で発注できる、そういう形を、私は一番いい方向ではないか、このように考えております。

以上でございます。

○議長（今城誠司君） 2番山上庄一君。

○2番（山上庄一君） 御答弁ありがとうございます。

原則という言葉がありましたけれども、検討していただけるようでございますので、よろしく願いいたします。

地産地消ではないのですけれども、地元でできることは、できるだけ地元でやるということ徹底していただきたいというふうに思います。

設計業者も、公共事業に対する経験を積むチ

ャンスを提供してあげなければ、技術的、あるいは事務的にも向上が図れませんということがありますので、ぜひとも市内業者優先と。先ほど、原則という言葉がありましたけれども、やっていただきたいというふうに思います。

それでは、2項目めになります。気配りの行政ということにくくってみましたけれども、まず初めに、大島の桜公園の入り口の道路について、お伺いします。

この道路は、大島中央線の始点から、100メートルほど国民宿舎方面に行ったところにある道路でございます。場所的には、大島の水ヶ浦というところになりますけれども、ことし2月17日に、大島中央線の開通式を行ったところですので、関係した皆さんは目にされているのではないかとこのように思います。

写真を用意しました。

この写真ですが、見ていただくとおわかりになりますように、道路が欠けてその部分が狭くなっております。

この道路は、私も畑の行き帰りに利用させていただいておりますので、余り苦情を言いますと、我田引水になってはと思ひまして、そのうち役所が気がついて何とかしてくれると思っております。

しかしながら、完成して半年が過ぎて、ほかの利用者から、私自身がおしかりを受けているというような状況もありまして、何とかしていただきたいということがありました。

そのことに加えまして、社会資本がこのようなことでは困りますし、このような事情が行政において、一事が万事ということになっているのではないかと危惧されますことから、質問項目にさせていただきました。

多分、何も言わなければ見過ごされて、事故でもない限り、改善されることはないのではないかとこのように思います。

私に苦情を言われた方々は、車が脱輪してけがをしたり、車が故障したらどうしてくれるというようなことを、よく私に言われました。

私としては、役所を訴えてもらうしかありませんというふうに答えるしかありませんでした。

写真を見ていただければ一目瞭然と思いますけれども、以前、集水升が設置されて、それを移動させることなく道路を整備したために、集水升が道路に食い込んでいる状況のままに整備がされております。

それならそれなりの整備の仕方といたしますか、方法論はあったのではないかというふうに思います。これを見ますと、計画のなさなのか、対症療法的な処理がされているのではないかと思いますし、安易に整備をしているように思えてなりません。もう少し気配りが必要ではなかったかというふうに思います。

前の計画が次の計画を進めるときには、足かせになったり、各種計画が対症療法的で全体論がなく、場当たりのではないかというふうに思いたくなります。

最適解を足していきますと、合成の誤謬というのが起こるということが言われております。それぞれは部分最適であっても、取り合わせ部分などに誤謬が生じる、ということ言われております。

今回のケースは、その典型ではないかというふうに思います。やはり部分最適ではなく、全体最適の解を求めるときではないかと思いますが、市長の御所見を伺います。

○議長（今城誠司君） 市長。

○市長（沖本年男君） お答えをいたします。

事例として挙げていただいた箇所は、平成25年2月17日に開通した大島中央線の起点から、約130メートル入った地点で、以前からある大島桜公園に至る道路の進入交差点であります。

実際、私もこの現場、視察に行かせていただきました。

この交差点は、大島中央線から鋭角的に進入する道路形状で、その交差点の内側に集水升が設置されているのですが、進入部の幅員を阻害するような構造になっているということの指摘でございます。

現在の形状に至った経過としましては、従前の道路が、幅員約2メートル、この道路であることから、計画ではこの幅員を確保する、斜めのまま進入する構造としておりました。

その後、進入をできる限りスムーズにできるよう、進入口を扇状に拡張することとしたために、結果として、あたかも入り口の幅員を集水升が阻害するような形状となりました。

こういうことで、現在の形状になっているといういきさつでございます。

以上でございます。

○議長（今城誠司君） 2番山上庄一君。

○2番（山上庄一君） 先ほども申し上げましたけれども、市の職員の方も、目にされている方もいるのではないかと思いますけれども、このような状況を見て何とも思わないのか、不思議に思うのは、苦情を言われている方だけではないというふうに思います。

このようなことに気づかないということは、気配りのない行政と言わざるを得ないのではないかとこのように思います。

庁内では、このような状況に対し、問題意識はなかったのか、疑問に思います。

それぞれの上司のところには、情報としてあがってなかったのかということについても気になります。また、このような情報があがっていても、そのまま放置されたとすれば、問題はさらに大きいのではないかとこのように思います。

工事等の検査体制についても、どのようになっているのか、心配をしております。

市役所内で気配りのようなものが欠乏しているのではないかというふうに気になります、とにかくこの桜公園への入り口の道路の現状に関して、何か手だてを講じていただく意思はあるのでしょうか、お聞かせください。

○議長（今城誠司君） 市長。

○市長（沖本年男君） お答えをいたします。

先ほどの質問との関係もありますけれども、もともと幅員は2メートルということで、集水升の角のところを入れても、2メートルは確保できていたわけです。

ところが、入り口進入に非常に狭くなるので、反対方向からも進入できるように、そこを市の土地として広げたということで、見た目には不具合になっておりますけれども、見た目に非常に悪いというのが現状ではないかなというふうに思います。

この交差部は、国の補助事業対象事業として実施している関係から、現状の形状を変更することは、現時点では困難でありますけれども、安全対策を講じまして、利用者が安全に通行できるような対策は講じてまいりたい、このように考えております。

以上でございます。

○議長（今城誠司君） 2番山上庄一君。

○2番（山上庄一君） ぜひとも安全対策のほうを、よろしく願いをいたします。

桜公園の入り口の道路は、狭い道路ですけれども、そのためにラインも引かれていないわけですけれども、このような道路は、結構、市内にはあちこちに少なからず点在しているだろうというふうに思いますが、気配りを持って、点検して、対策等を講じていただきたいというふうに思います。

事故があつてからでは遅いということですので、それなりの対応をしていただけるように要請しておきたいと思ひます。

最後の項目ですけれども、これも細かいことですけれども、気配りということから、街路樹の剪定の時期について、お伺いをいたします。

真夏の暑い時期に、高木を剪定して、木陰をなくすようなことをやっているように思います。このことにも、ことしの夏は市民の方々から、私自身おしかりを受けたというようなことがございます。

多分、役所の方にも、電話等で苦情を言われた方々が、市民の方がおられるのではないかと、いうふうに思います。

樹形については、それぞれ道路構造令とか、信号機等が見にくいなど問題もあるとは思ひますけれども、できるだけ自然樹形にしていればというふうに思ひます。

特に、ことしのような猛暑には、高木の存在がまちを涼しくしてくれると思ひますので、このことも、言うまでもないことかもしれませんが、街路樹は木陰を提供してくれることはもちろんですし、水分の蒸散作用で気化熱を奪い、温度を下げますので、市街地のヒートアイランド現象も軽減してくれると思ひます。

また、光合成により、酸素を供給してくれます。さらには、樹木があることで、殺伐となりながら町並みに潤いを与えてくれますし、葉っぱが風にそよぐことで、心を和ませてくれるのではないかと、いうふうに思ひます。

街路樹につきましては、国道でも県道でも、宿毛市を走っている道路は市民が使うものですので、剪定時期等については、国や県にも真夏を避けるなどの要請をするなどすべきであろうというふうに思ひます。

このようなことも、広い意味では市民への行政サービスであろうと思ひますので、ぜひとも、小さなことのように思ひますが、気配りができる行政であつていただきたいというふうに思ひます。

以上のことについて、市長の御所見を伺います。

○議長（今城誠司君） 市長。

○市長（沖本年男君） 続きまして、街路樹の剪定時期について、お答えをいたします。

当市の市道で、街路樹の一番多い路線は北本大福堂前から片島中学校前に至る桜町藻津線です。

この路線は、車両、通行者の利用が多いため、毎年、街路樹の剪定等を行っております。

作業時期につきましては、樹木の成長サイクルに合わせ、毎年6月から7月にかけて実施しております。

これまでの剪定作業においては、沿道地区の住民の方からは、落ち葉や日照に支障を来す、車両に枝が当たる、夜間、暗くて危ないとの苦情があり、昨年度は要望により、剪定ではなく、70本の間引き伐採を実施した経過があります。

本年初めてではありますが、夏の猛暑を受け、近隣地区の区長さんから、夏場は残してほしかったとお話もいただいております。

一方で、街路樹のある場所には、電話線や電力線があり、また見通しの確保という観点もございます。

今後の作業につきましては、道路の構造や利用者の要望を勘案する中で、よりよい方法を検討してまいりたいと、このように思っておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（今城誠司君） 2番山上庄一君。

○2番（山上庄一君） 御答弁ありがとうございます。

以前には、まちの中の道路づくりにおきましても、自転車での買い物で、玉子が割れない道づくりというようなことがよく言われてきました。あくまでもこれは概念上の話ですけれども。

今後とも、このハード面に限らず、先ほど、高倉議員の質問の中にもありましたけれども、

来庁者への接遇など、ソフト面での気配りのある行政を推進していただきますように、強く要請しておきたいと思っております。

以上で質問を終わります。

ありがとうございました。

○議長（今城誠司君） この際、午後1時まで休憩いたします。

午前11時35分 休憩

午後1時00分 再開

○議長（今城誠司君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

9番中平富宏君。

○9番（中平富宏君） 9番、一般質問をいたします。

議長在職中には一般質問ができませんでしたので、2年半ぶりの、そして沖本市長、立田教育長に対しましては、初めての一般質問となります。

私が1期だった10年前、当時、先輩議員であった沖本市長の相手を追い込む鋭い質問、それに加えて、執行部に対するその攻撃的な姿勢に驚いたのを今でも覚えております。

現在は、特定の思想に基づかず、宿毛市民にとって有益な判断をする市民党になられたそうではありますが、ということは、市議会議員のときは、イデオロギーだけで議員活動をされていたのでしょうか。

私は、宿毛市民の負託を受け、宿毛市民のために市議会議員をさせていただいているつもりでございます。そういった観点から、質問をさせていただきますので、どうかよろしくお願いをいたします。

まず、初めに防災について、お聞きをいたします。

南海トラフ巨大地震の新想定を受け、避難路や避難場所の整備と同時に、防災倉庫の整備も

進んできましたが、先日、ある備蓄倉庫の視察をした際に、中は空っぽだったというお話をお聞きしました。

現在、1次避難場所、そして2次避難場所の備蓄品について、どのような状況になっているのか、まず市長にお聞きをいたします。

○議長（今城誠司君） 市長。

○市長（沖本年男君） 9番、中平議員の一般質問にお答えをいたします。

まず、備蓄品についてでありますけれども、1次避難場所において、食料備蓄は、管理等の面で課題があることから、個人や地区単位で備蓄の要請をしているところでございます。

なお、ブルーシートやスコップ等、簡易な資機材については、備蓄倉庫を設置した後に、整備してまいりたいと、このように考えております。

また、津波浸水想定区域外となる2次避難場所につきましては、現在、毛布やアウトドア用敷きマット、トイレ処理剤等を、東部農村環境改善センターへ備蓄している状況でございまして、今後、その他の2次避難場所へも配置を進めるとともに、食料等の備蓄につきましても、平成26年度以降、計画的に整備してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（今城誠司君） 9番中平富宏君。

○9番（中平富宏君） 9番、質問を続けます。

ただいま、市長の答弁のほうで、1次避難場所については、ものによっては、個人や地区にお願いをしているという答弁であったというふうに思います。

その中で、少し詳しく御説明をいただきたいんですが、保育園、小中学校の1次避難場所の食料、そして中で言いますと、食べ物や水ということになると思うんですが、そういった備蓄品に関してはどのようにしているのか、よろ

しくお願いをいたします。

○議長（今城誠司君） 市長。

○市長（沖本年男君） お答えいたします。

保育園、小中学校の1次避難場所への食料及び備品についての御質問でございますが、津波浸水域にあります宿毛、大島、小筑紫、咸陽、中央、二ノ宮保育園の6園のうち、現時点で備蓄ができている保育所は、小筑紫保育園を除く5園となっております。

災害時に持ち出す物品としまして、あめ、ポーロなどのお菓子、水、おむつ等を備蓄しており、小筑紫保育園につきましては、現在、準備をしているところでございます。

小中学校につきましては、津波浸水域に宿毛、大島、咸陽、小筑紫の4つの小学校及び、宿毛、片島、小筑紫の3つの中学校がありますが、現時点で独自に備蓄ができていない学校はございません。

なお、水、食料についての備蓄は困難であります。非常用保温アルミシート、ここにありますが、このような形でシートになっておりますけれども、アルミシートにつきましては、保育園、小中学校ともに整備してまいりたい、このように考えております。

以上でございます。

○議長（今城誠司君） 9番中平富宏君。

○9番（中平富宏君） 9番、再質問を続けます。

ただいま説明の中で、保育園はあめ、ポーロ、水などの持ち出し品という説明であったので、どこか避難場所に備蓄しているのか、それとも園に用意をしておいて、避難のときに持ち出すのか、どちらなのだろうかというふうな思いもいたしました。もしわかれば、また教えていただきたいと思っております。

それから、小中学校は、独自では、まだ1校も用意ができていないということでもあります。

そこで、気になる答弁は、水、食料については、市としては用意ができない、そういった答弁がありました。

いろいろ考え方があるとは思いますが、私は、通常は学校や保育園内の安全管理というのは、それぞれの学校、そして保育園に責任があるというふうに思っております。当然、災害時において、避難場所へ避難するわけですが、その避難場所から子供たちを保護者に引き渡すまでは、それぞれの学校、保育園に責任があるのではないかと思います。

津波警報が発令された場合、どんな地震が起きるかわからないわけですが、地震発生から8時間以上、余震を考慮に入れると、24時間以上、1次避難場所に子供たちがとどまる可能性が、かなり大きいのではないかと。そういう状況になるのではないかとというふうに想定がされております。

その間、命をつなぐための最低限の食料や飲料水、これは市、要するに役所が責任を持って管理する、そういった必要があるのではないかとというふうに、私は思っております。

その点について、市長の考え方をお聞きしたいと思っております。

○議長（今城誠司君） 市長。

○市長（沖本年男君） お答えいたします。

先ほど、小筑紫保育園のあめやポーロなどについての、どういうところに保管、管理しているのかという質問でございますが、これは災害時に、先ほどもお答えいたしましたけれども、持ち出す物品として、備蓄をしているということでございます。

それと、いわゆる災害発生時から避難場所まで、あるいは避難場所から保護者に引き渡すまでは、それぞれの学校や保育園の責任ではないかという質問でございます。

私としましても、保育所、保育園、学校とと

もに、議員御指摘のとおりというふうな認識はいたしております。

園児、児童、生徒の安全確保、並びに防災教育の充実には、最大限の努力をしてみたい。現時点の答弁はこういうところで答えさせていただきたいと思っております。

○議長（今城誠司君） 9番中平富宏君。

○9番（中平富宏君） 9番、再質問をさせていただきます。

少し私の質問のほうが悪かったのかもしれませんが、保育園に関しては、小筑紫保育園の件じゃなくて、全体の保育園の備品というのは、避難場所というのは、浸水エリアの高台外にあると思っておりますので、そちらのほうに用意をするのか、それとも園に用意をしておいて、園から一緒に持ち出すようになっているのかというのを、少し問わせていただきました。

それから、小中学校の件ですが、私の指摘のとおりであるというふうな答弁でありましたので、ということは、学校、それから保育所であれば保育園、そちらのほうに責任があるということだと思います。

そこで、僕がさっき聞いたのは、そうであれば、例えば24時間以上そこにとどまる必要が生じた場合に、子供たちの命をつなぐ、要するに水や食料がなければ、場合によっては、命がつけがないのではないかと、そういったことを危惧して、それを準備するのは市の責任ではないかという質問をさせていただきました。

少し極端な話にはなるんですが、最低限の食べ物と水は、子供たちをそこにとどめるからには、市として用意しておくのではないかと、そういう思いで質問いたしましたので、その点について、市長の答弁を再度求めたいと思っております。

○議長（今城誠司君） 市長。

○市長（沖本年男君） 先ほどの保育園の備蓄の件についてでございますけれども、大島、そ

して咸陽、中央保育園におきましては、1次避難場所に備蓄をしているというところがございます。

そして、保護者に引き渡すまでの責任という形になるわけでございますけれども、その点で、水や食料を確保すべきではないかという質問でございますけれども、1次避難場所の避難するというのは、想定としては、短期間の想定でもあります。

そういうことと同時に、水や食料というのは、定期的にずっと交換もしていかなければいけない、そういうこともございまして、現在、いろんな、他のそういう施設等も広く状況を調査していく中で、またそういう形での、食料や水等について、備蓄するということは、もっともっと先にしなければいけない課題、防災対策もあるという観点の中で、現在、まだそこまで準備すると、行政が準備するという形にはなっておりません。

以上でございます。

○議長（今城誠司君） 9番中平富宏君。

○9番（中平富宏君） 9番、再質問をいたします。

あとの質問のこともありますので、ここで余り時間をとるつもりはなかったんですが、市長の答弁が少しわかりにくかったので、はっきりとした答弁をいただきたいと思います。

1次避難場所は短期間の避難場所であるので、そこまでは考えていないと。水、食料のことでありますが、水、食料は1次避難場所に必要なのか必要でないのか、その考え方をひとつ先に示してもらいたいと思います。

○議長（今城誠司君） 市長。

○市長（沖本年男君） 避難場所における食料、水、これは当然のことながら、あったらよいし、そこに備蓄していくことは、非常に有効にそれが活用できるというふうに思っておりますけれども、

現在の時点で、他の防災対策等々、全体の方策を考えていく中で、やはりこれは各学校や、そういうところで、今の段階では設置していただくような方向を、今後、我々もお願いもしていかないけませんけれども、行政として、そこに備蓄するという考えは、今のところ持っておりません。しかし、これからのさまざまな防災体制を拡充していく中で、これに固執するということでは当然なくて、状況のそういう方向性の中では、当然、検討もしていかなきゃいけない、そういう課題であるということについても、認識をいたしております。

以上でございます。

○議長（今城誠司君） 9番中平富宏君。

○9番（中平富宏君） 9番、再質問をいたします。

市長の考え方は、あったらよいしということのように受けとめさせていただきました。

宿毛市は、1次避難場所に食料、水が必要だと言っております。あったらよいしではありません。必要ですが、そこまで準備ができないので、それは各自それぞれの地区であるとか、それぞれが、個人が用意してくださいというふうに公の場で言っております。このことについて、市長の考え方をお聞きいたします。

○議長（今城誠司君） 市長。

○市長（沖本年男君） お答えいたします。

言葉の使い方としてそういう表現になりましたけれども、中平議員指摘のような、私はことだというふうに認識一致しております。

以上でございます。

○議長（今城誠司君） 9番中平富宏君。

○9番（中平富宏君） 9番、再質問をさせていただきます。

市長の考え方は、あったらよいという言葉を使ってしまったが、必要だというふうに思うということのように受けとめさせていただきました。

た。

なぜこんなことを強く言うかといいますと、例えば、小学校、中学校であれば、それを学校に準備しなさいということは、PTAに買いなさいということになります。

それを市として、PTAに対して、水、食料もあつたらいいよねというのか、子供たちの命をつなぐために、水、食料は必要ですので、ぜひ買ってください、準備してくださいといって指導するのにかよって、それぞれの学校間で備蓄品の差が出てくると思います。

私は、それは市それぞれ担当の課もあります、教育委員会もあります。そこで、最低限必要なものは考えていただいて、それをそれぞれの学校、保育所同じように準備ができるように指導をしていくべきだと考えております。この考え方について、市長の考え方をお聞かせ願いたいと思います。

○議長（今城誠司君） 市長。

○市長（沖本年男君） お答えいたします。

どのように子供たちの命をつないでいくのかということにありますけれども、1次避難場所については、あくまでも人命救助を最優先にした一時的、短期的な役割を担う場所、このように考えております。

また、避難生活の拠点となります2次避難場所については、今後、必要な備蓄品を整備する予定にしております。

しかしながら、先ほどと同じようになりますけれども、1次避難場所から保護者の引き取りの間や2次避難場所への移動の間までに、必要な物品として備蓄を要するものについては、自助、共助、公助、この連携を基本に検討してまいります、このように考えております。

さらに、保育園や小中学校の1次避難場所の食料備蓄についてはありますけれども、これにつきましても、個人や地区単位と同様、保護

者の皆様へ備蓄のお願いをし、その際には、各学校での大きな差が出ないように、保護者会やPTA、そして教育委員会と協議や調整を取りながら、今後、進めてまいりたいと、このように考えております。よろしく申し上げます。

○議長（今城誠司君） 9番中平富宏君。

○9番（中平富宏君） 9番、再質問をさせていただきます。

1次避難場所での命をつなぐという部分で、私の考え方と市長の考え方で、かなり温度差があるように感じました。

1次避難場所はあくまでも1次避難場所なんだから、その後、命さえ助かれば、2次避難場所に行けばいいという考え方のように聞こえましたが、先ほども言ったように、災害というのは、どういうものを想定しても、想定内におさまるといえることはありません。

その想定ですら、24時間、また場合によっては48時間の食料品を備えてくださいよということで、各自治体であるとか、国のほうが動いている中で、少し認識が甘いのではないかなというふうに感じましたので、その点については指摘しておきたいと思いますが、この件に関しては、もう再質問はいたしません。

次に、市長の政治姿勢についてお聞きをいたします。

まずは、総意についてですが、ことしの3月議会において、同僚、宮本議員の自衛隊誘致の質問の中で、市長は、市民総意の中で、私は進んでいきたいと答え、宮本議員に、総意とはなりませんとはっきりと言われております。

また、総意とはどこにあるのか、何を基準にしているのかと浅木議員に問われ、市長は、市民や議員の皆さんと十分協議を重ねていく中で、そういう全体の流れ、多くの意見を求めていきたいし、そういう中での今後の判断として、総意という言葉を使わせていただいたと答えてお

ります。

これは、議事録をそのまま読まさせていただきました。

当時、私は議長席にいましたが、全く理解ができなかったのでお聞きをいたしますが、総意とは、全員の一致した意見、全員の一致した考えであります。さまざまな諸問題に対して、市民総意の中で進んでいきたいなどと言っていたら、何ひとつ前に進めずに、4年間が終わってしまうと思いますが、今でも市民総意の中で進みたいと、市長は思っておられるのか、お聞きをいたします。

○議長（今城誠司君） 市長。

○市長（沖本年男君） お答えいたします。

私は、市政を執行していく上において、市民のためにということと、市民の、この理解と協力を得て、ということを中心に、常に考えております。

そのためには、市民の皆様には十分説明をし、より多くの方々に御理解をいただいた上で、事業を推進していく必要があると考えております。

御質問のありました、かつて海上自衛隊による宿毛湾港の利活用に関しましても、地域経済の浮揚や社会基盤の整備促進、大規模災害時における市民の安全対策の上からも、大変有意義なことだというふうに考えておりました。一方で自衛艦隊の寄港頻度が増すことに対して、不安を抱く方々もおられますので、議会の議論はもとより、市民の皆様にも十分説明を行い、できるだけ多くの皆様の御理解と御協力の中で、事業を進めてまいりたい、このように考えております。

そして、私の判断するところでは、総意というのは、確かに全体全ての皆さんの意見というものもあります。そして、もう一つは、いわゆる団体の統一した考えということも、この意味に含まれているというふうに、私は解釈いたして

おります。

そういう意味からも、この言葉を使わせていただきました。

以上でございます。

○議長（今城誠司君） 9番中平富宏君。

○9番（中平富宏君） 再質問をさせていただきます。

市民のために市民に協力を得て理解をしていただきたいという姿勢については、共感できる部分もございます。

ただ、その一方で、総意の考え方で、団体の考えというのも、一つ自分は入れて、総意という言葉を使っているんだよと言いますが、市長が言われたのは、市民総意の中なんですよ。市民って、全員団体に所属されていますか。市民の総意を団体に聞いて、それがどこまで、どれだけの団体に話を聞いて、団体全員の同意が得たら、市民の総意となるのでしょうか。全く想像がつかない話なんです。

それぞれの団体の方々に声をかけて、団体の方々が全員いいと言ったというのであれば、それはそれで、一つの意思決定の、それを基準に市長が考えるのはいいと思います。ただ、それを市民の総意だというふうに考えるのであれば、それは大きな勘違いだと思います。

少し質問を続けさせていただきますが、先日、総務文教常任委員会で宮城県の南三陸町に行っていました。これは、市の職員も同行していただきました。

南三陸町は、二度と悲劇を繰り返さないために、3月11日、東北の大震災のときですが、この津波によって浸水したエリアを災害危険地域に指定をしまして、10メートルのかさ上げをするそうです。でも、かさ上げをしても、そこに住居の、要するに夜、そこで寝るような、そういった住宅の建設は認めないように決めたそうでもあります。

商店や工場は建っても、住む家はもうそこには建てない、そういうふうなまちとして決めたということでありました。

また、その一方で、昨年視察した名取市では、閑上地区の浸水したエリアの一部を3メートル、これは海拔5メートルになるそうですが、3メートル土を盛ってかさ上げをし、そこには住家を建てる計画だそうです。これは、閑上地区の全体じゃなくて、当然、住家を建てれるところと建てられないところというのを決めたそうです。

一つ考えるところでは、かさ上げをすればつかからない名取市と、幾ら10メートルといっても、かさ上げをしてもまたつかう可能性がある南三陸町との違いだとは思いますが、どちらも賛否両論の中、決定をし、いろいろネット上でもいまだに議論されておりますが、問題山積の中、事業を現在、進めております。

ただ言えるのは、それぞれの市長と町長が判断をして、その事業に向かって、市として進んでいるという状況であるそうでありました。

例えば、こういった案件の中、総意などあり得ないとは思いますが、市長は、A、Bどちらかの選択を迫られた、こういった状況になったときには、市長はどのような行動をとるおつもりなのかをお聞かせを願いたいと思います。

○議長（今城誠司君） 市長。

○市長（沖本年男君） お答えいたします。

議員御指摘のように、全ての市民に御理解をいただくことは、非常に困難なことであろうと考えます。

私としては、理解をいただくよう、可能な限り説明をし、一人でも多くの市民の皆様の御理解をいただけるよう、努力しなければまいらない、いけないというふうな考えておるところでございます。

そうした上で、一定の時期に、事業推進の可

否を判断しなければならない、このように考えております。

よろしく願いいたします。

○議長（今城誠司君） 9番中平富宏君。

○9番（中平富宏君） 再質問を続けます。

今、市長が述べられたそういった姿勢で、ぜひ前に進んでいただきたい。

それで、かなうことであれば、一定の時期というのを、できるだけ早くしていただきたい、そのように思います。

次に、公約についてお聞きをいたします。

沖本市長就任直後の一般質問において、ある議員が、当時の教育長に対してですが、宿毛小中学校の再編計画については、市長選挙の最大の争点であり、市民が直接、意思表示をしたという意味では、まさに住民投票のようなものである。沖本市長が当選したということは、教育委員会の再編計画に市民がノーを突きつけたのである、と発言をされました。

幾ら争点になったといっても、市長選挙の結果をもって、住民投票の結果とするには、余りにも乱暴だと、そのとき私は思ったことでしたが、市長は選挙中の公約や発言をどのように捉え、現在の市政にどのようにそれを影響させて、今の市政を進めておられるのか、その点についてお聞かせ願いたいと思います。

○議長（今城誠司君） 市長。

○市長（沖本年男君） お答えいたします。

選挙期間中の公約についての御質問でございました。

私は、選挙戦を通じて、公正公平で、何事にも説明責任を果たし、市民本位の宿毛市を実現しなければならない、このように訴えて、市長就任以後、その基本的な姿勢のもとに、今日まで市政運営を行ってまいりました。

今後においても、常に市民目線で、宿毛市に住んでよかったと、市民の皆さんが心から喜ん

でくれるような、まちづくりに全力を傾注していきたい、このように考えておるところでございます。

以上でございます。

○議長（今城誠司君） 9番中平富宏君。

○9番（中平富宏君） 9番、再質問をいたします。

ただいま、市長のほうから、基本的な考え方についての、公約という意味で、そのときに言ったことを実行しているんだよというお話だと思いますが、余りにもアバウトな話なので、もう少し細部にわたっての話を聞きたかったわけですが。

先ほど言ったのは、例えば、小中学校の再編問題、これに対して、市長は計画を変更すべきだということで、選挙に勝ったんだから、市民もそう、みんなが思っているんだよというお話をされた議員がいたというお話をさせていただきましたが、その関連はするんですが、市長選挙のときの、市長本人が発言したことなんで一々もってくる必要はなかったと思いますが、それぞれ切り抜きを見たときに、学校問題で、かなり市長は発言をされています。

このことについて、市長は、当時の発言、公約ととられるようなことについては、現在、どのように生かして、今の市政運営に当たっているのか、その点について、少しピンポイントで答えていただきたいと思います。

○議長（今城誠司君） 市長。

○市長（沖本年男君） お答えいたします。

公約と言いますか、選挙中の私の様々な発言についての、ピンポイントでそのことについてどう思うか。その中で、学校の再編についてどう思うかという形で質問をいただきました。

私は当時、選挙戦の中で、あるいは準備する中で、市民の皆さんとお話をし、そういう訴えたことについて、今でも当然のことながら、そ

のことを実行していく、基本的な姿勢を持っております。

しかし、そうした中で、さまざまな状況の変化、新たな知識、いろんな形が総合的にあるわけですから、私がまだまだ、その時点で知っていなかった、そういう不十分なところもあったことも当然あるでしょう、そういうことも勘案をしながら、いかに公約を生かし、皆さんとそれを共有していくことができるか、そういう姿勢で臨んでいきたいと。

しかし、先ほど言いましたように、当然のことながら、それに固執した考えではなくて、発展的にそこから考えていくことは当然のことだというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（今城誠司君） 9番中平富宏君。

○9番（中平富宏君） 再質問を続けます。

基本的には、実行していく姿勢は持っているが、その一方で、そのときに知り得なかったこともたくさんあるので、そういったのも取り入れて、あくまでそのときの公約発言に固執するつもりはない、そのような発言だったと思いますので、この点は、以上で再質問はしません。

続いて、民意及び住民投票について、あわせてお聞きをいたしたいと思います。

まず、民意とはどのようなもので、どのようにして諮ってこられたのか。また、これから先、何をもって、特に市長の場合は、市民の民意になりますか、民意を図って、これから先、民意をどのような形で諮るおつもりなのか、その点について、まず市長にお聞きをいたしたいと思います。

○議長（今城誠司君） 市長。

○市長（沖本年男君） お答えいたします。

民意とは何か、また民意をどのように諮ってきたのかとの質問でございますけれども、民意の定義については、さまざまな見解があろうと

思われますけれども、私は、より多くの市民の皆さんの意思を、市政執行に反映させていくことが重要である、こう考えております。

民意を図る方策としては、直接、多くの市民の意見を聞く機会を設けることも考えておりますし、市民に選ばれた議員の意思が示される議会における意思決定も、民意であろうと考えております。

私は、市長就任以来、市民の声を市政に反映させるために、議会における論戦を通じて、市民が市政に求めているものを共有するとともに、地区長との市政懇談会や、各地域へ出向いての、直接、市民の声を聞く地域懇談会等を通じて、市政執行に対する私自身の思いを伝えるとともに、それぞれの地域における課題事業や、市政全般に対する要望や提言をいただいております。

今後も、こうした基本認識のもとで、市政運営に当たってまいりたい、このように考えております。

以上でございます。

○議長（今城誠司君） 9番中平富宏君。

○9番（中平富宏君） 9番、再質問をさせていただきます。

今、市長に民意についての考え方をお聞かせさせていただきました。できるだけ多くの皆さんに意見を聞きたいという思いと、それから民意の諮り方ではありますが、多くの市民の方々と話をしていきたい。それから、議会も民意の一つだというお話もお聞かせ願いました。

少し、私の考え方を話させていただきたいと思いますが、言うまでもありませんが、日本の政治システムというのは、議会制民主主義、先ほど市長も、議会も民意だというお話がありましたが、議会制民主主義をとっております。

この議会制民主主義は、市民が選出した代表者で構成される市議会の負託に基づいて、政治を運営していこう。そういうことによりまして、

市民の合意による政治という民主主義の理念を実現しようとするものである、このように理解をしております。

先ほど、中土佐町は、役場庁舎移転問題で、議員提出の庁舎移転先を問う住民投票条例案を、賛成多数で可決をしております。

これは、新聞報道によりますと、人命にかかわる重要な案件ということで、提案した議案であるというふうに、議員の方は言われているようではありますが、例えば、頻繁に住民投票をするくらいなら、議会が必要ではない。いっそのこと、議会制民主主義をやめて、直接民主主義にかえればいいといった考え方もできると思いますし、確かに市民の中には、こういった意見を持っている方もおられます。

ただ、直接民主主義制度の場合、一般市民が仕事をしながら、山積する諸問題に対して、その知識を得たり、議論をしたり、そして判断をする時間や、そういった余裕があるのだろうか、私は疑問に思っております。

また、執行部のほうからいたしましても、事あるごとに市民全員に資料を提供しまして、説明をすることが可能だろうか。また、それに加え、正確に賛否を問う作業は、住民投票、要するに選挙をするのと同じぐらいに大変なことであります。

それに費やす労力、そしてその予算というのはどうなるんだろうかなど、いろいろなことを、自分なりに考えてみますと、これはまずもって不可能に思えてきます。

ゆえに、市民から選ばれた議員が、先ほど市長も言われましたが、その議員が代表者として、民意を反映しているのだと、私は理解をしているところであります。

中土佐町のお話をして大変恐縮ではありますが、池田町長は、住民投票条例案の議決を受けて、ともに住民負託を受けた町長と議会で議論

して、これは決めるべきだと考えていたと、コメントをしております。

そして、その2カ月後には、執行部として高台への役場移転の方針を、住民投票はせずに決定をいたしております。

そして、そのときの町長のコメントは、役場を現庁舎付近につくることはない。計画を早急に進めていきたい。議会と協議をして意見をまとめ、できれば住民投票は避けたい、でありました。

この庁舎移転問題を問う住民投票に対して、池田町長はノーであります。沖本市長は、この問題について、コメントをしてくれということではありません。沖本市長は、住民投票の必要性、行使に当たってどのように考えているのか。

例えば、宿毛市において、どういった問題が起きたときに、住民投票が必要だと、そういうふうな考え方を持たれているのか、そのお考え方をお聞かせ願いたいと思います。

○議長（今城誠司君） 市長。

○市長（沖本年男君） 現在の民主主義政治の中で、いろんな形のある中で、住民投票という形での質問をいただいたわけでございますけれども、先ほどもお答えいたしましたけれども、民意の定義につきましては、さまざまな見解はあろうかと思いますが、間接民主主義を採用している我が国においては、選挙によって選ばれた代表者が、主権者たる住民にかわって、公共機関に関する意思決定を行っております。

その意味から言えることは、議員御指摘のように、議会での意思決定が民意であると言えるのではないかと考えます。

一方、主権者たる住民は、選挙で選んだ代表者に全てを白紙委任しているのではなく、信頼関係に基づく意思決定をしてもらっているのをごさいます。その信頼関係を逸脱したときに

は、主権者たる住民は、何らかの形で代表者の逸脱を是正しなければならない。その制度として、直接民主主義的な制度である解職請求と住民投票があると、私は考えております。

そういう点で、一義的には執行部と議会が十分議論をし、より多くの市民の皆様、御理解と御協力をいただける方向を見出していくことが大切であると考えておりますけれども、事案によっては、住民の皆さんが直接的な意見を反映させることも、有意義であると考えております。

具体的な形での、宿毛市をどうするかということではございませんけれども、このような形で、事案によっては住民の直接的な意見を反映させることも有意義だというふうに、私は判断いたします。

以上でございます。

○議長（今城誠司君） 9番中平富宏君。

○9番（中平富宏君） 再質問をいたします。

今の市長の答弁、私もそのとおりだと思って聞いておりましたので、特に改めて質問ということでもございませんが、せっかく用意してきたので、少し自分の考え方をもう一つ述べさせていただいて、市長の考え方を再度お聞きしたいと思います。

経済学者であります、そして思想家でもられる京都大学の佐伯教授という方がおられまして、コラムを書いているんですが、この方が「民主主義への誤解」と題しまして、こんな書き込みをコラムの中にしておりました。

今日、各種新聞社やテレビ局が行う世論調査は、1年間で総計200回を超えるそうで、確かなことは知らないが、いずれにせよ、間断なく世論調査をしているという印象は誰もが持っているだろう。これでは、余りに民意にこびているというか、依存し過ぎであろう。幾ら主権者は国民であると言っても、そんなに毎日、主

権を行使しておれば、主権は余りにも安っぽく
なってしまう。

しかも、民意なるものは、一体、何者なのか、
誰もわかっていないのである。こういうふう
に書かれております。

このコラムの中の、これは全体のコラムの中
の一部分であります。要するに、政治がこび
ている民意、それを図るのは非常に難しく、そ
してその民意なるものは、大変曖昧である、こ
ういったことをこの方は言われているのだと思
います。

そこで、先ほどの話になりますが、民意を正
確に諮る、これは最後には住民投票をするしか
ないのではないかと、そんなに思うところであ
ります。

ただ、この住民投票というのは、当然、市民
全員に投票をしてもらわないといけませんので、
考え方としては、先ほど、少し長い説明とい
うか、長い考え方を申しましたが、直接民主主義、
このときの一つ一つの諮り方と全く一緒とい
うことであります。

だから、何度も何度もこういった住民投票を
するという事は、結局は議会制民主主義を否
定するものである、そういったことが、私は思
って、これを見てたところではありますが、市長
本人も同じ考えでありますので、少ししつこ
いようにはなりますが、議会がやはり決めて、
それは議会の総意をもってという言い方ではあり
ません。議会としては、当然、多数決をもって
決めたこと。先ほどの市長の言葉をかりれば、
議会という団体の中での答えとして出たことは、
十分、民意に値するというふうに、私は思っ
ておりますが、そういった考え方でよろしいで
しょうか、市長に再度、お聞きをいたします。

○議長（今城誠司君） 市長。

○市長（沖本年男君） お答えいたします。

十分な答えにならんかもしれませんが、

住民投票というのは、先ほど説明したような内
容が、私はあると思います。そういう点で、本
当に、例えば市域を超えた市町村合併である
とか、今、具体的な想定はできませんけれど、
このような行政の選択をしなければならないと
きは、私はいろんな意見が、どちらも正しい
部分があり、どちらも劣っている部分がある。
そういう中で、決定していくという大きな決
定の過程の中では、当然、住民投票というもの
も、私は行くべきではないかというふうな考
えは持っておりますけれども、当然のことな
がら、日常的な、さまざまな行政の方向とい
うのは、議会の決定、これに従いながらやっ
ていく、私はこれが民意であるというふう
に思っております。

以上でございます。

○議長（今城誠司君） 9番中平富宏君。

○9番（中平富宏君） 9番、再質問を続け
させていただきます。

先ほど、市長のほうから、市町村合併の
ときの住民投票のお話も出ました。これは、
一つ、宿毛市はしなかったわけですが、
近隣で行われました。

この必要性については、それぞれ考え方
があると思うんですが、一つには、市民全
体の問題だのように思います。その自治体
がなくなるとか、吸収合併というところ
もありましたが、対等合併の場合には、
基本的にはなくなるわけですので。そ
ういった意味でも、住民投票が必要な
部分があったのではないかなというふう
に、自分なりに理解をしているところ
ではありますが、それ以外の部分であ
れば、かなり慎重にといいますか、何
でもかんでも住民投票すればいいとい
う考え方については、少し違うのでは
ないか、そういうふうに考えている
ところでもあります。

次の質問に移ります。

続いて、宿毛小学校建設についてお
聞きをいたします。

開会日の9月2日に行われた議員協議会において、副市長から、宿毛小学校2次診断及び概算事業費の説明は、コンサルからの結果待ちなので、来週に行いたいとお話をいただきました。

結局、まだ説明は受けていない状況であります。

6月の段階で、コンサルの結果は10月になるが、9月議会には中間報告をすると聞いておりましたので、初日には報告を受け、その内容に対する一般質問をする予定にしておりました。

しかし、何の情報もいただけない状況の中、本日の一般質問を迎えております。非常に残念だと、私は思っております。

宿毛小学校建設は、一刻を争う、宿毛市としての重要案件であります。本来、市長は、議会開会をおくらせてでも、議会初日に報告をし、議会日程をフルに使って議会と討議をすべきであったと、私は考えております。

そうすることによって、ある意味での民意というのが図れたのではないかというふうに、私自身は感じていたところでありますが、初日の報告が間に合わないのであれば、2日開会を1週間延ばし、9日開会にするなどの措置はできなかったのでしょうか。

宿毛小学校建設について、現在の状況、今後のスケジュールとあわせて、スケジュールについては一定の説明をいただいておりますが、再度、確認をさせていただくこととあわせて、市長にお聞きをいたしたいと思っております。

○議長（今城誠司君） 市長。

○市長（沖本年男君） お答えをいたします。

本議会の開会について、宿毛小学校の耐震2次診断の中間報告がなされた後にすべきではなかったかとの質問でございますけれども、私としましては、6月議会でも申し上げたように、9月議会で、議会にも中間報告を示してまいりたいと考えておりました。

このことに関しましても、できる限り、早期に議会に報告したいと考え、委託業者とも調整をしておりましたけれども、先日になりまして、議会より今週中には報告ができそうであるとの連絡が入りましたので、先日の議員協議会におきまして、副市長より御説明させていただいたところでございます。

業者からありましたので、議会に報告したということでございます。

そのため、本議会の開会日には、決定する段階におきましては、まだ報告日を確定できず、こうした状況ではございませんでしたので、第1週の2日の開催をさせていただいた次第でございますので、御理解のほど、よろしく願いを申し上げます。

続いて、スケジュールもあわせて質問いただいておりますので、お答えをさせていただきます。

宿毛小学校建設についての現在の状況でございますけれども、宿毛小学校の建設については、議会や関係者の皆様から、現在の施設の耐震化の可能性を探るべきではないかとの御提言をいただく中で、現在、耐震第2次診断を実施しているところでございます。

耐震2次診断については、10月末に委託業者から成果品が提出されることになっておりますので、その成果品をもとに、保護者等への説明会を開催をし、意見を集約する中で、教育委員会や関係者と協議し、12月議会には一定の方向性を示してまいりたいと考えております。

なお、2次診断については、10月末を工期としておりますが、それまでにおいても、中間報告をいただくよう、委託業者とは調整をしており、今週には、その報告が示されますので、報告内容については、議員の皆様にも御報告してまいりたい、このように考えております。

以上でございます。

○議長（今城誠司君） 9番中平富宏君。

○9番（中平富宏君） 再質問をさせていただきます。

少し気になったのは、2次診断は12月末ということなんですか。10月に一定、一通り、2次診断も含めて説明というか、結果が出るというふうに私は思ってたので、私だけの勘違いかもしれませんが、少し、えっというふうな思いで聞かさせていただきました。

9月議会の初日に説明が間に合わなかったことについては、そういった説明であれば、やむを得なかったのかもしれませんが、裏を返せば、そういう可能性もあるのであれば、何も慌てて9月2日開会にしなくてもよかったのではないかなというふうに、議員の皆さん、結構多くの方々が思われているんじゃないかなというふうに思っております。

こういったことで、次の議会までこの議論が進まなければ、また3カ月先ということになりますので、そういう状況は、議会としてもならないように、自分たちも考えていきますが、そういった観点から見ると、やはり初日にある一定の説明をしていただいて、議会をフルに使って、議論をしていきかけたなというふうに思うところであります。

それでは、続いて、同じ宿毛小学校の建設についての質問であります。3月議会において、議会から宿毛小学校用地物件移転補償調査委託料について、予算執行の前に、次の3点を実行し、市議会に対して提示するように、付帯議決がなされております。皆さん御承知のことではあります。

その1点が、先ほどお伺いした現校舎耐震化の可能性であります。

こちらのほうは、今、市長のほうから、10月の半ばぐらいには成果品、要するにコンサルの答えをもって、方向性を決めていきたいとい

うことでありましたので。

ただ、その残りの2点について、萩原地区に宿毛小学校を移転した場合の整備計画期間を明確に示すこと。そしてもう1点、現敷地内に新校舎を建設した場合、宿毛小学校が高台に移転した後の利用方法について、明確に示すこと。この2点について、明確に示すことというふうに、議会のほうから付帯議決をしておりますが、この2点について、どのような、今、状況になっているのか、明確に示すことができるようになったのか、市長にお聞きをいたしたいと思えます。

○議長（今城誠司君） 市長。

○市長（沖本年男君） お答えをいたします。

萩原地区に宿毛小学校を移転した場合の整備計画期間についてでございますが、このことにつきましては、3月議会から重ねて申し上げておりますけれども、現在の想定では、最短でも8年程度かかるものと考えております。

具体的に申し上げますと、調査設計等委託業務に約1年、用地補償交渉に約2年、造成工事に3年程度、校舎建築に2年のトータル8年を想定しております。

しかしながら、場合によっては、用地の取得にかなりの年月を要し、10年以上かかるやもしれないと考えているところでございます。

続きまして、現敷地内に新校舎を建設した場合、宿毛小学校高台に移転した後の利用方法についての質問でございます。

このことにつきましては、これも先の3月議会において、宮本議員からの質問の中で、市街地にあるべき公共施設として、例えば宿毛中学校や市庁舎、並びに市街地住民の避難所機能をあわせ持った防災拠点など、さまざまな形で有効活用できるよう、検討してまいりたいと、答弁をしておりました。

しかしながら、先ほど申し上げたように、現

在は宿毛小学校現校舎の耐震化の可能性について、調査検討している状況でございますので、今のところ、明確にお示しすることはできません。

以上でございます。

○議長（今城誠司君） 9番中平富宏君。

○9番（中平富宏君） 再質問をさせていただきます。

まずは、萩原地区の件であります。3月から言っているようにという言葉が市長のほうからありました。3月から言っていることで、議会が納得できなかったから、付帯議決がなされているわけでありまして、3月から言っているとおりであれば、これは明確に示されてるよと、議会は認めないと思いますので、その点について、また後で答弁をしていただきたいと思います。

何かこの間に努力をされたのか、努力されていたら、この件についてもお伺いをさせていただきます。

それから、2点目の、現敷地内に新校舎を建てた場合に、移転した後の利用方法は、現在は耐震化の調査をしているので、そのことについては、何もしてないという答弁だったと思います。

ただ、10月に現校舎の耐震化の可能性の結果が出て、その結果によっては、この2点を同時に示す必要が生じます。

先ほどの説明のような状況では、当然、議会に対して明確に示すことができませんので、議会の付帯議決というものに対して、市長が一定の方向性を示せないんじゃないかなというふうに思っております。

10月の半ばから、またその2点について検討をしていたら、またそこから、どれだけ時間がかかるのでしょうか、すごく不安になって話を聞いておりました。

こちらに、ことしの3月27日、付帯議決を受けて、市長がコメントした新聞がありますが、こちらの中で、市長は、付帯議決を受けて、付帯議決は実質的な予算執行停止要請だが、予算が通ったのは一歩前進。必要性は認めてもらったと評価。付帯議決で求められたことを早急に、一つ一つクリアしていくと答えております。

早急に、一つ一つクリアしていくと、3月に答えております。

今となって、この新聞を見たときに、すごくポジティブな考え方で、付帯議決をしてくれたのは前進したんだと。それで、安易に一つ一つクリアしていくよというふうなコメントを残しているわけでありまして、例えば、先ほども言いましたが、現校舎を耐震すべきではないといった結果が出たときにですよ、あとの2点が、先の付帯決議2点です。この2点がクリアできなければ、市長、予算執行ができないんですよ。

市長みずから言われてますよね。予算執行停止要請だと。予算執行の停止要請しているんですよ、議会は。だから、市長が新聞で言ってますよね。早急に付帯議決をクリアし、計画どおりに進め、子供の安全を確保したい。早急に付帯議決をクリアし、計画どおりに進めると、市長本人が言っているんですよ。

それで、一つ目の現校舎の耐震化の可能性をコンサルにかけて、コンサルの結果が出てこないから、だから現校舎移転後の使用については、全く考えてませんよ。おかしいことないですか。おかしいと思うのは、僕だけですかね。

例えば、10月半ばにコンサルの結果が出て、12月に私がここに立たせていただいて、どうするんですかと言ったら、コンサルの結果が出たのがつい先月なので、まだこれについては、今、検討中です。こんな答えじゃ、議会も市民も納得しないと思います。

そういったのを踏まえて、この2点について、現在、どのような状況になっているのか、再度市長にお伺いをしたいと思います。

○議長（今城誠司君） 市長。

○市長（沖本年男君） お答えをいたします。

萩原地区についての工期の予定と、このことについて、現在も進んでないんじゃないかという御質問がまず1点あったと思いますけれども、我々としては、あの後、4月24日には、地域での説明会を行いまして、地域の皆様に、萩原地区の造成事業についての説明もさせていただいて、地権者の皆さんや、地権者以外の皆様も、地権者が20名ですか、来ていただいて、そのような意見交換をしたところでございます。

しかしながら、今後の土地の買収等の進めることにおいては、どうしてもその境界確定等、実務的に、明確にして交渉しなければいけないところがありますので、確実に、これが何年かかるということについては、今、これを進めていくことは、確定するということは、非常に難しいんじゃないかと。これは物理的な面も含めて、それがあろうというふうに考えております。

それと、もう1点の、現地での今後の使い方について、そのような検討ということでの答弁を引き合いに出していただきましての質問をいただきましたけれども、まず、私どもがしなければいけないというのは、現在の宿毛小学校が、本当に効率的な形を含めて、言葉いろいろありますけれども、きちっとした形での耐震補強ができるのか。子供たちの授業を確保しながら、安全性を確保しながら、ここでの耐震化補強工事等、これができるのかどうかという結果が出るまでは、次の行動として、なかなか、ステップとして進めない。

今回、もう今週中には、業者から概算的な形での成果品の中間報告があると思いますが、やはりこれを踏まえた中で、議会にもまず説明を

し、そして10月には、正式な成果品が出ますので、今回の、今週、議会の皆さんに中間報告として説明させていただき、ここから私どもは出発していく形になるのではないかというふうに考えて、そういう事情の中から、現在のそれぞれの取組状況は、このような形になっているということでございます。

よろしく願いいたします。

○議長（今城誠司君） 9番中平富宏君。

○9番（中平富宏君） 9番、再質問をいたします。

質問の前に、先ほど、付帯決議のことを付帯議決と、私、発言をしたようで、訂正をさせていただきたいと思っております。

時間も、2年半ぶりの一般質問ということで、ちょっと時間配分を間違っているのかなと思いつながら、あせって質問をしております。

先ほど、市長のほうから、答弁で、今回の報告を受けて、ここから出発したいというようなお話もありましたが、できれば3月に出発しておいていただきたかったかなという思いが、本心であります。

それから、萩原地区、4月24日、20名ほど集めて説明会をしたというお話は、議会も報告を受けております。

なぜここでこんな話をしているかというのと、その後の動きが見えてこないからです。もう半年たちますよ、市長。

だから、この件に関しては、もう9月から出発するということでもありますので、ぜひ、ねじを巻いて出発していただきたい、そのように思いますので、よろしく願いをいたします。

続きまして、少しダブルコストということでお聞きをしたいと思います。

今年の、先ほどから言っている3月の当初予算で、宿毛小学校2校建てるという予算を市長は出されました。2校建てるという話が、解釈

の仕方によっては違うのかもしれませんが、要するに、1校建てて、もう1校の建設も進めていきたいというお話でありますので、この2校を建てた場合の予算、幾らになるのか。そして、その財源というのはどういったところを当てにしているのか、市長にお伺いをしたいと思えます。

○議長（今城誠司君） 市長。

○市長（沖本年男君） お答えをいたします。

宿毛小学校建設についてのコストについてでございますけれども、まだ実施設計を行っておりませんので、今から申し上げる金額は、あくまで概算金額として御理解の上、お聞きいただければと思います。

まず、建築費についてであります。3月議会で、山戸議員の質問で答弁させていただきましたとおり、校舎については、15億4,000万円、体育館については、3億円、プールについては1億円の、約19億4,000万円を想定しております。

その財源構成としましては、統合による建築なのか、単独での建設になるのか等々、条件によって異なってまいります。松田川小学校の統合という前提のもとにお話をしますと、補助金は3億7,800万円、起債が14億円、一般財源で1億6,000万円程度を想定をいたしております。

また、高台の整備費及び現地で建設する場合の用地拡幅にかかわる費用については、現段階におきましては、具体的な金額を申し上げる状況でございませんので、その点については、御理解いただければと思っております。

以上でございます。

○議長（今城誠司君） 9番中平富宏君。

○9番（中平富宏君） 1点だけお伺いをいたします。明確にお答えを願いたいと思えます。

高台への用地については、金額は示さないと

いうことではありますが、この財源については、何を当てにしておられるのでしょうか、お伺いをいたします。

○議長（今城誠司君） 市長。

○市長（沖本年男君） お答えいたします。

萩原の高台の事業費等についてでございますけれども、高台広場設備に関する国の補助事業、そして都市防災推進事業導入に関する協議が、8月26日付で完了し、財政的にも事業展開がよりスムーズになるものと考えております。

もう少し申し添えますと、現状では8月20日に、造成実施設計委託を市内業者と契約を締結し、設計業務に着手したところでございます。

今後につきましては、今月の9月5日には、設計の基礎資料となるボーリング地質調査委託の入札を行い、高台整備に関する事業の早期着工を目指しているところでございます。

以上でございます。

○議長（今城誠司君） 9番中平富宏君。

○9番（中平富宏君） 9番、再質問いたします。

それでは市長、萩原地区の高台に対しては、設計業務委託をされたということですね。わかりました。

次に、少し、以前気になったことがありましたので、この場で市長に確認をしておきたいと思えます。

市長は、前、私に対して、たしか市長室であったと思えますが、小中学生であれば、たとえば学校が浸水エリア内、今の宿毛小学校がそうなるわけですが、浸水エリア内にあつたとしても、近くに高台に避難場所さえあれば、100%子供たちは助かると言われました。

そこで、私は驚いて、市長に、そんなことを言うもんじゃありませんよという、少し強い口調で話させてもらったのを、今でも覚えているんですが。

100%ということはありませんというふう
に思っているんですが、そのときの発言につ
いて、市長はどのように考えておられるの
か、少しお聞かせを願いたいと思います。

○議長（今城誠司君） 市長。

○市長（沖本年男君） 過去の私の発言に
対しての御質問でありましたけれども、過
去の私の発言については、私には市長と
して、市民の命を守る責務がございます
ので、できる限り、市民の安全の確保を
100%に近づけなければならないとい
う、そういう強い思いからの発言であ
り、今後におきましても、避難道の整備
や防災訓練等、防災対策の充実を図っ
て、考えてまいります。

以上でございます。

○議長（今城誠司君） 9番中平富宏君。

○9番（中平富宏君） 9番、再質問を
いたします。

その場にいた私は、到底、そのようには
理解できるような、前後がありますので、
内容ではなかったわけではありますが、
市長の考え方が100%に近づけるとい
うことで、高台があれば、100%に
近づけるだけ、助かるだろうという
ふうな解釈でよろしいのでしょうか。そ
ういうふうに思います。

なお、当然、皆さん、わかってられる
とは思いますが、災害というのは、いつ、
どこで、どんな形で起きるかわかりませ
ないので、幾ら防災を徹底していても、
100%という言葉は使えないと思っ
ておりますので、100%に近づける
ように、お互い、頑張っていきたいと思
いますので、どうかよろしくお願いを
いたします。

続きまして、小中学校再編計画につ
いて、教育長のほうにお伺いをさせて
いただきたいと思います。

教育長みずから、3月議会の中で、
小中学校再編計画の見直しをするとい
う発言をされまし

た。現在の状況について、少しお聞か
せを願いたいと思います。

○議長（今城誠司君） 教育長。

○教育長（立田壽行君） 中平議員の
一般質問にお答えをさせていただきます。

学校再編計画につきましては、先の3
月議会におきまして、学校の適正配置、
適正規模等を総合的に勘案する中で、
計画を策定し、策定後においては、状
況に変化があれば、状況に応じて修正
をしていくことは必要であり、大地震
時の津波被害を踏まえ、前向きに見直
しをしてみたいと、答弁をさせていただきました。

現在、見直しに当たりまして、各学
校の保護者の御意見を伺っている状
況で、沖の島を除く13校中12校に
ついては、既に意見交換会を開催させ
ていただきました。

現在の状況を説明する中で、再編計
画に関する貴重な御意見もたくさんお
伺いしたところでございます。

残る1校につきましても、9月中に
意見交換会を開催することとしてお
ります。

また、8月22日には、宿毛市教育
審議会を開催いたしまして、再編計
画に対しまして、現状を説明し、今後
の会の進め方等について、確認を
いたしました。

今後におきましては、各学校での保
護者の御意見を参考に、教育審議会
で議論を深めていく中で、教育委員
会といたしましても、できるだけ早く
、新たな再編計画を策定していきたい
と考えております。

以上でございます。

○議長（今城誠司君） 9番中平富宏君。

○9番（中平富宏君） 9番、再質問
をさせていただきます。

ただいま、現在の状況について、教
育長のほうから説明を受けました。私
自身も、保護者として、話し合いの
場に参加させていただいて、

かなり丁寧に、担当者の方も説明もされましたし、また、保護者の方から、丁寧に聞き取りもできるように、皆さんから発言を求めたりとか、促すようなこともあって、努力されているなというふうには、受けとめております。

そこで、少しお話をしておきたいのは、これ平成19年11月に、まず1回目を出されて、その後、平成22年5月に改定をされて、今度が3回目になる計画であります。

私は、この2回については、失敗したんだなというふうに、自分は評価をしております。

この内容については、教育長も当時の方からの引き継ぎであったりとか、職員から聞いているとは思いますが、まず、再編計画が示された直後に、この計画を無視したような学校の整備をしたり、また、場合によっては、再編計画が示されても、そのことと市長の言われていることに乖離と言いますか、言われていることが違ってたとか、そういうことが起きてきて、こういう状況になってます。どうかそういうことのないように、ぜひ、しっかりした、ぶれない再編計画をつくっていただきますように、お願いを申し上げておきたいと思っております。

最後に、保育所の統廃合について、お聞きをいたしたいと思っております。

保育所の統廃合については、行政改革大綱改革プランにおいて、1小学校区に1園を基本に、小学校の再編計画とあわせて検討していく。要するに、保育所の統廃合は、小学校の再編計画とあわせて検討をしていくとなっております。

担当課からも、小学校の再編計画にあわせ、保護者や地域との協議を進めているんだよというお話も聞いておりますが、先ほどの教育長からの答弁にもありましたように、小中学校の再編計画が、今、見直されて、変わろうとしております。

要するに、計画が変わろうとしている、そん

な現状の中で、どのように保育園の保護者、そしてその地域の方々に御説明をしているのか、市長にお聞かせを願いたいと思っております。

○議長（今城誠司君） 市長。

○市長（沖本年男君） お答えいたします。

保育所、保育園の統廃合計画につきましては、宿毛市の行政改革大綱プランに基づいて、1小学校区に1保育園を基本に、統廃合に取り組んでいるところでございます。

昨年度に引き続き、ことし5月に小筑紫保育園、6月にみなみ保育園、7月にすみれ保育園の保護者会へ、福祉事務所が参加させていただきました。

小筑紫、みなみ保育園につきましては、旧田の浦小学校跡地へ、新小筑紫保育園建設計画について、説明させていただきました。

両園の保護者からは、新園での保育サービス、送迎等についての質問がありましたが、今後、保護者と協議しながら、検討していきたいと考えております。

すみれ保育園につきましては、統廃合については、宿毛市の行政改革としての取り組みであること。そして、人口動態の資料のもとに、人口、児童数が減少する中で、現状のまま、保育所数の維持は困難であること。約3キロ四方に公立2園、二ノ宮、すみれ保育園、私立1園、宿毛保育園、そして宿毛幼稚園の4園があることなど、統廃合の必要性について、説明をさせていただきました。

保護者の皆様からは、将来的には、統合もやむを得ないが、園児数も20名前後を維持しており、立地条件や保育への満足度も高い上に、小学校の統合問題の方向性が決まらない中で二ノ宮保育園との統合については、賛成しかねるという意見をいただいております。

そのため、現施設の第2次診断、耐震化を要望する声が多く、統廃合の合意が得られていな

い状況であります。

以上でございます。

○議長（今城誠司君） 9番中平富宏君。

○9番（中平富宏君） 9番、再質問をいたします。

ただいまの市長の説明の中で、小筑紫、みなみに関しましては、小学校も残念なことに、浸水エリアではありますが、新しく建てられているところでもありますので、また再編計画の中で、すぐに小学校区が変わるということも、可能性としては低いのかなというふうに考えておりますが、これもどうなるかわかりません。

ただ、すみれに対しては、先ほど、市長から御説明がありました。保護者の中から、小学校が決まるまではちょっと待ってくれと言われていたということで、それは受け身として市が受けたようなお話でありましたが、これは先ほど、僕が言っているのは、改革プランにおいて、1小学校区に1園を基本に、基本という言葉は使っていますが、1小学校区に1園と書いているんですよ。

だから、小学校が1校になってないのに、先に保育園をしようというのは、この計画からずれているんですよ。だから、その部分を少し、どういうふうに説明しているのかなと思って聞いたら、全く違うような話だったんで、保護者が言われたと。言われたんじゃなしに、こっちが、まだ統合できないんですよと言わないといけないような計画になっております。

それで、もう少しお話をさせていただくと、23年4月に示された宿毛市の振興計画、載っているわけではありますが、こちらについても、現況として、1小学校区に1保育園を基本に、小規模保育園の統廃合を進めてあります。というふうに書いてあります。

しかし、小学校の再編計画が決まらないと、保育園の統廃合、先ほども言いましたが、決ま

らないような形になっているんですよ、うちの計画自体が。だから、そのことはおかしいなという思いがあって、私は質問させていただいておりますが、この計画自体、要するに、1小学校区に1保育園という計画自体を変更すべきではないかというふうに考えます。

このことを、市長にお聞かせ願いたいと思いますし、あわせて小中学校の再編が、今、うまくいっていない、そういった状況の中で、逆に考えると、保育所の統廃合に対して、そのことがブレーキをかけている。今、そういう現状になっています。

そのことについて、市長の考え方をお聞かせ願いたいと思います。

○議長（今城誠司君） 市長。

○市長（沖本年男君） お答えいたします。

保育園の統廃合を、小学校に合わせて進めていくのは無理があるのではないかと御指摘でございます。

議員御指摘のとおり、統廃合だけではなく、津波浸水域における保育園の高台移転は、喫緊の課題であるということは、認識をいたしております。

一方で、子供たちの教育環境を考えた場合、保育、小学校、中学校の地域性というものも、容易には切り離せない要件であるとも考えております。

宿毛市の将来を担う子供たちのよりよい発達のために、どのように環境を整えていくべきか、1小学校区に1保育園という方針の見直しも視野に入れる中で、検討してまいりたいと、このように考えております。

以上、災害等の関係も含めまして、このように認識をしておるところでございます。

以上でございます。

○議長（今城誠司君） 9番中平富宏君。

○9番（中平富宏君） 1小学校区に1保育園

という考え方、その理念については、十分、私も当時から理解をしております。

ただ、言っているのは、小学校区が決まらないんですよ。まだ時間がかかるんですよ。だから、これをまず外して、まずは保育園からやらないと、小学校の再編が決まるまで待ってはいませんか、というお話をさせていただきました。

今、市長も言われましたが、その防災、浸水のこと、市長みずからこういった発言をされてますよね。

一番リスクの高い保育園児の防災対策は、喫緊の課題であります。津波による浸水が予想される保育園の高台移転事業に取り組む必要がある。とにかくこの防災対策については、ここから先が大切ですが、市長みずからこう言ってます。生徒や児童よりも、園児の保育園の対策が非常に急がれる。これ、中学校や小学校よりも、保育園が先だと、市長みずから言っているんですよ。

にもかかわらず、宿毛市の計画の中では、小学校の再編計画に合わせて事業を進めると、どこ見ても書いているんですよ。どこから始まったかなって、僕調べたら、平成18年の振興計画には載ってません。要するに、19年11月に、宿毛市の小中学校の再編計画が出てきた。それに合わせて、保育園が乗っかって話をしているんですよ。

ずっと見てみると、この翌年の平成20年4月の広報だったと思いますが、こちらのほうぐらいから、そういった話が、ここにあります。保育所の再編計画について、小中学校の再編計画について、ここに書いているんですよ。再編計画に関しては、小学校に合わせてやっていくということ、ここに書いているんですよ。市民に対して、御理解願います。

だから、何を言いたいかというと、小中学校

再編計画が頓挫して、がたがたがたがたしたことによって、保育所の再編計画も一緒につぶれているんですよ、この計画自体が。だから切り離しましょうというお話をさせていただいております。

その点について、市長の考え方を、短く、よろしく願いいたします。

○議長（今城誠司君） 市長。

○市長（沖本年男君） お答えいたします。

先ほどのような再編の課題については、やはり、大きくは東日本大震災、これが発生した、そういう形の中で、国はそういう行政の責任という見直しの中で、学校であり、保育園であり、このような大きな課題が、本当に喫緊の課題となってきた。このための整合性がとれてない部分は、確かにあるかと思えます。

しかし、先ほど御指摘がありましたように、今後におきましては、そういう形に捉われない、子供たちのそういう安全を確保していくという形の中で、もう一つは、当然、地域性とかいう教育、保育連携の中で、そういうことも当然ありますけれども、そういうことも勘案しながら、当然のことながら検討していきたい、このように思っております。

以上でございます。

○議長（今城誠司君） 9番中平富宏君。

○9番（中平富宏君） 9番、再質問。最後の質問になると思いますが、させていただきます。

見直しについても、前向きな答弁だったとは、少し思いましたが、この再編計画の中に、社会情勢等の急激な変化による見直しが必要となった場合は、改定できると書いてます。改定できるって書いているんですよ。だから改定してくださいという話をしています。

ぜひ、改定していただきたいと思いますが、そのことについて、市長はどう思われますか。

○議長（今城誠司君） 市長。

○市長（沖本年男君） 重大なことでございますから、当然のことながら、見直しも含めて、これを検討してまいりたい、このことははっきりと申し上げさせていただきたいというふうに思います。

以上でございます。

○議長（今城誠司君） 9番中平富宏君。

○9番（中平富宏君） 見直しをしていただけるものと信じております。

見直しをしなければ、基本とは書いていますが、小学校の枠組みが決まるまで、保育園はどこの高台にも移築することはできない計画になっておりますので、よろしくお願ひします。

そして、いろいろな、宿毛市に重要案件、重要な問題が山積してありますので、そのことに対して、ぶれずに、真つすぐと立ち向かっていただきたい、そういうことをお願いをいたしまして、私の一般質問を終わります。

ありがとうございました。

○議長（今城誠司君） この際、10分間休憩いたします。

午後 2時29分 休憩

-----・-----・-----

午後 2時41分 再開

○議長（今城誠司君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

8番浅木 敏君。

○8番（浅木 敏君） 8番議員の浅木でございます。きょう最後の一般質問になろうかと思いますが、よろしくお願ひいたします。

それでは、早速、質問通告に従って進めます。

まず、1番目に、生活保護行政についてであります。

昨年の総選挙の結果、安倍内閣が復活して9カ月目を迎えて、大企業や一部裕福層にはアベノミクス効果が出始めたと思お喜びの声も聞かれます。しかし、私たち一般国民の暮らしは、何ら好転

の兆しが見えないどころか、物価引き上げ政策等により、日々の暮らしはますます厳しくなりつつあります。

これからも、高齢者の年金は引き下げられ、若者は解雇が自由になる限定正社員の導入、残業代ゼロの裁量労働の拡大、派遣労働法改悪などで、身も心もぼろぼろに壊されてしまいそうです。

加えて、消費税の値上げが強行されると、多くの国民が、生活が立ちいかなくなってしまいます。

こうした無収入、低年金、低賃金の収入で、生活が困窮してしまった人たちの暮らしを支えるのが生活保護制度であります。

ところが、安倍内閣は、物価や消費税の引き上げを誘導しながら、国民の最低限度の生活基準である生活保護基準を切り下げ、生活困難者をさらに追い詰めています。

今度、提案されている切り下げは、子育て世帯で特に厳しく、夫婦と小中学生4人家族、こういう世帯で、今回で5,000円、15年度末までには1万5,000円程度も引き下げられる。こういうふうな事態になっております。

宿毛市におきましても、生活保護基準以下の収入しかないのに、まだ生活保護を利用する手続きができてない人がたくさんおられます。低収入の市民も笑顔で暮らせる宿毛市にするため、私は生活保護行政の改善を求め、この議会で次のことを質問いたします。

まず、1番目に、生活保護基準切り下げの影響について、お尋ねします。

宿毛市での生活保護基準切り下げによる保護利用市民等への影響をお尋ねします。

その一つとして、保護基準額切り下げで、保護廃止となった世帯はあるか。あれば、世帯数と人数をお聞きしたい。

賃金収入や年金が保護基準を下回り、その分

だけ生活扶助を受けていた場合、基準額の切り下げで保護廃止の可能性もあるためであります。まず、このことについて、市長にお聞きいたします。

○議長（今城誠司君） 市長。

○市長（沖本年男君） 浅木議員の一般質問にお答えをいたします。

生活保護廃止となった世帯数と人数についてでございますが、今回の生活保護基準の変更によって、廃止となった世帯はございません。

以上でございます。

○議長（今城誠司君） 8番浅木 敏君。

○8番（浅木 敏君） 保護廃止になった世帯はないということですので、次に、保護基準額切り下げとなった世帯数と人数をお示し願いたい。

○議長（今城誠司君） 市長。

○市長（沖本年男君） お答えいたします。

基準改正により、保護費が減額となった世帯については、212世帯、人数は271人となります。

ちなみに、平成25年8月末の段階で、保護者世帯数は258世帯、被保護者数は318人となっております。

以上でございます。

○議長（今城誠司君） 8番浅木 敏君。

○8番（浅木 敏君） 今、答弁いただいた数字でもわかるように、212世帯もの方が、今回の切り下げにされているということです。

こういうことから、生活保護を受けている市民に対する今回の切り下げは、非常に大きなダメージであると言えるわけです。

次に、この下げた額の問題ですが、下げ幅の平均額と、最も大きい額との世帯構成はどうなっているか、これをお聞きします。

○議長（今城誠司君） 市長。

○市長（沖本年男君） お答えいたします。

まず、本市におきましては、1世帯当たり、月額で平均293円の減額となっております。

そして、もう一つの質問の、一番減額となったケースについての質問がございましたけれども、月額で7,288円の減額となっており、父、母、子供3人の5人世帯となっております。

以上でございます。

○議長（今城誠司君） 8番浅木 敏君。

○8番（浅木 敏君） 今、数字を明らかにしていただきましたが、7,288円ということでございますが、これは全国平均とほぼ同じぐらいと。特に、この地方部では、逆にちょっと高いぐらいかなという状況になっています。

これは、先ほど、私が言いましたように、第1弾だと、今回の引き下げはですね。14年、15年と続けて、同じ状態で引き下げするというようになっておりますので、恐らく1万5,000円から、都市部では2万円も引き下げになるところもできると、1世帯についてですね。

非常に困難な状態になってくるわけです。特に、今、説明いただきました子供を持つ世帯は、生活保護を受けていても、この貧困の連鎖というものを断ち切るために、生活保護を受けながらも、親は子供を、それぞれ勉強させて、力をつけたい。将来は、生活保護を受けなくてもええような仕事につけたいと、こう思って取り組んでいるわけです。

以前には、学資保険をかけて、それで子供を上学校へ行かそうとしたことに対して、貯めとったきにけしからんということで、保護費を、それを収入認定されたというようなことがあります。それは裁判の結果、子供の勉強のための学資保険は構わんということになったし、今度また、子供の将来の学力をつけるための貯金、教育のための貯金、これは認めようかという方向にもなっているわけでございます。

ところが、1万5,000円も2万円も、この世帯でカットされたら、もうそのこと自体もできなくなると。生活保護世帯の子供は、高校や大学にも行けなくなると、こういうことにもなる。非常に、大変な事態になっているわけです。

このことに対する、生活保護世帯の貧困を連鎖させないという取り組みが、宿毛市も必要なわけです。

次に、これは生活保護世帯だけじゃなしに、一般の生活保護世帯以外の市民に対しても、この基準の切り下げが大きく影響してくるわけです。

例えば、保育料等の問題、これも生活保護基準、これが関係してきます。ほかにも、市のやっていることで、影響が出るんじゃないかと思えます。

市の行政とは違いますが、今、議論になっている最低賃金にも影響してくるわけです。

そして、後で議論しますが、就学援助にも影響する。また、住民税、この非課税限度額、これの基準にも影響を与えるんじゃないかと思えますが、そこらあたり、今、宿毛市の行政として、この生活保護基準の切り下げがどういう影響を与えるのか、御説明いただきたい。

よろしくをお願いします。

○議長（今城誠司君） 市長。

○市長（沖本年男君） お答えいたします。

まず、生活保護基準が下がったことによって、保育料の影響はどのような形であらわれているかという質問でございますけれども、今回、生活保護基準が下がったことで、保育料に影響のあった世帯はございません。

そして、市民の方から、生活保護基準を元の基準に戻してほしい、このような要望等は、直接は福祉事務所には寄せられてはおりません。

今回の基準改正については、物価の動向や、

社会経済情勢を総合的に勘案をして、検討されたものとなっております。しかし、私自身は、生活保護受給者も含めて、市民の生活を守らなければならない立場でありました。今回の改正が実情に乖離し、生活保護制度本来の目的である、自立へ向けた取り組みが阻害されていくのであるとすれば、その矛盾点については、国に対して意見を述べていかなければならない、このような観点で臨んでいるところでございます。

以上でございます。

○議長（今城誠司君） 8番浅木 敏君。

○8番（浅木 敏君） 今、若干、説明していただきましたが、もう一つ質問した、住民税について、私は影響はあるというふうに聞いているんですが、これ、もし把握しておったら御説明願いたい。

よろしくをお願いします。

○議長（今城誠司君） 市長。

○市長（沖本年男君） お答えいたします。

住民税については、影響ない、このような判断をしているところでございます。

以上でございます。

○議長（今城誠司君） 8番浅木 敏君。

○8番（浅木 敏君） 市長のほうから、今、影響ないというお話をいただきましたが、私の知るところでは、非課税限度額、これの基準額、こういったものには影響を、生活保護基準等をもとにして判断する部分があるというふうに聞いているわけです。

ここは市長の考えと食い違いますので、また今後、調査してみたいと思います。

なお、先ほど、市長お話いただきましたが、生活保護基準の切り下げについては、何としましても、これは切り下げられたら困ると。先ほど言いましたように、多い人は1万5,000円から2万円も1世帯で切り下げられると。15年までにはですね。そういったことから、何とか

これを早期に、回復を求める声が大きくなっておりま

す。そのことに対して、この市民の声に、市長はどう考えるか、認識をお聞きします。

○議長（今城誠司君） 市長。

○市長（沖本年男君） 先ほどもお答え申し上げましたけれども、関連した中で。市民の方からは、今回の基準を元に戻してほしいとの要望は、直接は、福祉事務所には寄せられておりません。

先ほど申しましたように、今後、具体的にそのような形が明確になっていくのであれば、当然のことながら、国に対しても、意見を述べていかなければいけない、このように再答弁させていただきます。

○議長（今城誠司君） 8番浅木 敏君。

○8番（浅木 敏君） 今、市のほうへは、市長のほうへは直接ないということで、私が生活保護の家庭を回っている中では、これほど切り下げられたら、どうもならんということで、非常に嘆いておられます。

そうした方が、あの決定から60日以内だったですか、不服審査請求ができるという規定がありますので、受け取ってから。そういう不服審査の請求を、各地で取り組んでいるようであります。

生活保護基準の切り下げで、生活が非常に困難になったということで、この不当性を訴えるとともに、撤回を求めて、全国で今、不服審査を起こす準備をしている、多くのところで準備がされております。

いずれこの問題は、老齢加算の廃止と同じように、全国的に大問題になっていくと思います。

次に、通告の2番目に書いてあります、政府の制度改定案についてお聞きします。

この案につきましては、前国会で廃案となったわけでございますが、政府は、再度提出する

ような動きもあります。

この改定案について、市長の見解をお伺いたします。

まず、1番目に、非常に問題になった幾つかの点がありますが、1番目には、生活保護法第24条を改定して、申請書提出を本人に義務づける法案となっております。

現在の条文は、御存じのように、書類提出の義務づけはありません。実施機関には、保護の要否等を決定した書面提出義務があり、現状は口頭申請も認めるとともに、急迫保護をしているわけでございます。

福祉の窓口へ来て、こうこうこういうことで申請を受けたいということ、担当者に伝えれば、それで申請は成り立ったという、役所のほうで文書が必要ということになれば、役所のほうで文書はつくるかもわかりませんが。

なお、この申請があっても、役所のほうとしては、この口頭申請に対してでも、ちゃんと文書で適否を、生活保護は受けれるようになった。また、却下した、こういう内容を申請者に通知するというふうになったものです。

それは、その内容次第で、決められた期間に、不服審査を行わないかんという問題もありますので、そうなっているわけです。

この先の国会の議論の中では、この部分が、一部、修正されたわけですが、廃案になりましたので、そのままになっています。

この生活保護の利用を、今回の場合は、申請を抑え込もうとすることを目的に、またできるだけ申請をさせないように、申請を困難にするための改定であります。

こういうことは、日本各地でも起こっているし、宿毛市でも、私もそういう場に遭遇したことはあるわけですが、この水際作戦とも言いますか、これを合法化し、申請をさせない、申請を抑え込む、こういう考え方について、市

長はどう考えるか、このことについてお聞きします。

○議長（今城誠司君） 市長。

○市長（沖本年男君） お答えいたします。

質問の、政府の生活保護制度改革案について、その個々の内容についての質問でございます。

この改革案は、先の国会で廃案になっておりますが、廃案の理由は、参議院選挙を控えた参議院での会派の思惑、駆け引きも含めて、審議未了となったものでございます。

浅木議員は、この改革案の申請における書面の提出義務について、改正条項個々の解釈についての質問でございます。こうした改正条項等々の解釈は、既に以前から公開をされており、浅木議員もお持ちのことと思います。

今後どのように改正が加えられ、また再提出されるかも、どうかも判断できない状況のもとでは、私からの答弁は適当ではないと判断いたしますので、どうかよろしく願いをいたします。

○議長（今城誠司君） この際、暫時休憩いたします。

午後 3時07分 休憩

午後 3時53分 再開

○議長（今城誠司君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

本日の会議時間は、議事に都合により、あらかじめこれを延長いたします。

8番浅木 敏君。

○8番（浅木 敏君） 先ほどの私の質問の中で、申請をさせない、いわゆる水際作戦という言葉で説明しましたが、この中で、宿毛市でもそういうことに遭遇したと言いましたが、この点について、これは今から8年ぐらい前の話ですので、今、宿毛の福祉事務所がそういうことをしているということではありま

せん、過去にということではございませんので、そのことを、誤解を与えるかもわかりませんので、追加して説明しておきます。

以上です。

○議長（今城誠司君） 市長。

○市長（沖本年男君） 浅木議員が説明されました先ほどの質問のことについてでございますけれども、宿毛市としては、過去においても、8年前においても、生活保護の相談時において、事情等を丁寧に聞き取りしていく中、法に基づいて、適正に対応しております。

以上、そのように判断をいたしておるところでございます。

○議長（今城誠司君） 8番浅木 敏君。

○8番（浅木 敏君） 市長から今、説明をいただきましたが、今、市長の見解と私の見解については食い違いがありますので、このことについては、きょうはこれ以上、議論しません。

なお、私は先ほどの、休憩前の質問の中で、水際作戦を合法化し、申請を抑え込むことになってはいけないと、このことについては、先ほどの市長の考え方からしたら、そういうことは好ましくないという考え方だと思うので、そのことについて答弁をいただきたい。

水際作戦、これについての答弁をしていただきたい。

○議長（今城誠司君） 市長。

○市長（沖本年男君） お答えをいたします。

先ほども答弁させていただきましたように、我々としては、そのような考えではなくて、相談時において事情等を丁寧に聞く中で、当然のことながら、法に基づいて、適正に判断をしてきておりますし、今後もしてまいりたい、このように考えております。

○議長（今城誠司君） 8番浅木 敏君。

○8番（浅木 敏君） わかりました。今、法案の問題を含めて議論している中でしたが、市

長のほうから、水際作戦については、そういうことをしないという明確な答弁をいただきましたので、ありがとうございました。

次に、これの2番目として、扶養義務者に、扶養が困難であることを説明する義務を負わせることを法律に明文化する。そして、生活保護申請ができにくいように改定しようとするものであります。

今、生活保護における扶養義務者の問題については、議論されておりますが、3月議会でも、私は取り上げましたが、芸能界の問題、バッシングして、ことを大きくしたということもありますが、この扶養義務につきましても、基本的に、それぞれの義務者に、無理に、証明とまではいきませんが、説明をさせるという内容になっておりますので、このことについて、市長はどう考えるか、お聞きします。

○議長（今城誠司君） 市長。

○市長（沖本年男君） お答えいたします。

先ほども答弁をいたしましたけれども、この廃案となりました改正案の個々の内容については、ここで私が見解を述べるのはいかなものかと、そういうことでお答えについては差し控えさせていただきたい。

先ほどの質問にも、このようにお答えしておりますので、このことについても、よろしくお願いたします。

○議長（今城誠司君） 8番浅木 敏君。

○8番（浅木 敏君） 今、市長は、法案のことについては答えられないということですが、これから、もしかしてこの法案どおり実行される可能性も、将来には残っているわけでございます。

なお、この中には、医療扶助の適正化ということで、生活保護家庭には、後発医薬品を使わずとか、そしてまた、自立支援という名のもとには、無理に職につかせる。低賃金のところでも

無理につかせるとか、いろいろな圧力が加わる、こういう内容になっています。

こういうことについて、こういうふうな法が改正されると、そのとおりに宿毛の福祉事務所でも実行しなくてはならなくなってくるわけです。非常に影響が起こってきます。

また、今でも各地で生活保護が受けられないために、餓死事件が起こっているわけですが、これが今後、さらに大きくなると思うわけです。

そういう、先ほど市長が答弁したような、福祉行政がしにくくなると、この法律ができると。こういう面で、市民の命を守る立場に立つならば、こうした制度改革はすべきではないと思いますが、市長はこのことについて、どう考えるか、最後にもう一回お聞きします。

○議長（今城誠司君） 8番浅木 敏君。

○8番（浅木 敏君） 次に、3番目に利用しやすい生活保護行政について、お尋ねします。

生活保護を受ける弱者を切り捨てる政府改正案の方向ではなく、宿毛市行政として、必要な人が、安心して利用できる生活保護行政をどう進めるかについて、お尋ねします。

まず、その一つとして、ふえる生活保護利用者に対応できる行政体制をどう作るかということで、生活保護利用者が216万人を超えたとか大々的に報道されていますが、今、日本の労働者の労働条件は悪化し、身を粉にして働いても年収200万にも満たない、いわゆるワーキングプアといわれる人が1,000万人を超える状況。そしてまた、1カ月四、五万しか年金がない、いわゆる低年金の方、こういう高齢者も多くなっているわけでございます。

こうしたことから、生活保護を利用しなくては暮らせない人は、今後さらにふえると思われる。利用者数に応じたケースワーカー配置で、行き届いた生活保護行政を進めることについて、市長の考え方をお聞きします。

○議長（今城誠司君） 市長。

○市長（沖本年男君） お答えいたします。

宿毛市の状況は、8月末現在で258世帯を3人のケースワーカーで担当をしており、1ケースワーカー当たり86世帯となっており、国の定める1ケースワーカー当たりの標準数である80世帯を上回っております。

ここ数年の生活保護世帯の増加傾向については、十分に把握しており、職員の増員についても検討していきたい、このように考えております。

以上でございます。

○議長（今城誠司君） 8番浅木 敏君。

○8番（浅木 敏君） 今、市長から答弁をいただきました、現時点でも80という数字をオーバーしているということで、必要な配置を検討するというところでございますので、まずは、先ほど私が指摘しましたように、こういう状況の中では、ふえていく可能性もあるので、それも含めて今後、ケースワーカーの仕事がオーバーにならないように、また十分な、それぞれの利用者に対して、十分な対応ができるように取り組んでいただきたい。

先ほどの答弁をよろしくお願いたします。

それから、続いて、生活保護の必要な人に、制度をどう知らせるかについてであります。

宿毛市でも、生活に困窮しながらも、生活保護を利用する手続のできてない人が多くいます。宿毛市行政としても、こうした人々に最低限度とはいえ、憲法で定められた健康で文化的な生活をしていただくために、生活保護の制度を知らせ、利用したい人には気軽に利用してもらうべきであります。

制度の周知の方法はいろいろありますが、前回、議論した広報での周知に加え、さらに制度の概略を知らせるポスター等をつくって、公共施設や病院、協力している民間施設に張り出す

のも一つの方法であります。

自分で手続のできない人に対しては手をかしてあげる、温かい福祉の充実した宿毛市づくりを目指して、市長は今後、どう取り組むかお聞きします。

○議長（今城誠司君） 市長。

○市長（沖本年男君） お答えをいたします。

宿毛市では、ホームページへの生活保護制度の概要の掲載、生活保護のしおりの配置等、周知についても十分に努めております。

また、各民生委員や関係部署とも連携しながら、生活困窮者の早期発見に努めておりますので、お気軽に相談していただきたい、このように思っておりますのでございます。

以上でございます。

○議長（今城誠司君） 8番浅木 敏君。

○8番（浅木 敏君） 市長からは、今、いろんな形で市民に周知はしているということでしたが、私が指摘しましたように、それでも、まだ生活保護法の制度がわかってない人はたくさんおいでということなんです。

例えば、先ほど、ちょっと触れましたが、私は年金が4万円しかない。生活保護もらいよる人は、私より多いねという話があるわけですね。

これらは、わかってないから、こう言うわけです。年金が4万円で、もし生活保護基準、1人の分が、6万円が基準だったとしたら、この2万円は生活保護として、今、市長が言いましたように、役所へ来て相談をすれば、その2万円分が生活保護で支給されるわけでありまして。こういうことをわかってない。

それからまた、仕事をして、わずかな収入がある人が、生活保護のほうが余計もらっている。私の労働賃金より余計もらっているという話をする人もあるわけです。そういう場に遭遇したら、私は私なりに説明しますが、その人も、

賃金収入から、生活保護基準から賃金収入を差し引いて、まだ足らん分は、生活保護基準に足らん分は、その分を生活保護を申請できることになっております。

こういうことを、まだ皆さんが十分承知してないと。だから、生活保護受給者に対して、あの人は私らよりよけもらってええねと、というような話が出てしまうわけです。

これが、まだ市民が生活保護とは何ぞということを理解してない、理解されてない。また、そのことが十分に知らされてない、そういうところから発生するわけでございますが、そういう誤解について、市長はどう考えるかお聞きします。

○議長（今城誠司君） 市長。

○市長（沖本年男君） 質問にお答えをいたします。

生活保護制度の概要等の広報等が、まだまだ弱いのではないかという質問でございます。

私どもとしても、今までさまざまな宣伝媒体を通じながら、その周知については努めてきたところでありますけれども、今後も、先ほどもお答えしましたけれども、各地域には民生委員さんもおられます。本当に気軽に、各地域で相談に乗っていただけるような、非常に地域地域で、しっかりした皆さんが活動してくださっております。

そういう形も含めて、本当に困っているという形の相談は、私はそういう、また宿毛市の関係部署に来ていただいても結構ですけれども、いつでも門戸は開かれておりますし、積極的な、そういう形で対応できるという形になっておりますので、今後も可能性のある、効果的な方法等については、当然、これはいつも検討はし続けていかなければならないわけですが、私どもとしては、現状で、こういう形で、市民の皆さんに周知できているのではないかという

認識を持っておりますので、また個々の内容で御指摘があれば、いろんなときに、また我々にも御意見いただければというふうに思っておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（今城誠司君） 8番浅木 敏君。

○8番（浅木 敏君） 今、答弁をいただきましたが、市長は十分周知されていると、今言われましたけれども、やはり周知されていないから、私が先ほど出したような例が、あちこちであるわけですね。

そういうことから、さらに今後、私が先ほど提起したようなことも含めて、いろいろ、あらゆる方法で、皆さんにこういう生活保護制度のお知らせをしていただきたい。困った人が、すぐに利用できるようにしていただきたい、こういうことについて、どう取り組むかということについて、お聞きして、私の市長に対する質問は、このあたりでやめたいと思います。

○議長（今城誠司君） 市長。

○市長（沖本年男君） 浅木議員の再質問にお答えをいたします。

私としても、浅木議員が思われているような、市民に対して、知らない方には周知していただく、そういう広報等、こういうものは本当に必要であるというふうに考えております。

そういう点も含めて、今後、ケースワーカーについても、増員をしていく方向で検討していきながら、より市民の皆さんとの接点を多くできるように、そういうことも含めまして、あるいはまた、いろんな、各種そういう関係の団体等もでございます。

そういうところで、本当に困っている人に対しては、きちんと支援の手を差し伸べることができるような、そういう行政としての責任については、十分果たしていけるように、検討してまいりたい、このように思っておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（今城誠司君） この際、暫時休憩いたします。

午後 4時14分 休憩

午後 4時16分 再開

○議長（今城誠司君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

8番浅木 敏君。

○8番（浅木 敏君） 次に、就学援助について、教育長にお尋ねします。

就学援助制度は、憲法第26条で規定した義務教育の無償を実現するために定めた制度であり、小中学生が安心して勉学に励めるように、家庭の事情に応じて、学用品や給食費、修学旅行費など、教育を受けるために必要な諸費用を補助するものであります。

2011年度の結果として、この利用者は全国で157万人、公立小中学校の生徒の7人に1人は、この就学援助を受けているというところでございます。

この就学援助制度は、市町村の責任で実施することになっておりますが、かかった費用の半額は、国が補助する仕組みになっております。小中学生のいる家庭は、誰でも申請することはできますが、市町村がつくっている適用基準を満たす必要があります。

どういう人が該当するかという部分では、全国の自治体で生活保護を受けている世帯はもちろんのこと、昨年度、または今年度に生活保護を停止、あるいは廃止された世帯も含めます。

そして、その他として、経済的理由により、学用品の代金や給食費の支払いに困っている家庭、これを準要保護といたしますが、準要保護が適用される世帯は、所得が生活保護費の100%から150%まで、自治体の適用認定基準には大きな差があります。

そこで、まずお尋ねします。

1番目に、就学援助の利用状況と、準要保護の認定基準について、お伺いいたします。

本市における就学援助の利用状況と、準要保護認定の収入基準については、宿毛市は生活保護基準の100%としていますが、保護者の低収入化はかなり進んでいるので、130%に引き上げるように求めます。

なお、御存じのように、高知市では早くから生活保護基準の130%以下の所得しかない世帯は、準要保護に認定しています。

特にこの8月からは、生活保護基準額が切り下げられたため、もしこれに連動して、準要保護の認定をすると、これまで認定を受けていた人の中に、前年と同収入でも認定にならない人が出てきてしまいます。

こうしたことから、この際、宿毛市でも高知市並みの130%にするよう求めます。

このことについて、教育長の答弁を求めます。

○議長（今城誠司君） 教育長。

○教育長（立田壽行君） 浅木議員の就学援助の利用状況と準要保護の認定基準について、お答えをいたします。

平成25年9月1日現在における就学援助の利用状況については、小学校130世帯178名、中学校98世帯110名となっております。そのうち、準要保護児童生徒数につきましては、小学校127世帯175名、中学校96世帯107名となっております。

就学援助認定世帯数の全児童生徒世帯数に占める割合は、小学校が15.8%、中学校におきましては、20.1%となっております。

次に、準要保護世帯の認定基準についてでございますが、準要保護世帯につきましては、要保護世帯に比べまして、税や社会保険料等を負担していることによって、厳しい生活を強いられている状況がございますので、認定基準を、例えば高知市のように、生活保護基準額の1.

3倍以上にすべきではないかとのことであります。

本市における準要保護世帯の認定基準につきましては、平成21年の12月議会並びに平成22年の6月議会における同一趣旨の御質問をいただいております、その答弁をいたしたとおり、本市の厳しい財政状況の中では、現在におきましても、基準について見直しの取り組みの予定はしておらないところでございます。

以上でございます。

○議長（今城誠司君） 8番浅木 敏君。

○8番（浅木 敏君） これは今、教育長もお話いただきましたが、前にも同じ質問だったということですが、これは他の町村、今、一番高いところは150%というところがあるわけですが、それから見ても、100%ということは、生活保護世帯の場合だったら、医療費は要らないと。その基準額の中から、医療費は持ち出すことはない。

それからまた、国保料、これも持ち出すことはないということになるわけですが、生活保護世帯でない場合は、この基準額以下、もしくは同等であっても、その中から自分で医療費も払わないかん。そしてまた、国保料、こういったものを払わないかんということになるために、100%そこそこやったら、生活保護世帯の人よりも、まだ厳しい生活になってしまうわけですね。

そこらあたりを参酌して、高知市などでは130%ということに決めているわけです。

非常に、財政状態のお話もありましたが、やはり現在は、今はこういう生活に困っている人、そしてまた、これは先ほどの生活保護とは違って、似た部分もありますが、もう一つ踏み込んで、子供の教育費は無償とするという、この憲法の建前から見ても、子供が安心して勉強できる環境をつくらないかんわけです。

そういった面で、いつまでも宿毛は100%にとどめるんだということではなしに、せめて一階段でも、私は130%としていますが、せめて110%でも120%でも、1段でも上がっていくという、その努力をぜひ市長部局と話をしてもらいたい。

今後の取り組みを期待したいわけですが、教育長の今後、どう考えるか、このことについてお伺いいたします。

○議長（今城誠司君） 教育長。

○教育長（立田壽行君） お答えいたします。

御指摘いただきましたが、先ほどもお答えをいたしましたとおり、本市では、なかなか厳しい現状の中で、先ほど申しましたとおり、見直しの予定は、現在のところありません。

しかし、議員のおっしゃるような趣旨については、十分に理解をいたしたつもりでございます。

以上でございます。

○議長（今城誠司君） 8番浅木 敏君。

○8番（浅木 敏君） 今、教育長から、趣旨はわかるが、財政の問題もあって、なかなかできないということですが、やはり他の市町村、こういうものを見て、一步一步でも進めていくように、ぜひ今後、そういう前向きな部分も見つけ出すようにしていただきたい。

なお、これに絡んで、今度、生活保護基準引き下げがあったと。生活保護基準が、先ほど議論しましたように、引き下げがあったと。この引き下げがあったら、就学援助の対象者になる人も引き下げられる。100%ということだったら引き下げられるんじゃないかという心配があるわけです。

こういったことから、これを連動させないように、今度の引き下げを、生活保護の引き下げを連動させないように、ぜひ取り組んでいただきたい。

特に、文科省のほうでは、文部科学省の児童生徒課のほうでは、影響させないよう、それぞれの自治体にお願いするということを言っていますので、もうお願いの文書が来ているかも知れませんが、このことについて、お尋ねします。

なお、文部科学省のほうとしては、このことによって、負の影響が生じることがあるが、助成措置はとるということです。

この連動させないことについて、教育長としてどう考えるか、このことについてお聞きします。

○議長（今城誠司君） 教育長。

○教育長（立田壽行君） 議員の御質問にお答えいたします。

御指摘はよくわかりました。今のところは、影響は出ておりませんが、今後については、検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（今城誠司君） 8番浅木 敏君。

○8番（浅木 敏君） ありがとうございます。

今の教育長の答弁で、これからぜひ、そういう方向で取り組んでいただきたい、このように思います。

次に、2番目の準要保護の認定方法についてです。

就学援助における準要保護の認定は、教育委員会が独自に調査し、判断を行うべきであり、今、宿毛市教育委員会が行っている民生委員の助言は、廃止するべきであります。

就学困難な児童及び生徒に係る就学援助についての国の援助に係る法律施行令第1条第2項では、必要があるときは、民生委員に助言を求めることはできるとなっていますが、2005年3月の法改正により、この2項が削除されました。

民生委員の助言を嫌う申請者の場合、申請を断念するなど、申請権の侵害にもなるため、こ

の条項は廃止されたものであります。

また、民生委員さんにも不必要な負担がかけられることにもなると思います。

問題があり、法律改正されて不要となった助言は、もう民生委員の方もやりたくないと思います。

この際、改正された法の精神に基づき、民生委員の助言を廃止するように求めます。

申請者の中には、近くの民生委員等に知られるのを嫌がり、申請を取りやめることもあると聞きます。特に2005年ごろからは、個人情報保護が重視されてきたため、民生委員条項を廃止されたと聞きます。

8年前に法で削除されているのに、宿毛市教育委員会だけが、法に背いて民生委員に助言をさせることは廃止すべきであります。

このことからして、今やっている民生委員の助言、これはすぐに廃止するようにしていただきたい。このことについて、教育長の答弁を求めます。

○議長（今城誠司君） 教育長。

○教育長（立田壽行君） お答えをいたします。

宿毛市における認定方法につきましては、申請書に民生委員並びに学校長の意見を求めることとしております。

平成17年の就学援助法施行令の改正において、民生委員の助言を求める規定が外されることとなりましたが、平成21年12月議会でも答弁させていただいておりますとおり、宿毛市におきましては、申請書の内容だけではわかりづらい経済状況等のきめ細やかな生活実態を把握する目的もありまして、法改正後においても実施をしております。

今後も、民生委員の御意見を求めるかどうかにつきましては、直ちに民生委員の証明を不要にするということは、今のところ困難ですが、民生児童委員協議会や、ほかの市町村の状況も

伺う中で、見直しも含めて検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（今城誠司君） 8番浅木 敏君。

○8番（浅木 敏君） 今、答弁をいただきましたが、繰り返しになりますが、国会で十分議論して、もう必要ないということを決めたものでございますので、今、教育長答弁いただきましたように、ぜひともこの法の秩序を尊重した方向へ向いて、結果が出るように、御検討をお願いして、この部分での質問は、検討結果を待ちたいと思います。

それとまた、この認定に当たっての収入認定、その人の年間所得が何ぼ。世帯収入認定について、確認について、どのようにしているか、答弁を求めます。

○議長（今城誠司君） 教育長。

○教育長（立田壽行君） お答えをいたします。

宿毛市における準要保護申請者の収入確認につきましては、就学援助申請書の提出時におきまして、市町村の発行できる最新の世帯全員分の所得証明書の添付を義務づけておりますので、そちらで確認をいたしております。

以上でございます。

○議長（今城誠司君） 8番浅木 敏君。

○8番（浅木 敏君） 今、教育長から説明いただきましたが、これは教育委員会のほうで一括して、何しているということによろしいんでしょうか。各人にとらせているということではないと。収入を証明するのは。

このことは、私、十分、聞き取れなかったので、もう少し説明してもらいたい。

○議長（今城誠司君） 教育長。

○教育長（立田壽行君） ただいまも申し上げましたように、各人から申請をしてもらうようにしております。

以上でございます。

○議長（今城誠司君） 8番浅木 敏君。

○8番（浅木 敏君） これは、教育長、各人からとらせた場合は、それぞれ手数料が要るんじゃないですかね。そういうことから、それぞれ自治体では、税務課等と連絡をとって、収入を確認して、本人からの、いわゆる収入証明、所得証明、これはとらずにやっているところもあると聞いているわけです。

そういう方向へ、できるだけ負担をかけない、申請者に負担をかけないという方法で、そういう方法をぜひとっていただきたいわけですが、このことについての答弁を求めます。

○議長（今城誠司君） 教育長。

○教育長（立田壽行君） お答えをいたします。

宿毛市においては、所得証明を添付を義務づけておけることは、先ほど申し上げたとおりですが、所得証明につきましては、通常の証明書でございますので、それぞれの手数をいただくことになっております。

以上でございます。

○議長（今城誠司君） 8番浅木 敏君。

○8番（浅木 敏君） 同じ市行政の中でやっていることについて、例えば、福祉関係の書類等については、収入確認等については、一々申請者が、税務課の収入、所得証明とかをとって出すということにはしてないわけですね。福祉事務所等については。

そういうこともできるわけですので、今後、他の市町村もやっていることも調査して、ぜひ申請者にできるだけ負担がかからんような方法について、御検討を願いたい。このことについて、答弁を求めます。

○議長（今城誠司君） 教育長。

○教育長（立田壽行君） お答えいたします。

御指摘のように、他市町村の様子も勘案しながら、検討してまいりたいと思いますので、どうぞよろしく願いいたします。

○議長（今城誠司君） 8番浅木 敏君。

○8番（浅木 敏君） 今、教育長から、今後検討するというごさいますので、それを待ちたいと思います。

次に、3番目に、全保護者への制度周知についてお尋ねします。

この制度の全保護者への周知を、教育委員会としてどのように行っているかをお尋ねします。

全保護者へ文書で知らせるとともに、入学式やPTA総会など、多くの保護者が集まる場所では、内容の説明をすることも、効果的だと思われます。収入基準等を満たす全ての保護者が、就学援助を受けられるよう、教育委員会としても、取り組んでいただきたいわけですが、私の提示しましたこういう方向について、ぜひ答弁をいただきたい。

○議長（今城誠司君） 教育長。

○教育長（立田壽行君） お答えをいたします。

在校生のいる世帯につきましては、毎年2月中旬に、教育委員会から学校を通じて、全児童生徒の保護者に向けて、制度の説明や申し込み方法を記載した就学援助制度のお知らせの文書を配布しております。

それにより、就学援助を希望する保護者に対しまして、学校で書類をお渡しをしております、学校を通じて、教育委員会に申請をいただいております。

また、新入学の児童生徒につきましては、入学通知書にあわせて、先ほど申し上げましたように、就学援助制度のお知らせを送付しております。

さらに、4月の入学期に入りまして、再度、就学援助制度のお知らせを、学校を通じて行っております、保護者への周知漏れがないように、教育委員会として、その取り扱いには取り組んでおります。

以上でございます。

○議長（今城誠司君） 8番浅木 敏君。

○8番（浅木 敏君） 教育長から、今、御説明をいただきました。そういう方向での取り組みとあわせて、教育委員会、一々出ていなくてもいいと思いますので、学校の校長先生、教頭先生が、そういう保護者が集まる場所で、口頭での説明、こういったものを、それぞれの学校へ向けて相談していただきたい、今後、ぜひよろしくお願ひします。

最後に、4番目の部分で、文部科学省が追加した3品目についてお尋ねします。

文部科学省が、3年まえに追加した3品目への援助はどうなっているのかをお聞きします。

文部科学省は、2010年に就学援助費の対象品目の中に、クラブ活動費、学級会費、これは生徒会費も含めます。それから、PTA会費、この三つを追加してから3年になりました。

文部科学省からは、準要保護の児童と生徒の就学援助についても、交付税措置をしてあるということごさいます。

このことから、要保護分の3品目については、予算に追加しているかどうかをお聞きします。

なお、要保護については、最初から2分の1、半額は国のほうから補助があるということにははっきり決まっていますので、この部分について、今、支給しているかどうかお聞きします。

○議長（今城誠司君） 教育長。

○教育長（立田壽行君） お答えをいたします。

宿毛市における、浅木議員が言われますクラブ活動費、それから生徒会費、並びにPTA会費のいわゆる3品目の就学援助の対象費目につきましては、現時点の宿毛市の就学援助に関する要綱において、対象とはなっておりませんので、直ちに対象品目とすることは困難ですけれども、他市町村の状況、並びに財政当局との協議によりまして、今後、検討をしてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（今城誠司君） 8番浅木 敏君。

○8番（浅木 敏君） 検討していただけると
いうことですが、何分にも額も大きい
わけです。

例えば、クラブ活動費だったら、基準額は、
小学校で2,630円、中学校で2万8,78
0円です。それから、生徒会費は、小学校で4,
440円、中学校で5,300円と。それから、
PTA会費は3,290円と、中学校で4,0
70円ということで、中学校の場合、合わせれ
ば3万円をはるかに超えるという金額になるの
で、この金額は年間分でございますので、3万
ないし3万5,000円の援助があるというこ
とになると、非常に就学援助を受ける家庭にと
っては、助かると思うわけですね。

既に佐川町では、今年から実施しているよう
でございます。他の市町村でも、取り組みは進
み始めましたので、教育長、そういう面も含め
て、ぜひ前向きに御検討いただきたい。

以上をもちまして、私の質問は終わります。

どうもありがとうございました。

○議長（今城誠司君） お諮りいたします。

本日の会議はこの程度にとどめ、延会いたし
たいと思います。

これに御異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（今城誠司君） 御異議なしと認めます。

よって、本日はこれにて延会することに決し
ました。

本日は、これにて延会いたします。

午後 4時45分 延会

平成25年
第3回宿毛市議会定例会会議録第3号

1 議事日程

第9日（平成25年9月10日 火曜日）

午前10時 開議

第1 一般質問

----- . . . -----

2 本日の会議に付した事件

日程第1 一般質問

----- . . . -----

3 出席議員（14名）

1番 高倉真弓君	2番 山上庄一君
3番 山戸寛君	4番 今城誠司君
5番 岡崎利久君	6番 野々下昌文君
7番 松浦英夫君	8番 浅木敏君
9番 中平富宏君	10番 浦尻和伸君
11番 寺田公一君	12番 宮本有二君
13番 濱田陸紀君	14番 西郷典生君

----- . . . -----

4 欠席議員

なし

----- . . . -----

5 事務局職員出席者

事務局長	岩本昌彦君
次長兼調査係長	松本政代君
議事係長	柏木景太君

----- . . . -----

6 出席要求による出席者

市長	沖本年男君
副市長兼 税務課長事務取扱	安澤伸一君
企画課長	出口君男君
総務課長	山下哲郎君
危機管理課長	楠目健一君
市民課長	立田ゆか君
税務課長補佐	田村泰生君

会計管理者兼 会計課長	滝本 節 君
保健介護課長	児島 厚 臣 君
環境課長	佐藤 恵 介 君
人権推進課長	杉本 裕二郎 君
産業振興課長	黒田 厚 君
商工観光課長	朝比奈 淳 司 君
土木課長	岡崎 匡 介 君
都市建設課長	岩本 克 記 君
福祉事務所長	河原 敏 郎 君
水道課長	川島 義 之 君
教育長	立田 壽 行 君
教育委員会 委員長	増田 全 英 君
教育次長兼 学校教育課長	沢田 清 隆 君
生涯学習課長 兼宿毛文教 センター所長	桑原 一 君
学校給食 センター所長	金増 信 幸 君
千寿園長	山岡 敏 樹 君
農業委員会 事務局長	岩田 明 仁 君
選挙管理委員 会事務局長	嵐 健 君

----- . . . ----- . . . -----

午前10時00分 開議

○議長（今城誠司君） これより本日の会議を開きます。

日程第1「一般質問」を行います。

順次発言を許します。

3番山戸 寛君。

○3番（山戸 寛君） おはようございます。本日、私は一般質問として大きく2項目、バイオマス発電事業と木材の利用についてということと、もう1点、戸籍等の不正取得と本人通知制度について、お尋ねしたいと思います。

まず、最初に、バイオマス発電事業と木材の利用について。

ことし3月の第1回議会で、市長から平成25年、つまりことしの7月から現地工事に着手し、平成26年9月に木質ペレット工場を竣工、そして26年12月に、木質バイオマス発電所の竣工を予定している旨の答弁がございました。

もう9月だというのに、現地を通りかかると、草ぼうぼう、緑豊かな雑草繁茂のその中に、清楚な白ユリ二、三本と、とても着工しているなどとは思いがたい状態で、これはどうなるんじゃないかと、ちょっと不安になったのですが、バイオマス発電の計画は、大きな変更なしに進むものと判断してもよろしいのでしょうか、お尋ねいたします。

○議長（今城誠司君） 市長。

○市長（沖本年男君） おはようございます。3番、山戸議員の一般質問にお答えをいたします。

高知西南中核工業団地で予定をしております株式会社グリーンエネルギー研究所につきましては、事務手続や事前協議に、当初の予定より時間がかかったことから、事業着手がおくれておりますが、11月中には事業着手と聞いており、木質バイオマス発電施設については、平成

26年12月竣工、平成27年1月、本格運転開始、そしてペレット製造施設につきましては、平成26年9月竣工、10月本格運転開始となっており、当初計画に変わりはない、このようにお聞きをいたしております。

○議長（今城誠司君） 3番山戸 寛君。

○3番（山戸 寛君） 計画そのものが変わったということじゃないということで、安心しました。

そこで、このバイオマス発電計画、地域の木材を原料にするということで、それこそあり余るほどありながら、一向に動かない山の資源が、これまでの用途とは違う形の利用によって、地域活性化の起爆剤になりはしないか。また、起爆剤にしていかななくてはならないと、大きな期待がかかっているわけなのですが、問題は、木材の価格です。その原点になるものは、発電した電気の電力会社による買い取り価格が幾らなのかということになるのですが、どのような価格設定がなされているのか、お尋ねいたします。

○議長（今城誠司君） 市長。

○市長（沖本年男君） お答えいたします。

電力会社による買い取り価格については、国によって木材の調達区分ごとに定められており、間伐材と森林経営計画内の森林などの木材については、キロワット／アワー当たり32円、それ以外からの間伐木材、伐採木材、製材などの残材などは24円、そして建設資材廃棄物は13円、このようになっております。

以上でございます。

○議長（今城誠司君） 3番山戸 寛君。

○3番（山戸 寛君） 当初、私のところに入ってきた情報では、原材料の生産場所が森林経営計画の対象となっているかいないかによって、発電された電気の価格に差がつくという、ちょっとこれは森林経営計画の普及には追い風でも、

実際に大量の木材を確保するとなると、大ごとだぞと、そんなふうに見える内容であったために、心配していたんですが、どうやらそれとは違う形になりそうな印象です。

しかし、今、御説明いただいた答弁に沿って考えていくと、これはこれで、また別途の心配事が生まれて、気になる点が出てきます。

そこでお尋ねいたします。

1キロワット／アワー当たり32円、24円、13円と、電気の買取価格は決まっている。これは、国の設定した価格ということのようですが、肝心なのは、木材そのもの。この木材、木質バイオマスの原料の買取価格はどうなっているのか、この点でも、国の指針なり、価格の設定なりがあるのでしょうか、お尋ねいたします。

○議長（今城誠司君） 市長。

○市長（沖本年男君） お答えをいたします。

木質バイオマスに使用する原木の買取価格については、国の指針や公での価格設定はございません。

本地域における発電事業の原材料につきましては、森林から伐採された原木が、一度、チップ工場へ搬入をされ、その後、発電事業者の施設へ搬入されますので、その中で価格設定がなされていくことになり、現在、関係者によって、その協議が進められています。

以上でございます。

○議長（今城誠司君） 3番山戸 寛君。

○3番（山戸 寛君） 木材の買取価格は、まだ決まっていないということですので、今後、木材の売り手と買い手と、双方ともに納得のいくような価格が設定されるものと期待するしかないのですが、キロワット／アワー当たり32円で買い取りされる間伐材等由来の木質バイオマスに分類される樹木には、いわゆる間伐材のほかに、間伐材以外の、つまり皆伐によって得られた木質バイオマスが含まれることになる。

そうすると、このバイオマス発電事業の木材利用が原因で、あちこち丸坊主になって、パッチワークの山だらけになってしまうのではないかと、大いに気になるところです。

苦勞して再植林しても、苗木はシカにやられる上に、その苗木が育ってお金になるまでには、長い期間と手間がかかると。

そうなる、そのまま放置したほうがましだと、そういうことになりかねないと思うのですが、何かそういう事態を防ぐような手だてが、制度なり規制なりで設定されているのでしょうか、その点、お尋ねいたします。

○議長（今城誠司君） 市長。

○市長（沖本年男君） お答えをいたします。

山戸議員が心配していることについてのお答えをさせていただきますが、皆伐を含め、林木を伐採する際には、市へ必ず伐採届けを提出する必要があります、その届け出には、皆伐後何年以内に、何を造林するかも含めて、届け出ることとなっております。

市といたしましては、届け出時に造林を予定しているか確認し、また、実際に届け出どおりに造林しているか、確認する必要がありますが、議員のおっしゃいますように、皆伐後を含めた人工林が放置林にならないよう、再造林に関する支援などで、林業活性化に向けた、新たな支援策を検討する必要もあると考えております。

県におきましては、再造林と、それに付随するシカ防護柵の設置に対して、補助率が9割の事業が、平成24年度から始まっております。県内におきましては、この補助事業を支援する形で、所有者の負担なく再造林ができるよう、補助事業を実施している市町村もあることから、本市においても、同様の補助事業を検討してまいりたい、このように考えております。

○議長（今城誠司君） 3番山戸 寛君。

○3番(山戸 寛君) ここは森林所有者がどう考えるか。もう、山は十分、1回でも金になるならそれでいいとするものか、それとも、長期的な展望に立って、間伐を繰り返しながら、長く使う手段にすると。

本来あるべき林業の形態を守っていくと考えるか、皆伐して再植林をしない山は、長期的には広葉樹の森になって、戦後、進んだ人工林の拡大から、今度は縮小へと。つまり、森林経営という面からの人工林の淘汰が進む、そういう森林構造の変化が起こる可能性がある。

木質バイオマス発電の事業が、地域にとって大きな刺激や変化をもたらしかねない事業であるだけに、気になるところでもあるわけです。

できることなら、森林経営計画を立てて、長期的な森林管理の一環として、バイオマス発電への木材供給を組み込む、そんなあり方が理想だと思うのですが、いかんせん、長期にわたる林業不振のその中で、森林を経営的に考えて実施している事業者には、限りがある。

宿毛市森林整備計画では、私有林面積は1万9,024ヘクタールに対して、人工林は約60%の1万1,363ヘクタールとなっていますが、現在、森林経営計画を策定している面積はどれくらいあるのでしょうか、集計ができていたようでしたら、その面積と人工林に占める比率について、お尋ねいたします。

○議長(今城誠司君) 市長。

○市長(沖本年男君) お答えいたします。

バイオマス発電事業によって、地域の森林構造が大きく変化することは、私も心配しています。しかしながら、抜本的な取り組みが必要にもなってきております。そのためにも、バイオマス発電事業と連携をし、長期を見越した森林経営計画のもと、木材の安定供給が必要であります。

森林経営計画につきましては、一体的なまと

まりをもった森林において、5年間を1期とする計画に基づき、効率的な森林の施業と、適切な森林の保護を通じて、森林の持つ多様な機能を十分に発揮させることを目的としており、林業を振興させる上で重要な計画でございます。

そのため、本市といたしましても、国や県の補助事業を活用しながら、森林経営計画の策定の推進につきまして、取り組みを行っているところでございます。

現在、本市におきましては、森林経営計画を策定している森林面積につきましては、786ヘクタールとなっており、人工林に占める割合は、6.9%となっております。

また、平成25年度新規に森林経営計画を作成する予定の森林は、1,083ヘクタールでございますので、年度末には16.4%となる見込みでございます。

以上でございます。

○議長(今城誠司君) 3番山戸 寛君。

○3番(山戸 寛君) 事業者には長期的な資源管理の間伐を勧めて欲しい、そのためには、事業規模の拡大や、新たに事業参入が不可欠になってくる。現場で働く人の数も、ふえなくてはならない。

ところが、山林の技術者を育てるためには、時間がかかります。昨年の6月議会で、森林技術者の育成について、私がお尋ねした際に、市長から、県の実施している研修への参加の呼びかけを行っている以外に、現在、つまり24年度に取り組んでいる事業として、林業従事者の雇用創出のために、高知県ふるさと雇用再生特別基金事業によって、市有林活用雇用創出事業、森林集約化推進事業を、宿毛市森林組合に委託して実施している旨の御答弁をいただきました。

そうして、平成23年度までの実績で、延べ7名が従事し、そのうち5名が新規採用であるということでしたが、今年度はどうなっている

のか、また今後、この森林技術者の育成という面で、どのような事業を考えておられるのか、お尋ねいたします。

○議長（今城誠司君） 市長。

○市長（沖本年男君） お答えいたします。

平成25年度に、林業従事者の雇用創出を目的として実施している事業は、高知県産業振興推進ふるさと雇用事業による市有林活用雇用創出事業、そして高知県緊急雇用創出臨時特例基金事業による林業担い手育成事業の2事業を実施しています。

現在、5名の方が従事し、そのうち、3名の方が平成24年度に引き続き、雇用をされています。

現在、雇用されている方の育成につきましては、本事業を通じて、クレーンなどに物をかけはずしする玉かけ講習や、森林所有者に施業計画などを提案できる人材を育成するプランナー研修に参加していただいております。今後も高性能の機械の操作講習会などへの参加を予定しております。

以上でございます。

○議長（今城誠司君） 3番山戸 寛君。

○3番（山戸 寛君） 森林の皆伐が進んで、山が丸坊主になる心配がある反面、木材の買取価格次第では、一向に山の資源が動かない、そういうこともあり得る。野方図に高価格では買い取れない。

一方、売っても値段が安過ぎて、切って出すだけばかを見る。双方ともに、不満となったら、どうすればいいのか。ひょっとしたら、そうな可能性があるでもない。そうすると、ここらあたりの折り合いをつけるためには、国なり県なり、何らかの手を打つ以外にはないだろうと思うのですが、まだそんな話はありませんか。

例えば、トン当たり幾らかでも補助金がつくとか、補助金、補助金と何とも情けない話では

あるんですが、それがあんなら、間伐材と皆伐の山から出てきた材の間に、何らかの差をつけて、森林経営計画を立てて、長期的に管理するほうが割がいい、などという形での、誘導も可能になると思うのですが、現状では、そこらあたりの煙は立っていないものか、あえてお尋ねいたします。

○議長（今城誠司君） 市長。

○市長（沖本年男君） お答えをいたします。

木質バイオマス発電の、発電に利用する木材に対する新たな補助といったものはございません。

しかし、森林資源をどう活用するかという観点から、森林経営計画が作成されている森林では、間伐や作業道の設置に対して、国や県の有利な補助事業がございます。

市といたしましても、森林を長期的な視点で経営することが、今後の林業発展につながるものと考えますので、森林経営計画の作成促進に向けた情報提供や、支援を行ってまいりたいと考えております。

なお、業者は木質ペレットの生産事業も行いますので、その利用の促進も重要となってまいります。木質ペレットボイラーの導入に対する補助事業の拡充など、利活用につきましても、国や県に対しまして、要望をしてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（今城誠司君） 3番山戸 寛君。

○3番（山戸 寛君） 今、答弁いただきましたことについて、追加で質問させていただきます。

今、市長、木質ペレットのボイラーの拡充に関して、県に要望していくという答弁がございましたけれども、具体的には、どんなようなことを考えておられるのか、ちょっと関連で質問させていただきます。

○議長（今城誠司君） 市長。

○市長（沖本年男君） お答えいたします。

今後、この木質ペレットの消費というのが、非常に、しかも近隣地域での消費というのが、非常に重要になってまいりますので、この木質ペレットを活用する、利用する公共施設等の冷暖房施設、こういうものの新規あるいは改修等の補助金の拡充、こういうことについても、要望してまいります。

そして、これから県にも要望していくわけですが、すけれども、現在、県としては、農業用の加温ボイラーの、ペレットを使用したボイラーに対しては、補助があるわけでございますけれども、例えば、漁業用の加工の乾燥施設と、宿毛市にはたくさんそういう施設があるわけですが、こういうところにも、拡充して、補助対象になるような、そういう制度の新設、あるいは拡充に向けて、ぜひとも県や、あるいは国に要望してまいります、そういう、全体として、地域でこのペレットを利用する、そういう方向を全力で取り組んでいただきたい、このように考えております。

以上でございます。

○議長（今城誠司君） 3番山戸 寛君。

○3番（山戸 寛君） 木質バイオマスの発電事業と、木材の利用の形態は、この事業が本当に地域の活性化につながるものとなるかどうか、大きな分岐点となりかねない、それだけに、市としても注意深く取り組んでいかれることを期待して、この件に関する質問を終わります。

続きまして、2項目めに挙げました、戸籍等の不正取得と本人通知制度について、お尋ねいたします。

人権施策に関する宿毛市総合計画には、結婚を妨げられたり、就職で不公平に扱われたり、日常生活の上でさまざまな差別を受けてきた被差別部落の問題について触れて、同和問題に対

する正しい認識と理解を深めるなど、早期解決に向けた、積極的な取り組みが必要です、と書かれています。

そんな宿毛市の姿勢とは裏腹に、結婚や就職に関連して、探偵社や興信所などを通じて、相手の身元調査をしようとする、そんな事例が後を絶たないのが現状です。

特に、2011年1月に、東京神田のプライム総合法務事務所の社長や、司法書士ら5人が、職務上請求書を偽造して、大量に戸籍や住民票の不正取得を繰り返していたとして逮捕された、いわゆるプライム事件を端緒とする一連の事件。この事件では、愛知県警が捜査を続けていく中で、ハローワークの職歴情報、NTTドコモ、ソフトバンク、auの携帯電話の加入者情報、はては警察の管理する国交省からの車両情報等々、次から次へと個人情報の不正取得が明らかとなって、起訴された28名全員が、有罪判決を言い渡されています。

このことは、市長もことし7月6日の宿毛文教センターで開催された部落差別をなくする運動強調旬間の川口泰司さんの講演会などで、既に御存じのとおりだと思うのですが、元弁護士、司法書士、行政書士による職務上請求書の大量なコピーなどを通じて、既に、実に3万件にものぼる戸籍情報が不正に取得され、売買されてきたことが明らかになっているこの事件、宿毛市でも、関連の不正行為が行われたということで、平成21年3月議会で、私の先輩議員である中川 貢議員が質問を行ったわけですが、その不正取得の件数、宿毛市における不正取得の件数。人によっては、3件とか4件とか、どうも定かでない面があります。

宿毛市が把握している正確な件数について、またその不正取得をどのようにして知ったのかということもあわせて、お尋ねいたします。

○議長（今城誠司君） 市長。

○市長（沖本年男君） お答えいたします。

何人おられたのかということなんですけれども、法務省通知により、宿毛市が調査した結果、不正取得が認められたものは3件でございました。

また、どのような形で、これが判明したのかという質問ですけれども、担当課と協議してお答えさせていただきます。

法務省のほうより通知があつて、宿毛市が確認をした件数ということでございます。

以上でございます。

○議長（今城誠司君） 3番山戸 寛君。

○3番（山戸 寛君） ただいまの御答弁によりますと、当宿毛市での不正取得は3件ということですが、このことを被害者である御本人には伝えたか。つまり、不正取得の被害者は知っているのか、その点についてお尋ねいたします。

○議長（今城誠司君） 市長。

○市長（沖本年男君） お答えいたします。

被害者に対しては、通知する制度を導入していないために、通知しておりません。

以上でございます。

○議長（今城誠司君） 3番山戸 寛君。

○3番（山戸 寛君） これまでのところでは、仮に不正取得が行われたとしても、何らかの形で事件として摘発され、有罪の判決が確定した後で、法務省等からの連絡を受けて調べたらあったと。そうなった段階で、初めて事が明らかになる。

しかも、その被害者が、その段になつてもなお、自分がその対象であるのかどうかさえ知らない、そんな状態だと。

つまり、最初から最後まで、なんちゃあ知らん、知らされん、そういうことになっています。

身元調査をなぜするのか、戸籍謄本や抄本、住民票などの不正取得によって逮捕された関係者3名が、三者三様、85%から90%は結婚

相手と浮気調査。半分が結婚相手の身元調査。

明治時代から続いてきたような調査、同和問題を求める人が多い。それぞれに答えている事実からも、その目的は明らかであると言えます。

市民情報を、特に戸籍等を初めとする重大な情報を、一括して管理している行政機関にとって、この身元調査の問題は、差別を助長する結果を招きかねない大きな問題であるとして、その管理、公開、交付の面での対策が、さまざまな法整備によってなされてきたことは御承知のとおりです。

同和問題の早期解決に向けて、積極的に取り組んでいかなくてはならないはずの行政が、差別につらなる情報の提供元になる。そんなことがあつてはならない、その認識が根底にあるからこそ、1968年の壬申戸籍の永久封印による閲覧禁止。

1976年の戸籍法の改正、1985年の住民基本台帳法の改正、さらには2008年の改正戸籍法施行による本人確認の厳格化と不正請求の罰則等々の法整備が行われ、当宿毛市も、それらの法にのっとり、業務が遂行されていることは言うまでもないことであります。

この不正取得の問題への効果的な対応策を講じることを、行政の喫緊かつ重大な課題として捉える中で、その具体的な内容には、幾つかの種類があるわけですけれども、基本的には、あなたの戸籍、あるいは住民票等の情報が、第三者の請求によって交付されました、といった通知をする本人通知制度を採用する自治体が、本年8月3日現在で24の都府県で370の自治体に上っていて、須崎市、高知市を含めた登録型本人通知制度を採用している自治体は、289を数えているという報告があります。

過日、当市においても、副市長を本部長とする宿毛市人権行政推進本部の話し合いが行われ、その中で、この本人通知制度についても、話題

となったようにお聞きしていますが、本市においては、どのような討議がなされたものなのか、その点についてお尋ねいたします。

○議長（今城誠司君） 市長。

○市長（沖本年男君） お答えをいたします。

宿毛市人権行政推進本部会は、人権施策に係る総合的な計画や推進を図るために、協議を行う会となっておりますので、人権にかかわる問題の一つとして、戸籍等の不正取得に伴う本人通知制度についての協議をしました。

当日は、本人通知制度の概要と、制度を導入した場合のメリット、デメリット等について、説明がありました。

当該制度の概要としましては、個人の権利侵害となる身元調査等の不法行為事件の抑止や、不正取得の早期発見を図ることを目的として、住民票の写しや戸籍等について、本人等以外の第三者が取得した場合に、通知する制度であり、2種類あります。

事前登録型は、事前に登録した方の戸籍等の写しが、第三者に交付された場合、登録した市町村から、本人に通知する仕組みです。

また、被害者告知型と呼ばれていますが、不正取得通知型は、不正に戸籍等の写しを取得された事実が発覚した場合、当該者に通知する仕組みです。

事前登録制度を導入した場合のメリットとしては、不正請求の抑止効果があること。万一、不正請求があった場合の早期発見につながることに。

デメリットとしては、正当な第三者取得を本人に通知することは、取得者の権利を不当に侵害するおそれがある等があげられ、補足として、当該制度を導入する場合に係る経費及び人員体制等について、説明がありました。

当日の会では、本部員の皆さんに、本人通知制度を理解してもらい、今後も協議する課題と

して、報告を受けたところでございます。

以上でございます。

○議長（今城誠司君） 3番山戸 寛君。

○3番（山戸 寛君） メリット、デメリット、いろいろある中で、特に本市に導入するとなると、幾つかの課題があるということで、説明がなされた。

その中で、大きく3点、取得者の権利を不当に侵害するおそれがあるということ、導入経費がかかるということ、職員体制、つまり職員の増員が必要になるということ等が説明されたことですが、どうにも理解に苦しむ点があります。

まず、1点目、取得者の権利を不当に侵害するおそれがあるという点に関しては、制度導入について、国に対して提出された日弁連による申入書に含まれている事項でもあり、一般的に言えるデメリットとされる部分でもありますので、この件については、後でまとめて触れさせていただきたいと思えます。

次に、補足としてあげられたという一種の課題と言いますか、2点目の導入経費の問題ですが、当市として、どれだけの額が想定されているのか、また、その金額はどのようにして算定したのか、お尋ねいたします。

○議長（今城誠司君） 市長。

○市長（沖本年男君） お答えいたします。

導入に係る経費は、住民基本台帳システムについては、標準パッケージに実装されているため、無料でございます。

戸籍システムについては、標準システムには実装されておりませんので、参考までに戸籍システム事業者を確認したところ、システムの改修経費として、約500万円の経費が必要との回答がありました。

以上でございます。

○議長（今城誠司君） 3番山戸 寛君。

○3番（山戸 寛君） この経費の問題は、気になって、私の知人を通じて、既に事前登録型に分類される本人通知制度を導入している須崎市の市民課と、高知市の中央窓口センターに問い合わせしてみました。

その回答は、両市とも、制度導入の予算は一切組まずに済んだ。つまり、1円の経費もなしに、本人通知型制度を導入したというものでした。

高知市の回答では、強いて言うなら、登録を希望した個人の画面といいますか、ページといいますか、その欄の一部に印を入れてマークする。その作業のための職員の残業代がかかったといえはいえと。約500万円が必要とされる当市の概算と、両市との違いに全く啞然とさせられるのは、私ひとりだけではないはずで

す。当市は、戸籍システムのベンダーに確認したとの、事業者の確認したとのことですが、システムの改修を行えば、そのシステムがひとりで通知書類を作成して、封筒にまで入れて、切手まで張ってくれると、そういうことにまでなろうとは、到底思われません。

システムをいじっても、それによってできる範囲は限られている。逆を言うなら、殊さらにシステムをいじらなくても、第三者による戸籍等の取得がなされたという際の確認方法は、幾らでもあるはずで

す。システムの改修と、その経費は、決してこの本人通知制度に不可欠な課題ではないはずで

す。工夫次第で、それだけの経費をかけなくても、安上がりに済む方法があるはずで

す。さらに、3番目の人員体制、つまり職員の増員が必要という問題。高知市でも須崎市でも、そのような増員などというお話はお聞きして

いません。先ほど、答弁にもございましたが、本人通知制度にも、いろいろなタイプがある。その中で、

どのようなタイプの制度や、事態を想定なさっておられるのか。どうも、相当に大がかりのことを考えておられるように思われるのですが、その点についてお尋ねいたします。

○議長（今城誠司君） 市長。

○市長（沖本年男君） お答えいたします。

どのようなタイプや、事態を想定されているのかとの質問でございますが、仮に事前登録型を採用するとした場合、導入初年度は制度の周知を図っていくことが必要と考え、そのためには、パンフレット等を窓口置く、広報に掲載するといった方法だけでなく、窓口で市民の皆さんに、制度の周知徹底を図ることが必要と考えております。

今後については、先ほど、議員指摘の導入経費の相違点、これも含めて、人員体制等々、高知市その他の例も調査し、当市の戸籍関連のシステムで、どのように対応が可能なのか、比較検討していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（今城誠司君） 3番山戸 寛君。

○3番（山戸 寛君） デジタルによって処理するだけが全てではございません。その点も考慮に入れて、どうかよろしく願いいたします。

さて、この本人通知制度の導入については、先ほども、一般的にいえるデメリットとして触れましたが、日弁連から国に対して、戸籍謄本等取得に関する本人通知制度に関する申入書が、2009年8月に提出されていることは、御承知のとおりです。

その申入書の反対理由として、大きく4点が挙げられているのですが、1点目は、正当な第三者取得を本人に通知することは、例えば債権者が債務者の住民票の写しを取得した場合等の取得者、つまり債権者の権利を不当に侵害するおそれがあるという指摘です。

けれども、現実的に考えるなら、債権者と債

務者との間には、金銭の返済をめぐるやりとりがあるのが普通でしょう。一度も催促もしないで、突然、例えば保全処分や差し押さえなどの強制執行が行われるなどということは、通常は考えられないこと。

当事者は、事前の事態の成り行きの中で、例えば保全処分や強制執行が行われる可能性があることを、十分想定することができるわけです。

相手、つまり債権者が住民票等を取得したという情報を得るために、債務者が事前登録を行うなどということは、ちょっと考え過ぎではないのか、通常では、想定できないことですよ。

2点目、公正証書遺言書作成の問題です。

ないしょに公正証書遺言書を作成しようと思っても、本人通知で遺言書の作成がわかってしまい、トラブルが発生するおそれがある。または、トラブルの発生を恐れて、遺言書の作成をやめることになるという指摘です。

しかし、遺言書を作成しているかどうかを知りたいがために、事前登録をして見張っているなどということが、一般的にあるかどうか、どうも疑問に思われます。

仮にそれが理屈の上ではあり得ることであるとしても、これらの2点、1点目の債権者の問題と、この公正証書遺言書の問題に関しては、これまでに、既に本人通知制度を導入している自治体が数ある中で、現実にはそのような事例が発生したという報告はなされていないのが現状です。

3点目、本人通知制度の不正請求を防止する効果が限定的であるというもので、4点目は、現行の職務上請求は、不正請求に対する防止策がなされているというものです。

3点目に関しては、既に2012年7月に、鹿児島県警が東京都と鹿児島県で、不当取得を行った容疑で2名を逮捕し、行政書士1名を書類送検するなど、本人通知がきっかけとなって

不正取得が明白となった事例があるほかに、本人通知制度を採用している市町村からは、戸籍や住民票はとるなど、冒頭申し上げたプライム事件に関連して逮捕されたグループが、内部で申し合わせをしていた、そういうことが名古屋地裁での裁判で明らかになっています。

4点目に関しては、同じくプライム事件の関連捜査の中で、司法書士、行政書士に加えて、東京の元弁護士が逮捕され、有罪判決を受けた事実が全てを物語っています。

今のこの厳しい御時世で、弁護士や司法書士といえども、免許だけでは食べていけない。そして、個人情報売買の対象になって大金が動く、そんな時代背景が改善されていかない限りは、上手の手から水が漏れない、そんな保証はありません。

長々と申し上げてきましたが、市長、いかなもののでしょうか。本気でこの本人通知制度、導入に踏み切る気はございませんか。

内容的には、幾つかの種類があって、不正取得の予防効果も期待できる、実効性の高いものから、家が焼け落ちてしまった後になってから、火事だぞ、伝えるような、そんな感じのものまである。

とはいえ、既に導入し、運用している自治体も、先ほどの高知市や須崎市に限らず、いっぱいあるわけです。ちょっと本気で導入を考えてみましょうよ。

その件について、市長の見解をお尋ねいたします。

○議長（今城誠司君） 市長。

○市長（沖本年男君） お答えいたします。

山戸議員から、るる制度の導入についての質問があったわけでございますけれども、本人通知制度については、戸籍法などに規定されております制度ではありませんが、宿毛市において、身元調査による不利益をこうむる人だけの問題

ではなく、広く個人情報悪用した犯罪を防止するための施策として、本人通知制度の中でも、事前登録型がふさわしいものではないか、このように考えております。

今後、本人への通知制度の導入に向けて、検討していきたいと考えておりますので、どうか御理解のほど、よろしく願いをいたします。

以上でございます。

○議長（今城誠司君） 3番山戸 寛君。

○3番（山戸 寛君） 本人通知制度については、先ほど、2種類、名前が挙げられましたが、この2種類、また市長、先ほどの答弁で、本人事前登録型がということに触れられましたけれども、この2種類それぞれに、長所、短所があります。

不正取得通知型では、不正取得の事実が確定するまで、被害者に通知されないという、そういう欠点がある反面、事実が確定した場合には、登録の有無にかかわらず、被害者にはその事実が知られるという長所があります。

一方、事前登録型では、不正のあるなしにかかわらず、第三者による請求があったことがわかる、その点はいいのですが、通知を受けた本人が、個人的に請求者の追求を行わなかった場合には、仮にその請求が不正取得であったと、最終的に確定した場合でも、登録を行っていない人と同様に、その事実は知らされないで終わってしまう、そういうことになります。

理想とするのは、不正取得通知型と、事前登録型の併用、つまり、両者併用型であると私は考えますが、市長から、検討していきたいという御答弁をいただきましたので、今回はこれ以上はお尋ねいたしません。

今後の進捗状況を、注意深く見守りたいとお伝えして、私の一般質問を終了させていただきます。

どうもありがとうございました。

○議長（今城誠司君） この際、10分間休憩いたします。

午前10時48分 休憩

----- . . ----- . . -----

午前10時58分 再開

○議長（今城誠司君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

13番濱田陸紀君。

○13番（濱田陸紀君） 13番、一般質問を行います。

1番目に、消防団の装備拡充について。

総務省消防庁は、東日本大震災で254名の消防団員が犠牲となったことを受け、消防団に整備すべき資機材を定めた基準を見直す方針を固めた。

全団員の無線機、それから家屋などから人命救助用のエンジンカッター配備を想定、同庁は配備を拡充することで、団員の安全確保ができる。

また、さきの大震災では、無線機が一部の団員しか配備されておらず、消防本部からの情報伝達が行き届かず、津波からの避難におくれ、多くの団員が命を落とした。

また、危険な状況での救助や、瓦れき撤去が活動の中心となったため、負傷したケースも相次いだ。

このため、同庁は、団員の活動に必要な制服や、靴、無線機、消火器具などを具体的に示している装備基準を見直すことにした。見直しに当たって、安全靴やエンジンカッター、油圧カッターなど、全国の複数の消防団に貸し出し、実用性を検証するための訓練を実施する。

基準を見直した場合には、資機材などを購入、配備する市町村の財政負担増が懸念される。このため、見直し作業と並行して、実際の配備方法について、自治体関係者と意見を交換する方針だ、とあります。

せめて全団員に無線機、今でいうトランシーバーですね、それから安全靴、ライフジャケット、防寒着を付与することはできないか、市長にお聞きします。

○議長（今城誠司君） 市長。

○市長（沖本年男君） 13番、濱田議員の質問にお答えをいたします。

当然のことながら、消防団員の安全確保は大事でございます。そのために、入団時には活動服の上下と帽子、かっぱ及び長靴を個人に支給し、防寒着、安全靴、ヘルメット、防火衣、及び安全性の高い手袋を、各分団に配備しております。

今年度は、高知県消防団安全装備品整備促進事業費補助金交付制度を活用し、ライフジャケット140着、トランシーバー50個を整備することとしており、今後も計画的に整備をしてまいります。

消防団員の安全装備品整備については、高知県消防団安全装備品整備促進事業費補助金以外に、高知縣市町村総合事務組合の消防団安全装備品整備等助成事業がありますので、あらゆる制度を活用しながら、可能な限り、多くの装備品を整備してまいります。

以上でございます。

○議長（今城誠司君） 13番濱田陸紀君。

○13番（濱田陸紀君） 再質問を行います。

トランシーバーのことで、199万5,000円ですか、その分は計上しとったのはわかっておりますけれども、これで50個分ですか。

私がこの間調べたのは、1個当たり1万円もかからんような状態で、1キロぐらいで届くようなところもあるんですが、少し高いんじゃないかと思っておりますけれども、それはいいんです。

ライフジャケットとか防寒衣など、このあれはどのように、今からする予定ですか。

私が向こうで、3.11以来、東北のほうに

3回行かせていただきました。2回は行政視察、1回は自分の友達を通じて行ったわけですが、このときにいろいろ話を聞きました。

そのときに聞いたのは、無線機さえあれば助かっていた人が、大分おると。そして、本部のほうは持っているけど、子機を全然持たせてなかったと。そして、すぐそこに津波がきているのに、何度あれしても、持っている人が近くにいなかったもんで、引き返さなくて、そのまま絶命したというような話も聞きました。

それで、50個じゃなくて、無線機だけでも、いつくるかわからんわけですから、団員数に合わせて装備すべきではないかと思いますが、その点について、市長はどのように考えていますか。

○議長（今城誠司君） 市長。

○市長（沖本年男君） 濱田議員の再質問にお答えいたします。

トランシーバーを全団員にという形で、整備したらどうかという質問であったわけですが、現在、先ほど御答弁しましたように、50個を整備するというようにしております。今後、津波想定地域にある消防団、そこを重点的に、しかしまだ、当然のことながら、全分団を対象にして、分団にまずは配付し、そこから各部へ配られるという形になると思いますが、とりあえずは50個を予定しておりますが、先ほどお答えいたしましたように、今後も計画的に整備は進めてまいりたい、このように考えております。

ライフジャケットにつきましても、これはとりあえず、消防団のほうに相談をして、そして津波浸水地域を中心にしながら、全体として配付していく形になろうかというふうに思っております。

これについても、順次、さらに拡充していくということは間違いありませんので、その点、

よろしく申し上げます。

○議長（今城誠司君） 13番濱田陸紀君。

○13番（濱田陸紀君） 確かに私が聞いた範囲では、トランシーバー、それだけは必ず、全団員に渡してくれと。そしたら、命が助かったと。

今、市長の答弁では50個ですが、50個やったら、全団員に配布するには、どのぐらいかかると思いますか。

○議長（今城誠司君） 市長。

○市長（沖本年男君） お答えをいたします。

宿毛市消防団の総数を498名ということでございます。そうした中で、とりあえずは50個ということですが、今後、さらに、当然のことながら、そういうお話もお聞きいたしましたので、早期整備を、さらに拡充を、加速度をつけて進めていくよう検討していきたい、このように思っております。

以上でございます。

○議長（今城誠司君） 13番濱田陸紀君。

○13番（濱田陸紀君） 大体、市長の意気込みもわかりましたけれども、一応、夜中に救助したときに、これは余談ですが、ホッカイロなんかを消防団員に持たせたらどうかという、東北の人なんかの話の中で聞きました。

何でか言うたら、避難場所まで行ったと。そしたら、避難場所といっても、お墓の石塔のことか、いろいろなどあったらしいですが、そこで凍え死んだと。その消防団員が行ったときは、まだ生きていたかなと思って、背中を一生懸命さすってやったりあれしたけれども、低体温というんですか、あれで絶命したと。背中におうたりして、いろいろと看病はしてあげたつもりでおったけど。そのときに、一人の隊員が、ホッカイロを、自分のを取ってやったと。そしたら、ものすごい喜んで、その方は生き残ったらしいですが、

そういうこともあるから、東北のほうはマイナス二、三度の温度やっただけですが、宿毛はそういうことはありませんけれども、やっぱりそういうことも、低体温になったりしたときには、必要かなと、そういうことを思います。

一応、その市長がそういうことに力を入れて、装備していくということであれば、私はこれ以上の質問はありませんので、これで1回目の質問は終わります。

2番目の質問として、災害時における避難場所へのペット同伴についてでございます。

環境省は、初指針として、自治体に体制整備を促進することを促す。環境省は、大震災時にはペットの犬猫は、飼い主と一緒に避難させることを原則とし、地方自治体に体制整備を、ルールづくりを促す、災害時におけるペットの救助対策ガイドラインを作成した。

東日本大震災を教訓にまとめ、同行避難を明記した指針は初めてである。

全国の自治体へ配布し、国の防災基本計画にも盛り込む。自治体は、飼い主などがふだんから準備すべきことと、発生時の対応を列記した、飼い主にはペットが迷子にならないように、飼い主の情報を記録したマイクロチップや名札を備えつけるように促し、少なくとも、5日分の水とペットフード、予備のトイレ用品などを備蓄するように求めた。

避難所で他人の人に迷惑のかからないようにするため、しつけや避難ルートの確認などの対策を示し、自治体には、避難所や仮住宅にペットを受け入れられるように、飼育スペースや方法を決め、ふだんから同行避難の訓練をするよう求めた。

災害発生時に、避難ペットを受け入れる動物救護施設の設置なども盛り込んだ。医師会にも、協力可能な動物病院や、獣医師のデータベースなどを、作成などを呼びかけた。

東日本大震災では、住民が津波や原発事故で緊急避難を余儀なくされ、ペットとはぐれ離れ離れになった例が多かった。

一緒に避難しても、鳴き声や動物アレルギーなどの関係から、避難場所に入れなかった例があったと。

このようなことから、指針をつくって、国の考えを示したと記事にあるが、宿毛市としてどのように対応していくか、市長にお尋ねいたします。

○議長（今城誠司君） 市長。

○市長（沖本年男君） お答えをいたします。

災害時におけるペットの避難所への受け入れについてであります。

飼い主にとって、ペットは家族の一員という思いがあり、一緒にいることで、心の安定にもつながる、このようにも考えます。

国は、ことしの8月20日に、災害時におけるペットの救護対策ガイドライン、これを作成しておりまして、本ガイドラインには、飼い主とペットとの同行避難を原則とすることや、避難所、仮設住宅などで、動物への対応などが盛り込まれております。

宿毛市といたしましても、本年度、避難所運営マニュアルを策定する予定でございますので、国のガイドラインなども参考にしながら、避難所におけるペットへの配慮も検討してまいりたい、このように考えております。

以上でございます。

○議長（今城誠司君） 13番濱田陸紀君。

○13番（濱田陸紀君） 再質問を行います。

私も3.11以来、3度、東北のほうに行かせてもらうわけでございますが、その中の一つ、友達なんかと釜石まで行ったときの話でございますが、6カ所ぐらい災害地のところに泊まって、いろんな人から話を聞いて、そのペットの話も聞いたんです。

そのときに、ある避難場所に、男の人か、多分、女の人やっただと思いますけれども、はっきり男女は聞いてなかったんですけれども。

そのときに、避難場所に犬をつれて逃げたらしいです。そのときに、係員に、ペット同伴はお断わりしますって断られた。そして、また車のどこまで、また帰ったらしいですけれども、その後、また、何とかお願いしますとって、懇願するように係員に言ったけど、規則ですからだめですと言って断ったそうです。

そして、その後、また渋々自分の車まで帰ったときに、津波が来てたらしいです。その係員に見えて。そじゃけえ、すぐ引き返せというて、何回か、3回か4回か、大きな声で呼んだらしいですけれども、その人は車のドアをロックして、そのまま犬と絶命したらしいです。

私は、その話を聞いて、泣き虫でございますけど、そのときに、やっぱり犬は家族同然だなというように思いました。

できることなら、場所を分けて、市長、区切りをつけて、はっきりそれも迎え入れてやるというような答えは出せませんか。もう一度お聞きします。

○議長（今城誠司君） 市長。

○市長（沖本年男君） お答えいたします。

東日本大震災の教訓から、さまざまな、こういうことが具体化されるように求められているのも、事実だと思います。

そういう点で、国もガイドラインを作成したという状況でございますので、宿毛市としても、今年度、避難所の運営マニュアル、これを策定するという方向でございますので、こうした中で、実際にどのような形で盛り込むのか、まだ私にも想定できない部分はありますけれども、ただ、先ほど言われましたように、一方では、非常にペットというのは大事。しかし、そういうアレルギーのある方も、ああいう避難所には

おられることも、当然考えられますので、そのような、いろんな角度から考えていかなければいけない、そういうことであろうと思います。

しかし、だんだん充実していく中では、当然、このことなんかも、非常に大事なことでございますので、計画の中に入れていくことも必要だと思います。

そういう点で、我々もそうしたマニュアルの中に位置づけていけるよう、検討してまいりたいと思いますので、よろしくお願ひいたします。

○議長（今城誠司君） 13番濱田陸紀君。

○13番（濱田陸紀君） さっきの続きになりますけれども、係員、断った係員、その後、今、申し上げていいかどうかわかりませんが、鬱病にかかり、もうどうにもこうにもならんような状態になってます。

けど、私は、上司の言葉を素直に伝えただけですと。何で上司は非難されずに、私だけが批判されんといかんがですかと、ある人に言ったらいいですけども、いまだに役職には返ってないそうです。

そこまで追い詰められたんじゃないかと思えます。

そういうことなんかも考え、できる限り、市長、こういう問題は早急に決めてもらいたい、このように思っております。

これで私は質問は終わります。

○議長（今城誠司君） この際、午後1時まで休憩いたします。

午前11時18分 休憩

-----・-----・-----

午後 1時00分 再開

○副議長（岡崎利久君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

11番寺田公一君。

○11番（寺田公一君） 11番、一般質問を行います。

今回も、私が最後の質問者ということであります。

私は、常日ごろ、優しく問いかけることを基本的に考えていたわけですが、ある市民の方から、おまえの質問は、ちょっと険があるぞというふうに注意をされたことがあります。できるだけ優しく問いかけるような形で質問をしたいと思っておりますので、御答弁をよろしくお願ひをいたします。

まず、過疎地の交通手段についてということで、質問を通告をさせていただきました。

今回は、私の質問の大半というか、半分以上は地元橋上地域に関連することを中心とした質問をさせていただきたいというふうに思っております。

この過疎地の交通手段についてですが、橋上地域につきましては、平成8年9月末をもって、当時、運行されておりました宇和島自動車のバスが廃止路線となりました。それからは、今、運行されておりますスクールバスが唯一の公共交通機関であるというふうには、皆さん御承知おきと思いますが、それから言いますと、もう17年ぐらい前になると思うんですが、少子化、高齢化はどんどん進みまして、地域の住民の最大の懸案事項というのが、将来、この公共交通機関がどうなっていくのかということが、大きな心配点であります。

宿毛市として、この地域のような現状を、どのように考えているのかを、まずお聞きしたいと思います。

○議長（今城誠司君） 市長。

○市長（沖本年男君） 11番、寺田議員の一般質問にお答えをいたします。

過疎地の交通手段について、橋上の現状をどのように認識しているのかという質問でございますけれども、橋上地域の公共交通の現状については、路線バスが廃止となって以来、スクー

ルバスへの一般混乗という形で運行しております。

現在、7名の児童、そして生徒が利用しております。しかしながら、今後の児童生徒数の動向を考えますと、地域から公共交通機関がなくなるのではないかという不安が寄せられていることも、認識をいたしております。

また、橋上町以外の地域からも、高齢者等の移動手段の確保を求めのお話もいただいているところであります。

このため、以前、公共交通機関が走っていた地域で、現在、移動手段のない地域を対象に、平成25年度、そして26年度で公共交通に関する実証実験を行い、地域の方々が利用しやすい移動手段を検討しております。

橋上地域につきましても、現在行っておりますスクールバスへの一般混乗を含めて、どのような形が地域にとって望ましいのか、検討しなければならない、このように考えておるところでございます。

○副議長（岡崎利久君） 11番寺田公一君。

○11番（寺田公一君） 再質問をいたします。

ただいま7名というふうに言われましたが、実質的にいうと、楠山が2件、坂本地区が2件の4件が、小中学校の児童生徒が利用しているということでありまして、今のスクールバスの前のバスは、二十六、七人乗りですかね、ちょっと大きなスクールバスでしたが、現在は12名ぐらいの乗車定員のバスに変わっている。

その中で、地域の人たちは、なかなか子供たちの数はわかってますが、乗りにくいというところもあるんじゃないかというふうに思うんですよ。

その中の、7名の中で、今年度、中学校を卒業する生徒も1人おりますし、そうなると、楠山地区からは1家庭だけになるというところがあって、特に楠山地区の方々は、すごく心配を

しているというのが現在の状況です。

これは、本当に今から考えていくんじゃないかと、早急に対応を考えていくべきじゃないかというふうに思いますが、この中で、私が、8月に入ったぐらいのときに、企画課のほうには確認に行ったわけですが、今、夏休みは40日余りですかね、20日前後に夏休みになりますので、8月の末までという、40日余りの長い夏休みがあります。この間は、スクールバスというのは、一般混乗はできないような形になっております。

児童生徒は、特に中学校においては、クラブの練習があるということで、ほぼ毎日、運行はされているんですが、定期的というか、通常の学校ではないということで、一般の住民は乗れないというのが現状です。

ということは、40日余り、橋上地域の人たちは、公共交通機関がない状態になるということになっていますが、この大きな理由と、これからの考え方というのがあれば、お示しを願いたいと思います。

○副議長（岡崎利久君） 市長。

○市長（沖本年男君） お答えいたします。

ただいま、夏休み中のスクールバス利用についての質問でございますけれども、御承知のように、スクールバスは条例上、夏休み等の長期休業日や、土日祝祭日は運休日と規定をされています。そのために、この期間は一般混乗を認めておりません。

それから、部活動については、教育委員会が特別に認めて、随時、運行しているものであるために、現行の制度上、一般混乗できない状況になっております。

しかしながら、高齢化の進行が著しい中山間地域の移動手段の確保の観点からも、今後、スクールバスとして、夏休み中も地域住民が利用できる手だてがないのか、そのことも含めまし

て、検討してまいりたい、このように思っているところでございます。

よろしく願いいたします。

○副議長（岡崎利久君） 11番寺田公一君。

○11番（寺田公一君） 混乗できないのか、検討していききたいということですが、ことしの冬休み、年末年始の2週間ぐらいが冬休みとしてありますし、3月20日以降ぐらいの2週間余りが、また春休みという形で休みがあります。

やはり、市の対応として、早急にやらなければ、地域の人たちはその間、一切の交通手段を持たない人が、かなり高齢化でいるんですよ。

これはやはり、早くしなければいけない。これは、楠山地区からいけば、宿毛のまちまで来るのに約20キロ、私の坂本地区からでも14キロぐらいあります。出井まで行くと、県境まで行くと、約30キロぐらいになる。そこまできなかなか行くというのは難しいかもしれませんが、早急な対応が必要であるというふうに思いますが、市長として、年度内に、そのあたりの対応を考えていけるのかいけないのかについて、もう一度、お聞きをいたします。

○副議長（岡崎利久君） 市長。

○市長（沖本年男君） お答えいたします。

先ほど申しましたように、現在、小筑紫地域、あるいは西地域で実証実験をやるということになっておりまして、そういうものも含めて、その結果も、橋上地域にも生かしていきたい。そのことも含めて、検討しているわけでございまして、年度内ということについては、非常に厳しい現状であろうというふうに判断をいたしております。

○副議長（岡崎利久君） 11番寺田公一君。

○11番（寺田公一君） 年度内難しいということですが、ということは、なかなか遠距離で生活している人に、病院に行くのも難しい状態を放置するということになりますよね、市とし

て。

これは、どうなんでしょうね。西町と、どこでしたかね、実証実験をするということですが、西町の、例えば県境、藻津から行っても4キロ、5キロぐらいの距離だと思うんですよ。

その人が、そしたら行けないということじゃなくて、その人たちも、人数的にいえば、かなりいるでしょう。橋上は、人口はどんどん減っていった少ないですよ。少ないけども、そこで生活している人たちのために、行政が何もせずに放置していくということが、どうなんでしょうね。

やはり、今、運行されている、休み中も運行されているんですよ。クラブ活動というのは、中学校においては、必須ですよ。

これは通告してませんが、教育長にお聞きしますが、中学でのクラブ活動というのは、宿毛市の場合、必ず一つは入って活動するということになってませんか。

○副議長（岡崎利久君） 教育長。

○教育長（立田壽行君） お答えをいたします。

クラブ活動については、各学校の教育活動の一環として、重要な位置を占めておりますが、全ての子供が必ずクラブ活動に参加しなければならないということではありません。

以上です。

○副議長（岡崎利久君） 11番寺田公一君。

○11番（寺田公一君） 教育長から、必須ではないということで御答弁をいただきましたので、必須ではないということであれば、極端に言えば、スクールバスが運行してなければ、バス通学している子はクラブ活動できなくなりますよね。

今は、クラブ活動ということで運行してましますよ。けど、必須でなければ、例えばその中で一人でも子供が、僕はしたくない、私はしたくないということになれば、その子だけしかいなけ

れば、例えば、バスは運行しないで済むようになります。

中学生がいなくなって、小学生だけになったら、スクールバスは運行しなくなりますよね。夏休み中。そうでしょう。そうすると、子供たちが行かなくて構わないかもしれないけれども、橋上地域には全然、バスが動かない状態になります。

こういう状態をわかっていながら、検討もせずに、今のままで今年度中、ずっと実証実験が今年度中あるんでしょう。ということは、来年度に入って検討していくというのは、再来年、その次の年という形になるんじゃないですか。

住民は、早くその対応が聞きたいんですよ。1年も2年も対応なしにければ、夏休み中、また夏休みだけに限らず、長期の休業中は、住民は交通手段が一切ないわけですよ。そのあたりを、執行部としてもう一度考えていただきたいですが、市長、もう一度答弁願えますか。

○副議長（岡崎利久君） 市長。

○市長（沖本年男君） お答えいたします。

小筑紫、あるいは西方面の実証実験は、今年度と26年度かけて、そこでさまざまな住民の皆さんの意見を聞いていく中で、その地域でどのような運行にしていくのかを決めようということでありまして、そういうことも、今後の橋上地域でも対応できるものについては、そういう形で進めていこうというのが、今回の実証実験であります。

それで、今、そういう夏休み、例えば学校の問題とあわせて、できないのではないかと。保障されない交通手段が言われましたけれども、先ほど御答弁いたしましたように、夏休み中のそういうバスの運行に関しては、一般混乗は、今でもできないという形の制度になっておりますので、その事との問題は、ちょっと違うところにあるんじゃないかなと思います。

いずれにいたしましても、橋上だけではなく、例えば山田の奥の方であるとか、さまざまこのように、かつて公共交通機関があったところになって、不便になっているという地域があります。

そういう、いろんな今までの経過の中で、今回、前回は松浦議員の質問等もいただく中で、西や小筑紫から、そういう調査を含めて、新たな、行政としてきちっと保証しなきゃいかんということで、取り組みを始めたのが実証実験でございます。

ですから、これも、橋上も当然、対応していかなければいけない、そういう、今、私は時期ではないか。ですから、若干、そのような運行をどのような形でやっていくのかということの、まだまだ調査もしていく、住民の意向も聞いていく中でやるためには、年度内にそういうことを確立するというのは、非常に厳しいんじゃないかというふうな判断で、お答えをさせていただきました。

以上でございます。

○副議長（岡崎利久君） 11番寺田公一君。

○11番（寺田公一君） なかなか、今の市長の答弁によりますと、2年間、実証実験をしてということで、その後の判断ということになるので、かなりな時間が要するんじゃないかというふうに感じてます。

非常に、地区民にとっては、厳しい生活が続くんじゃないかというふうに思います。

ちょっと視点を変えて、次の質問に移ります。

8月30日の、全国紙もありましたし、高知新聞の記事にもありましたが、国の出先機関の改革というところで、44の事務を地方に移管するという、移管事務の中に、移動サービスというところの、この地方に移管しようということで、自家用車による有償旅客運送であるとか、福祉バスであるとかというところの運行につい

ても、国から市町村に移管していこうという方向性が、国のほうから示されております。

これは、許認可が国から市町村に移るわけですから、宿毛市においても、今まで、今言わせていただきました地域のバスの運行であるとか、高齢者、また車の移動を持たない人たちの運送、移送について、何かの手だてがあるんじゃないかというふうに思うわけですが、市として、この過疎地有償運送のような部分について、現在、どのような考えでおられるのかをお聞きをしたいと思います。

○副議長（岡崎利久君） 市長。

○市長（沖本年男君） お答えいたします。

過疎地有償運送についての質問でございます。

先ほど言われましたように、去る8月29日に、内閣府が国の出先機関改革の検討状況を公表しました。

その中に、自家用車で高齢者等を有料送迎する過疎地有償運送に関する事務を、地方自治体に移すといった内容も含まれました。

内閣府は、より住民に近い自治体が許認可事務を担当することで、地域の要望に迅速に対応できる効果が期待できるものとしております。

この過疎地有償運送に関しては、中山間地域における移動手段の確保事業として取り組まれている事業でございます。NPO法人などの団体が実施主体となり、あらかじめ登録をした住民を対象に、移動手段を確保する事業でございます。

宿毛市の現状としては、その受け皿となる団体が、今のところありませんが、橋上地域においては、交通を含めた地域づくり、まちづくりのための取り組みを始めており、これまでも地域づくりについてのアドバイザーの派遣を受けたり、そして高知県が実施する集落活動センター事業に関する研修会に、積極的に参加するなどの取り組みを進めているところでございます。

今後、これらの取り組みが、移動サービスを含めた地域活性化の事業として展開されるよう、行政も一緒になって取り組んでまいりたい、このように考えております。

○副議長（岡崎利久君） 11番寺田公一君。

○11番（寺田公一君） 市としても、積極的に協力をしていきたいというふうに、市長のほうから言っていたというふうに思っておりますので、ぜひ、地域の住民が安心して生活が、その地域でできるような協力を、これからも積極的に、特に情報の収集については、積極的に、国、県に対してとって行く、職員がそういう形で取り組んでいただきたいというふうにお願ひして、次の質問に移ります。

次に、産業祭についてお聞きをいたします。

市長の選挙公約の大きな柱であったというふうに思うわけですが、産業祭が来る11月17日に、宿毛市総合運動公園において開催されるというふうに聞いております。

中身については、よくわからないから、今回質問をするわけですが、B-1グランプリを同時開催で行うというふうにも聞いておりますが、その他の内容について、どのような内容で産業祭を行おうとしているのかについて、まずお聞きをいたします。

○副議長（岡崎利久君） 市長。

○市長（沖本年男君） お答えいたします。

産業祭につきましては、昨年からは産業祭実行委員会準備会として、検討して行っていました。本年5月に、正式に産業祭実行委員会として立ち上げて、事業を進めているところであります。

現在の状況につきましては、実行委員会を立ち上げた後、小委員会におきまして、出店募集やイベントなど、産業祭の実施に向けた取り組みを進めております。

現在の出店者の状況につきましては、6月広

報、ホームページ、フェイスブックなどで募集を行い、市内で約60店舗の事業者の出店を予定しております。

また、7月より幡多地域で取り組んでおります「楽しまん！はた博」の関連イベントとして、先ほど申されました件でございますけれども、「四国B級グルメフェスタ in 宿毛」として、同時開催することとしており、こちらは有名な富士宮焼きそばの出店も決まり、四国内外の約20店舗が出店予定となっております。

なお、この産業祭では、高知西南地域の特産品もあわせてPRすることとしておりますので、市外事業者にも声かけを行い、20から30店舗の出店を予定しております。

また、フェリーでつながっております大分県佐伯市からも出店していただけることになっており、現在、全体で100から110店舗の出店を予定しております。

産業祭におけるイベントとしましては、マグロの解体ショーや、マグロの即売会、丸太切り競争、米のすくい取りなど、1次産業に関連したイベントや、子供向けのイベントもあわせて実施する予定としております。

出店者につきましては、現在も募集しているところであり、会場である宿毛市総合運動公園におきましては、まだまだスペースにも余裕がございますので、多くの方に、宿毛のものを見ていただくために、より多くの方に出席していただきたいと思っております。

本年度、初めて開催する産業祭でございますので、関係者の皆様に御協力をいただきながら、充実した産業祭にしていきたいと考えておりますので、どうか議員の皆様におかれましても、出店者の紹介など、御協力を賜りますよう、よろしくお願いをいたします。

○副議長（岡崎利久君） 11番寺田公一君。

○11番（寺田公一君） 現状を説明していた

いただきました。大体、110店舗程度の出店を予定、現在の状況ではしているということで、今、議員の方々にもということがありましたが、そういうのであれば、もっと早く、議会に対しても、こういう形でやりたい、議会としても協力してほしいという言葉が欲しかったですね。

あと2カ月ぐらいになって、こんな形でやりますので、ぜひ御紹介をと言われても、なかなかそういう形にはならないんじゃないかというふうに思います。もっと早く、市民に対しても、議会に対しても、どういう内容でやっていくのかということが、提示していただければというふうに思います。非常に残念でなりませんが。

私が危惧するのは、四国のB級グルメ何とかという、俗に言うB-1グランプリという形で、それが共同開催されるという、非常に集客力はあると思うんですよ。

ただ、その共同開催するイベントに、産業祭が埋没してしまうんじゃないかというふうに心配をするわけですが、市長は、少なくとも約2年前に、市長選挙前に、産業祭を、私が市長になったらやりますよという公約を掲げてきました。それは決して、よその市町村がやっているからということとか、宿毛に目玉のイベントがないからということじゃなかったと思うんですよ。

何のために、市長はこの産業祭を開催するということを、大きな政策の柱に据えたのか、何のために行うのか、どういう人を対象に、どんな人が集まってくるために、産業祭をやろうとしたのか、やろうとしているのかということ、もう少し私たちにわかるような形で説明を願えればと思いますが、よろしくお願いをいたします。

○副議長（岡崎利久君） 市長。

○市長（沖本年男君） お答えをいたします。

産業祭の目指す形についてということの質問

でございます。

現在、募集を行っている、そういう形で進んでいる中での答弁になるわけですが、それについては御理解いただきたいと思います。

今年度行う産業祭につきましては、1次産業から3次産業まで、宿毛市全般の産業に関する展示や、販売等を行うこととしております。

私自身は、この産業祭を通じて、市内全般の産業、企業活動を多くの人に知っていただき、この産業祭を農林水産業の1次産業から観光サービス産業などの3次産業までの、宿毛市の産業の地産地消、地産外消の場、また事業者同士の、事業者間の交流や連携の場として、地域の産業振興に資することを目的、このようにずっと考えて、そして現在、行っております。

このような考え方をもって、今回の産業祭を開催いたしますが、本市におきましては、2次産業や3次産業が少ない状況であるなど、産業構造の課題もございますので、来年度以降の産業祭につきましては、出店者の意向も参考にさせていただきながら、産業祭の実行委員会の中で、どのような形で行うかも、次年度に関して質問はございませんでしたけれども、そういう構想の中で、現在の産業祭を実施しようとしているということでございます。

先ほどありましたB級グルメに埋没するのではないかと御質問もありましたけれども、やはりこのような、はた博というイベントがある中に、一緒にという形になったわけですが、要は、多くの皆さんにお集まりいただき、そこで体験や試食や、いろんなのを見ていただく、交流していただく、多くの人に来ていただきたい。一堂に会して、宿毛市の産業について、知っていただきたい、これが目的ですので、決して埋没という形にはならないと私は考えております。

以上でございます。

○副議長（岡崎利久君） 11番寺田公一君。

○11番（寺田公一君） 埋没しないようにいつていただきたいと思いますが、1次産業から3次産業までの産業の活性化というか、産業振興をしていくのが大きな目的であるということでしたが、行政方針にも出ておりました6次産業というのが、全然出てこなかったのが、私としては、出てくるのかなというふうに思っていました、6次産業の話が出てこなかったのは、ちょっと残念でしたね。

ともあれ、年に1度の、産業祭というのは、そんなに年に何回も乱発する事業ではありませんし、年に1度の大きなイベントとしてとらえて、産業祭はやっていくものだろうというふうに思うわけですが、市長の言われる産業の振興という部分でいえば、日々の、農林水産を初め、産業に対して、どのようにやっていくか、その集大成が産業祭として実を結んでいくのではないかと、私は思うんですが、市長はこの2年間の間に、市長になってから1年半余りたつわけですが、この間に、どのような形で、その1次産業から3次産業までの、各産業界の中に、この産業祭に対する考えを説明をし、周知をしていったのかについて、市長の今までの政治活動の中での動きを説明願えれば、お願いをしたいというふうに思います。

○副議長（岡崎利久君） 市長。

○市長（沖本年男君） お答えいたします。

再質問としては、非常に大きなテーマの再質問だというふうには受け取りまして、なかなかここで、一つ一つ詰めた御答弁できないというふうには思うわけですが、

私としては、就任以来、1次産業、そして先ほど、言葉が出なかった言いましたけれども、6次産業化、これも含めまして、系統的な形で行政上、取り組んでまいっているというふうに、自分としては考えております。

そうした中で、特に高知県の産業振興計画、ここと連携をし、この制度を利用していく中で、特にこのすくも湾の浦尻組合長もおられますけれども、漁業、観光、そういうものを主体にしなが、たくさんの産業振興計画の中に組み込んでいただいて、県と市と一緒にあって、そして業者とともに取り組んでいる、これは非常にたくさんの事業者が認定を受けて、その方向で宿毛市の1次産業、そして加工産業へと取り組んでいく、そういう方向が、私はずっと強まってきたのではないかとこのように思っております。

林業におきましては、直接的な関与ではありませんけれども、この地域に木質バイオマス発電、ペレットの製造、こういう大きな企業にも来ていただいて、林業の総合的な、あるいはエネルギー、いろんな形の循環をしていく中で、林業振興と、他の産業等を合わせた振興を図りたい、こういう形で取り組んでおります。

農業にとりまして、まだまだ一部のところではありますけれども、集落営農、そういう形の中で、中角では、ファーム中角、この皆さん方が、県の産業振興計画の中に位置づけられまして、これから集落で、独自にそこで協力をしながら、集落単位でこれから地域を発展させていこう。宿毛市にとっては、モデル的な事業になるのではないかと期待もし、また支援もしていかなければいけないわけですが、我々としては、とにかくこの農林漁業、1次産業、これはもう基盤産業でありますので、これに取り組んでいきたい。

そして、先ほど言われましたように、この産業祭は、結果でそうなるんじゃないかという話にございましたけれども、これは、それぞれが相関をし合って、それぞれ結果と、その原因と申しますか、状況の中で組み合わせられて、私は全体として進めていく、そういう施策の一環と

して、私は存在するというふうに思っておりますので、このことも、さらに次のステップへのばねになるような産業祭にしていきたい、このように考えています。

以上でございます。

○副議長（岡崎利久君） 11番寺田公一君。

○11番（寺田公一君） 産業祭は、一つの区切りというか、部分の捉え方でいいと思うんですよ。ただ、産業の振興は、日々、どの産業にしても、そこに従事する人は、日々研究を重ね、やっているわけですから、その集大成を1年に1回はここに持って来るといような形が、僕としてはいいんじゃないかというふうに思いますし、県の産業振興計画に乗せれる部分は乗せていくということは、非常に大事やと思います。しかし、底辺で仕事をする人たちが、しっかりとそのことをとらえてやっていかなければ、上からおりてきたような政策じゃいけないですよ。

そこを、市としてしっかりととらえて、産業の振興に当たっていただきたいというふうに思います。

次の質問に移ります。

千寿園の今後の考え方について、お聞きをしたいと思います。

今議会、開会日、9月2日に運営検討委員会の最終報告というのが、議会に示されました。

これを見ていると、今後の千寿園の方向性というのが、執行部としてどう考えているのか。今回、議会に示した、このタイミングで示したのは何だったのかなというのが、私として理解ができませんでしたので、お聞きをしますが、市として、千寿園の方向性をどのように考えているのかを、まずお聞きをしたいと思います。

○副議長（岡崎利久君） 市長。

○市長（沖本年男君） お答えいたします。

千寿園の今後についての運営協議会の、検討

協議会の最終報告について、市長の考えはということでございます。

運営検討協議会は、民生児童委員協議会会長や、地域包括支援センター長、豊寿園長、中央デイケアセンター長、大井田病院在宅部長、この5名の委員で組織し、千寿園における現状分析、課題等を整理して、今後の運営方針を協議して、市長に意見書を提出することを目的に設置され、最終的には、3回の協議会を経て、まとめられたものです。

この報告書では、入所者が高齢化及び重度化する中で、介護サービスにおける医療的ケアに関する要望も多く、医療機関を持たない単独施設では、十分に対応することが困難であり、また、経営を考えた場合も、医療施設との連携がとれ、多角的な事業を展開する中で、効率のよい事業運営が行える、民間に経営してもらうことが望ましいと、提言をされております。

私としては、この提言については、真摯に受けとめ、できるだけ早く方向を出していきたい、このように考えております。

○副議長（岡崎利久君） 11番寺田公一君。

○11番（寺田公一君） 再質問いたします。

これまでも、平成22年度の、これは検討委員会でも、厳しい運営状況にあるということで、指定管理を含めた、指定管理者制度の導入も含めて検討をしていくようにというような提言も行われていると思います。

そもそも、行政改革大綱の改革プランの中でも、施設運営していく上で、指定管理者制度の導入も含めて、検討しなさいよということで、17年度に協議して、18年度からの行政改革大綱の中で、千寿園については、そのような提言がなされていると思うんですが、18年度からいきますと、ことし25年度ですから、もう7年近くがたっているわけですが、その間にどのような形で進んでいたのかというのが、この

履行状況というのを見ても、具体的な結論に至っていないということで、ずっと続いているわけですね。

この部分について、市長は考えていきたいというふうな答弁でしたけれども、いつまでにするのか、検討の結果をいつまでに出していいのかというのを、やはりゴールというものを決めないと、ずっと引っ張っていくんじゃないかというような心配をするわけですが、この点について、もう一度、答弁をお願いします。

○副議長（岡崎利久君） 市長。

○市長（沖本年男君） お答えいたします。

現在、千寿園職員に対し、指定管理者制度の検討に関するアンケートを実施しております。

今までのさまざまな答申や、検討委員会の内容を踏まえ、そして今回の検討会の中で出されたその内容をもとに、千寿園の職員に対しての指定管理者制度の検討に関する、先ほど言いましたアンケートを実施しております。

今後、庁内の検討会を設置をして、運営検討協議会の最終報告と、このアンケート結果を具体的に協議をして、本当に速やかに千寿園の運営をどうするのか、判断をしていきたい。

年度を今の段階で限ることはできませんけれども、きょうの段階では、速やかに運営をどうするか、判断をしていきたい、こういう答弁とさせていただきたいと思います。

○副議長（岡崎利久君） 11番寺田公一君。

○11番（寺田公一君） 速やかに検討していきたいという、非常に何か、玉虫色のような答弁をいただきましたが、実際に千寿園で働いている職員の方も、はっきりとした方向性が示されないと、いつまでも何か、にえくさしのような話をされるという形で、落ちついて仕事ができないんじゃないかと、逆に、思うんですよね。

やはり、市としては、はっきりとした方向性を、早急に示したいというふうに言われました

ので、早急に示されることを期待して、この千寿園が、入居される方も職員も、安心して業務ができたり、生活ができる環境になっていくように、努力をしていただきたいというふうに思います。

千寿園については、もう聞きません。

次に、これは本当に地元のことなのですが、小中学校のプールの安全性についてということで、通告をさせていただきました。

これは、この夏にあったことなので、地元の小学校だけで済む話ではないと思ったので、通告をさせていただきました。

知らない方も多くいると思いますので、まず、その現状をお話しさせていただきますと、夏休みに入ってすぐ、橋上小学校のプールのろ過機が機能しなくなって、水質が悪くなっていたと。修繕するまでに、1週間近くかかったというふうに認識をしていますが、委員会としては、この状況をどのように把握しているのかを、ちょっと御説明お願いしたいと思います。

○副議長（岡崎利久君） 教育長。

○教育長（立田壽行君） お答えをいたします。

いつも橋上地区の教育に御尽力をくださりまして、本当に感謝を申し上げます。

ことしの夏、橋上小学校のプールが故障してから、復旧するまでの経過について、御説明をさせていただきます。

7月24日に、橋上小学校により、プールのろ過機が故障により作動していない、そういう報告を受けました。

その後、市内業者に修繕を依頼しましたところ、ろ過機が故障していることが判明をいたしまして、より専門的な業者に見てもらふ必要があると。その結果、ポンプの交換が必要であるとの報告を受けました。

できる限り、早期に復旧してもらうように、交換を依頼したところでございました。

その後、8月1日に交換が完了いたしまして、プールのろ過機は、通常どおり、作動しております。

その間、プールのろ過機が作動していなかったことから、プールの水質を保全するために、塩素の投入をふやしたり、それから水道の給水をふやすなどして、対応を図ってまいりました。

また、その間の学校における子供たちへの対応といたしましては、水泳をする子供たちには、ゴーグルを着用することを徹底をしたり、水泳後においては、シャワーや目洗いを、いつも以上に行うように、指導を図っていたということを報告を受けております。

以上でございます。

○副議長（岡崎利久君） 11番寺田公一君。

○11番（寺田公一君） 約1週間余りですか、ろ過機の故障状態の中で、子供たちは水泳をやっていた。

特に、8月10日前後ですか、市内の6年生の水泳記録会があるということで、この時期は毎日のように、子供たちは水泳の練習をしていたというふうに把握をしているんですが、これが、学校から、何も保護者に対して、そういう状態であるという連絡がありませんでした。

特に、私たちは、橋上地域の夏のイベントを、8月3日ですか、4日に行うべく、毎日のように夜、踊りの練習等をやっておりましたので、その保護者が集まる中で、子供たちの水着の中に白い布があるようなところが、黄ばんでしまうとか、ほかの衣服と別にして洗わないと、においがすごくて、どういうことなのという話が、何人もの保護者から出ておりました。

その間に、学校から何も連絡がありませんでしたので、あえて私のほうから、教育委員会に問い合わせると、そういう状況であるということで、説明を受けました。

これは、学校が本来はすべきであったと思う

んですが、教育委員会としても、それは保護者に対して説明をすべきであるという指導があるべきであったし、もしその水質的に、塩素でそれだけの、水着が汚れたり、においが付着してなかなかとれなかったりという状況があるのであれば、早急に水泳をとめるなり、何らかの措置をとるべきであったんじゃないかというふうに、私は思うんですが、教育長の考えを、まずお聞きをします。

○副議長（岡崎利久君） 教育長。

○教育長（立田壽行君） お答えをいたします。

議員御指摘のように、今回のケースにつきましては、保護者の皆様に大変御心配をおかけをいたしましたことは事実でありますし、このことについては、真摯に受けとめて、今後、対応を図ってまいらなければならないと思っております。

教育活動を行う上で、地域や保護者の皆様の御協力や御理解をいただかなければならないことは多くございますので、この件に限らず、今後といたしましては、保護者への連絡を密にするように、各学校に指導してまいりたいと考えておりますので、御理解をお願いいたします。

以上です。

○副議長（岡崎利久君） 11番寺田公一君。

○11番（寺田公一君） ぜひ、そのようお願いしたいと思います。

特に、今回、夏休み中は、今、低学年の子供たちも川に泳ぎに行ったり、海に行ったりということが、なかなかできない子供たちというのがおりますので、プール開放をしているわけですよ。

少なくとも、そういう状態があるのであれば、特練のほうがいいというわけじゃないですが、低学年に対するプール開放については、その復旧までの間とめるとか、いう措置を、教育委員会として指導すべきやったというふうに、私は

思います。

ともあれ、この安全性という部分を、もう少し考えて、今後の委員会としての指導に当たっていただきたいというふうに思います。

私は、大体、時間いっぱい使うというのが恒例になっておりましたが、きょうは非常に、市長または教育長の答弁が、非常にいい答弁をいただきましたので、30分余りを残しておりますが、私の今回の一般質問は、これで終了したいと思います。

本日はどうもありがとうございました。

○副議長（岡崎利久君） これにて一般質問を終結いたします。

以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

本日は、これにて散会いたします。

午後 1時54分 散会

平成25年
第3回宿毛市議会定例会会議録第4号

1 議事日程

第10日（平成25年9月11日 水曜日）

午前10時 開議

第1 議案第1号から議案第34号まで

----- . . . -----

2 本日の会議に付した事件

日程第1 議案第1号から議案第34号まで

----- . . . -----

3 出席議員（13名）

1番 高倉真弓君	2番 山上庄一君
3番 山戸寛君	4番 今城誠司君
5番 岡崎利久君	6番 野々下昌文君
7番 松浦英夫君	8番 浅木敏君
9番 中平富宏君	10番 浦尻和伸君
11番 寺田公一君	12番 宮本有二君
13番 濱田陸紀君	

----- . . . -----

4 欠席議員（1名）

14番 西郷典生君

----- . . . -----

5 事務局職員出席者

事務局長 岩本昌彦君
次長兼調査係長 松本政代君
議事係長 柏木景太君

----- . . . -----

6 出席要求による出席者

市長 沖本年男君
副市長兼
税務課長事務取扱 安澤伸一君
企画課長 出口君男君
総務課長 山下哲郎君
危機管理課長 楠目健一君
市民課長 立田ゆか君
税務課長補佐 田村泰生君

会計管理者兼 会計課長	滝本 節 君
保健介護課長	児島 厚 臣 君
環境課長	佐藤 恵 介 君
人権推進課長	杉本 裕二郎 君
産業振興課長	黒田 厚 君
商工観光課長	朝比奈 淳 司 君
土木課長	岡崎 匡 介 君
都市建設課長	岩本 克 記 君
福祉事務所長	河原 敏 郎 君
水道課長	川島 義 之 君
教育長	立田 壽 行 君
教育次長兼 学校教育課長	沢田 清 隆 君
生涯学習課長 兼宿毛文教 センター所長	桑原 一 君
学校給食 センター所長	金増 信 幸 君
千寿園長	山岡 敏 樹 君
農業委員会 事務局長	岩田 明 仁 君
総務課主監	藤田 隆 男 君

----- . . . ----- . . . -----

午前10時00分 開議

○議長（今城誠司君） これより本日の会議を開きます。

この際、議長から報告いたします。

西郷典生君から、会議規則第2条の規定により、欠席の届け出がありました。

本日まで、陳情1件を受理しました。よって、お手元に配付してあります陳情文書表のとおり、所管の委員会に付託いたします。

日程第1「議案第1号から議案第34号まで」の34議案を一括議題といたします。

これより質疑に入ります。

質疑の通告がありますので、順次発言を許します。

6番野々下昌文君。

○6番（野々下昌文君） おはようございます。6番、野々下昌文でございます。

私が質疑を行うのは、議案第15号別冊、平成25年度宿毛市一般会計補正予算（第4号）及び、議案第20号、平成25年度宿毛市学校給食事業特別会計補正予算（第2号）についてであります。

それでは、早速、質疑に入りたいと思います。

初めに、議案第15号別冊、15ページ、第2款総務費、第2項徴税費、2目賦課徴収費、13節委託料、メガソーラー用地不動産鑑定評価業務委託料4万2,000円についてであります。

本市のメガソーラーへの参入計画はなくなっていると思いますが、今回、何のために不動産鑑定評価を行うのか伺います。

続きまして、同じく15号別冊、19ページ、第3款民生費、第2項児童福祉費、3目私立保育所運営費、19節負担金補助及び交付金、保育士等処遇改善臨時特例事業費補助金352万2,000円についてであります。

この補助金は、保育士の処遇改善、保育の質の向上の促進のための補助金ということですが、本市における改善内容について、お伺いをいたします。

続いて、同じく15号別冊、31ページ、第10款教育費、第2項小学校費、1目学校管理費、15節工事請負費、橋上小学校耐震補強工事3,500万円についてと、同じく飛散防止フィルム設置工事費957万円についてであります。

このフィルム設置工事と、また耐震工事、いずれも工期はいつごろを予定しているのか。また、橋上小学校の耐震補強工事が終わると、本市の耐震化率はどうなるのか、お伺いをいたします。

続いて、議案第20号別冊、平成25年度宿毛小学校給食事業特別会計補正予算（第2号）、7ページ、第1款総務費、第1項総務管理費、1目学校給食センター運営費、13節委託料、調理業務委託料、アレルギー支援分の委託内容について伺います。

○議長（今城誠司君） 税務課長補佐。

○税務課長補佐（田村泰生君） 税務課長補佐、6番、野々下議員の質疑にお答えします。

議案第15号別冊、平成25年度宿毛市一般会計補正予算（第4号）、15ページ、歳出、第2款総務費、第2項徴税費、2目賦課徴収費、13節委託料、メガソーラー用地不動産鑑定評価業務委託料4万2,000円についてですけれども、本市においても、土地の上に直接設置します太陽光発電施設、いわゆるメガソーラーが数カ所つくられておりますけれども、全国的にも近年、普及し始めた施設でございますので、そうしたメガソーラー用地につきましては、明確な評価基準がございません。

今後こうした施設が増加していくと予想されますので、不動産鑑定士へ評価を依頼し、本

市として、適正な評価基準の参考とするための予算として、4万2,000円増額補正をしようとするものでございます。

以上です。よろしく申し上げます。

○議長（今城誠司君） 福祉事務所長。

○福祉事務所長（河原敏郎君） 福祉事務所長、6番、野々下議員の質疑にお答えします。

議案第15号別冊、平成25年度宿毛市一般会計補正予算（第4号）、19ページ、第3款民生費、第2項児童福祉費、3目私立保育所運営費、19節負担金補助及び交付金、保育士等処遇改善臨時特例事業費補助金352万2,000円について、御説明します。

厚生労働省の調査から、ハローワークでの求職者のうち、保育士資格を有していても、半数は保育士としての就業を希望していないということが判明しました。

主な理由としては、賃金が希望と合わない。責任の重さ、事故への不安、他職種への興味、健康、体力への不安というものでした。

厚生労働省はこれに着目しまして、課題とされる子育て支援充実や、待機児童解消のためには、他業種に比べ、給与水準が低いとされる私立保育所における保育士の処遇改善、待遇を改善して、人材を確保することが重要と判断し、財源を安心こども基金に積み増し、各都道府県を通じ、保育士等処遇改善臨時特例事業費補助金として、保育士の人材確保を支援することとしました。

本市におきましても、宿毛保育園、大島保育園の私立保育所2園に対して、同補助金として総額352万2,000円を補助するものです。

以上です。

○議長（今城誠司君） 教育次長兼学校教育課長。

○教育次長兼学校教育課長（沢田清隆君） おはようございます。教育次長兼学校教育課長、

6番、野々下議員の質疑にお答えいたします。

議案第15号別冊、平成25年度宿毛市一般会計補正予算（第4号）、31ページ。

まず、1点目でございますが、第10款教育費、第2項小学校費、1目学校管理費、15節工事請負費の橋上小学校耐震補強工事3,500万についてでございますが、この予算につきましては、橋上小学校校舎の耐震補強工事を実施するために、計上するものでございます。

工期につきましては、設計委託の成果品が提出されておりませんので、あくまで予定でございますが、本体工事を冬休み期間中を利用して実施する中で、今年度中に完了したいというふうに考えております。

また、本工事により、耐震化率が幾らになるかとの御質問でございますが、市内小中学校の耐震化率につきましては、現在、新聞報道等でもございましたとおり、51.5%でございますが、現在、耐震化工事を実施しております沖の島小学校、東中学校、山奈小学校の校舎の耐震化とあわせて、橋上小学校校舎の耐震化工事が完了すれば、62.22%になる見込みとなっております。

次に、2点目の飛散防止フィルム設置工事費957万円についてでございますが、この予算につきましては、非構造部材の耐震対策の取り組みといたしまして、既に耐震工事の完了しております大島小学校及び咸陽小学校校舎の窓ガラスに飛散防止フィルムを設置するための予算でございます。

工期といたしましては、約3カ月程度の工期を予定しております。

以上でございます。

○議長（今城誠司君） 学校給食センター所長。

○学校給食センター所長（金増信幸君） おはようございます。学校給食センター所長、6番、野々下議員の質疑にお答えいたします。

議案第20号別冊、平成25年度宿毛市学校給食事業特別会計補正予算（第2号）、ページ7ページでございます。

第1款総務費、第1項総務管理費、1目学校給食センター運営費、13節委託料180万1,000円についてでございます。

調理業務につきましては、本年度より新たに3年間、NPO法人雇用サポートセンターに委託しております。

今回、補正計上いたしましたのは、調理業務委託の3年間より、アレルギー対応が増加したこと、また昨年末に東京の調布市でアレルギーを持つ児童が死亡した痛ましい事故がございましたが、そういった教訓も生かしまして、これまで兼任で対応しておりましたアレルギーの調理を、専任の調理員を配備するために、10月より調理員を1名雇用し、より安心・安全にアレルギー対策を行おうとするものでございます。

どうぞよろしく申し上げます。

○議長（今城誠司君） 6番野々下昌文君。

○6番（野々下昌文君） 少し、再質疑をさせていただきます。

保育士等処遇改善の352万2,000円についてであります。今、所長から、大島保育園、宿毛保育園の2園が対象ということでございますが、一人当たりの支給額、またどのような形で支給されるのか、お伺いをいたします。

もう1点、耐震化、大島小学校、咸陽小学校のフィルム。このフィルム設置工事ですけれども、3カ月程度と言われましたけれども、いつから3カ月なのか、お伺いをしたいと思います。

それと、文科省に公立中学校、小学校の耐震化の完了が、平成27年ということが示されておりますが、この耐震化未実施校に対する予定は、今後どのようになっているのか、よろしくお伺いをいたします。

3点目といたしまして、議案第20号のアレ

ルギー対策の件ですが、この雇われる方の専門性、資格等が要るのかどうか。そして、この方の3月までの予算ということですが、3月以降の26年、27年度はどのようになるのか、お伺いをいたします。

○議長（今城誠司君） 福祉事務所長。

○福祉事務所長（河原敏郎君） 福祉事務所長、6番、野々下議員の再質疑にお答えします。

保育士等処遇改善臨時特例事業費補助金の一人当たりの支給額と、どのような形で支給されるのかという質疑であったと思います。

一人当たりの支給額については、宿毛保育園が16万円、大島保育園が一人当たり16万2,000円となっております。

各保育職員に対しては、一時金として支給される予定となっております。

以上です。

○議長（今城誠司君） 教育次長兼学校教育課長。

○教育次長兼学校教育課長（沢田清隆君） 教育次長兼学校教育課長、野々下議員の再質疑にお答えいたします。

飛散防止フィルムの工期についてでございますが、これはできるだけ早急に入札をしたいと考えておりますが、10月中をめどに入札を実施いたしまして、そこから3カ月程度を見込んでおります。

それと、今後の耐震化の予定でございますが、これにつきましては、宿毛小学校、松田川小学校以外の施設につきましては、平成27年度中には完了することをめどに取り組んでおります。

以上でございます。

○議長（今城誠司君） 学校給食センター所長。

○学校給食センター所長（金増信幸君） 学校給食センター所長、6番、野々下議員の再質疑にお答えいたします。

大きく2点、質問をいただいたと思います。

まず、1点目の専門性についてでございます。雇用しようと考えておる方につきましては、調理師免許等を持った方、あるいは一定の経験のある方、そういった方を雇用したいというふうに考えております。

また、アレルギー担当につきましては、これまで私ども給食センターで経験を積まれておるベテランの方を配置し、より安心・安全な給食の提供に努めていきたいというふうに考えております。

2点目の今後についてでございますが、来年度以降につきましても、やはり専門性、専任の調理員は必要だというふうに考えておりますので、来年度、再来年度、26・27年度の当初予算におきまして、調理員を雇用できるような予算の計上を考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○議長（今城誠司君） 6番野々下昌文君。

○6番（野々下昌文君） 大変詳しい説明をありがとうございました。

以上で質疑を終わります。

○議長（今城誠司君） 11番寺田公一君。

○11番（寺田公一君） 11番、質疑を行います。

私の質疑いたしますのは、議案第15号別冊、平成25年度宿毛市一般会計補正予算（第4号）であります。

ページ26ページ、第7款商工費、第1項商工費、5目観光費、15節の工事請負費の中の宮ノ川温泉施設解体撤去工事費81万1,000円であります。

これにつきましては、事業調査票の中でも詳しく書いておりますし、老朽化が激しく、地元として解体撤去を望んでいるということは、私も以前から存じ上げておるところではありますし、早急に解体工事ができれば、するべきであるというふうに思いますが、この事業内容と土

地建物の所有権等について、説明をお願いしたいというふうに思います。

続きまして、ページ28ページ、第8款土木費、第4項都市計画費、4目都市再生整備事業費の13節と15節にあります桜町沖須賀線用地測量業務委託料の1,202万円と、15節の工事請負費の1,200万円、中央線道路整備工事費の減額についてでございますが、15節につきましては、水路の改修が急がれるということで、これまでも工事の説明をしてきた経過があるというふうに思っておりますが、工事の予算を減額してまで、今回、13節を増額してやろうとする内容について、説明をお願いしたいと思います。

○議長（今城誠司君） 商工観光課長。

○商工観光課長（朝比奈淳司君） 商工観光課長、11番、寺田議員の質疑にお答えします。

議案第15号別冊、平成25年度宿毛市一般会計補正予算（第4号）、26ページ。第7款商工費、第1項商工費、5目観光費、15節工事請負費、宮ノ川温泉施設解体撤去工事費81万1,000円について、事業内容、土地、建物の所有権について、御説明いたします。

事業内容につきましては、橋上町神有地区内、市が整備した松田川沿いの神有園地内にある昭和47年度に市の補助事業で建設した鉄筋コンクリートづくり平家建て、床面積30平方メートルの宮ノ川温泉建屋を解体撤去するものであります。

神有の鉱泉につきましては、昭和40年度に市がボーリングを実施したのですが、地元から源泉地の土地を寄附してもらうなど、官民一体となって整備してきた経過があります。

この施設につきましては、建屋の老朽化による破損が著しく、穴があいている屋根の建材等が、風により周辺に飛散するおそれがあります。

園地内には、公衆便所、休憩所、野外流し台

を設置しており、周辺には田んぼがあることから、キャンプ場の利用者や農作業中の安全性が心配されるため、建屋を撤去し、安全性及び景観の向上、並びに撤去後は駐車場として、神有キャンプ場利用者の利便性を図るものであります。

土地建物の所有権についてでございますが、建物につきましては、地元の神有地区の所有であり、土地につきましては、神有園地用敷地として神有地区から本市が無償で借りているものであります。よろしくお願いたします。

○議長（今城誠司君） 都市建設課長。

○都市建設課長（岩本克記君） おはようございます。都市建設課長、11番、寺田議員の質疑にお答えいたします。

議案第15号別冊、平成25年度宿毛市一般会計補正予算（第4号）、ページ28ページでございます。

第8款土木費、第4項都市計画費、4目都市再生整備事業費の15節工事費予算1,200万円を減額して、13節委託料への1,202万円の増額をしてまで、今回、予算化しようとする理由、また事業費内容はということでございますが、現在、市内各地区で工事を行っております、忠霊塔の避難広場や、比較的事業費的に規模の大きな避難路、また実施設計に着手いたしました高台整備等と同様に、都市防災推進事業による市街地の津波避難幹線道路の位置づけによる基幹事業といたしまして、都市計画道路、桜町沖須賀線の道路実施設計測量委託料を計上しております。

工事予算を減額してまでということにつきましては、中央線水路の工事費を減額するのではなく、既決予算で予定しております中央線無電柱化事業の工事費、15節を減額にいたし、この減額につきましては、各種電柱管理者との工程工法等、協定協議調整に時間を要しております。

して、随時、工事着手に至らないという判断をいたし、無電柱化事業工事費、15節の一部を減額し、委託料13節に振りかえをしようとするものでございます。

また、事業内容につきましては、約1,000万程度が実施設計、測量費で、残りの約200万程度を用地測量、補償調査費とする予定にしております。

以上でございます。

○議長（今城誠司君） 11番寺田公一君。

○11番（寺田公一君） 再質疑を行います。

まず、商工観光費の宮ノ川温泉についてですが、予算額が81万1,000円ということですが、この予算で更地にするまでの工事が完了するのか、解体した建物の残材といたしますか、処理するのに、今は結構お金がかかるというふうにも聞いておりますが、そこまで完了できるのかということについて、まずお聞きをしたいというふうに思います。

次に、土木費の13節の委託料についてありますが、平成23年3月議会において、この路線に対する設計予算を凍結した経過があるというふうにも思いますが、防災計画等がいまだにはっきり示されていない中で、この予算化をするというのは、どういうことなのかについて、もう一度、御説明を願いたいというふうに思います。

○議長（今城誠司君） 商工観光課長。

○商工観光課長（朝比奈淳司君） 商工観光課長、11番、寺田議員の再質疑にお答えいたします。

この81万1,000円につきましては、撤去から部材等の処理費用まで含めての金額でございます。

以上でございます。

○議長（今城誠司君） 都市建設課長。

○都市建設課長（岩本克記君） 都市建設課長、

寺田議員の再質疑にお答えいたします。

平成23年3月議会において、委託料を凍結したという案件でございます。また、今回、この地域防災計画も、今でもはっきりしていない、示されていない、予算化しているのはいかなものか、どういうことかという御質問でございますが、この路線は、先の平成23年3月の定例議会において、中心市街地活性化事業におけるにぎわいづくりの一助となる幹線道路の位置づけにいたしまして、予算議案を上程いたしました。中心市街地活性化基本計画案自体の熟成度、また住民参加による合意形成不足等の理由から、時期尚早ではないかとの懸念から、付帯決議をいただいた路線でございます。

しかしながら、現在、当市で最優先事業の一つとして推進しております津波避難路整備事業における規制市街地からの避難道路としての機能整備を優先するため、中心市街地活性化事業による幹線街路の位置づけから、道路の規格を落とし、幅員8メートルの区画街路として、延長約410メートル、宿毛小学校から旧国道56号線、村上眼科の前まででございますが、の計画にて、今議会で再上程いたしました次第でございます。

このことから、今回の委託費1,202万円の予算案に関し、再度、御理解をお願いするものでございます。

もう1点は、宿毛市地域防災計画につきましては、以前、市長が申し上げましたように、早くて秋ごろ、遅くとも本年度中には、高知県発表予定の防災計画と整合した宿毛市地域防災計画を策定する予定でございます。特に、緊急的整備を要する各地区からの要望に基づいた津波避難路整備につきましては、企画策定に先立って、工事を行うこととなりますが、緊急道整備効果を考慮した上で、先行整備を行っておりますので、施工中、または施工後に地域防災計画

に位置づけを行うこととなりますが、御理解をお願いしたいと思います。

以上でございます。

○議長（今城誠司君） 11番寺田公一君。

○11番（寺田公一君） 再質疑を行います。

まず、宮ノ川温泉の解体工事費ですが、実は、私、この4月まで消防組合の議会の議員をやっておりました。それで、ちょっと気になったので、25年度の幡多西部消防の予算書と、その議事録を見ていたわけですが、この中で、25年度の消防組合の予算の中で、同じような予算が出ているんですね。

これは常備消防費のところ、宮ノ川温泉施設を解体撤去するため、訓練施設解体工事撤去工事請負費として、80万を計上するというところで、市長が組合長ですので、組合長が提案理由の説明をしております。それを了として、組合議会は当初予算を通してはいるわけですが、ということになると、確認をさっきしたのは、81万1,000円で工事が完了すると。もし160万近くかかって、消防が訓練に使用したので、半分を持つということであれば、整合性がとれるというふうにも感じるわけですが、当初の予算で80万、消防組合議会で組んでいて、今度また商工観光費の中で組むと。だから、二重予算になっているんじゃないかというふうに思いますが、まず、あとの土木費のところでも、もう1点聞きたいところもありますが、この点について、これは組合長である市長に聞くしかないがじゃないかなというふうにも感じますが、まず、執行部に対してお聞きをいたします。

○議長（今城誠司君） 総務課主監。

○総務課主監（藤田隆男君） おはようございます。総務課主監、今、寺田議員の件につきまして、幡多西部消防組合議会在12月と3月の定例会、2回ということですので、12月議会でこの件については諮りたいと考えております。

以上です。

○議長（今城誠司君） 11番寺田公一君。

○11番（寺田公一君） 再質疑します。

だから、市長にといいことで聞いたんですよ。

組合議会が開かれるのは、12月と3月ということになってますので、その間、予算の修正等については、できないということであれば、12月議会の組合議会に上程してから、一般会計のほうの予算を出すべきじゃないかと。

今、9月ですので、3カ月も4カ月も、既決予算として、この80万を二重予算のままやるのが、自治体として正しいのかどうかについて、市長にお聞きをいたします。

○議長（今城誠司君） 市長。

○市長（沖本年男君）

...

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

○議長（今城誠司君） この際、暫時休憩いたします。

午前10時40分 休憩

----- . . . ----- . . . -----

午前11時23分 再開

○議長（今城誠司君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

ただいま、市長から先ほどの寺田議員の質疑に対する答弁について、会議規則第65条の規定により、取り消したい旨の申し出がありましたので、この際、発言を許します。

市長。

○市長（沖本年男君） 先ほどの寺田議員の質疑に対する私の答弁について、全部を取り消していただきますよう、お願いを申し上げます。

○議長（今城誠司君） お諮りいたします。

市長から、先ほどの寺田議員の質疑に対する答弁について、会議規則第65条の規定により、全部を取り消したい旨の申し出がありました。

この申し出を許可することに御異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（今城誠司君） 御異議なしと認めます。

よって、市長から発言の取り消し申し出を許可することに決しました。

11番寺田公一君。

○11番（寺田公一君） 11番、再質疑をさせていただきます。

先ほど、お聞きをしたわけですが、組合議会は12月と3月しかないということで、今回、予算を上程しておりますので、3カ月、4カ月という間が二重予算を持った、既決予算を持った予算書になるんじゃないかというふうに思い

ますが、これが自治法上、問題ないのかということについて、お聞きをいたします。

○議長（今城誠司君） 市長。

○市長（沖本年男君） 質疑にお答えいたします。

財政上の予算上のことでございますので、所管課のほうからお答えさせていただきます。

よろしくお願ひいたします。

○議長（今城誠司君） 総務課長。

○総務課長（山下哲郎君） 総務課長、寺田議員の質疑にお答えいたします。

地方自治法上も地方財政上も、いずれも問題はございません。

以上です。

○議長（今城誠司君） 11番寺田公一君。

○11番（寺田公一君） 問題がないということですが、これは自治法上問題なくても、やはり本当は二重予算のような形をとらないほうが、私はいいんじゃないかというふうに思いますので、今後、予算組みをするときには、やはり議会または市民が頭をかしげるような予算組みはしないほうがいいんじゃないかというふうに思いますので、気をつけていただきたいというふうに思います。

最後に、土木費のほうのところ、最後に1点お聞きをしたいと思いますが。

津波想定区域内には、まだ多数の避難施設、避難路等の設備をしなければいけないところがあると思うんですね。

宿毛市内の中、市街地の中では、道路の狭いところは多少あるにしても、いけば幾らも逃げる逃げ道はあるんじゃないかというふうに、市民は思うと思うんですよ。

それを、今回、予算化して設計をしようというところでいえば、優先順位はもっと高いところがあるんじゃないかというふうに思いますので、この部分について、説明をお願いしたいと思

います。

○議長（今城誠司君） 都市建設課長。

○都市建設課長（岩本克記君） 都市建設課長、寺田議員の再質疑にお答えいたします。

市内には津波想定区域内、道路、避難路もそうですが、避難施設整備されていない地区も多くあるんじゃないかと。また、優先順位がはっきり示すべきじゃないかというような質問でございます。

本年度現在、沿岸部及び浸水予想区域を中心に、都市建設課及び危機管理課におきまして、避難道路整備工事を行っております。

当課で発注いたしました工事件数は、現在、5件、10地区にのぼり、1地区当たり二、三カ所の工事を施工中であります。

なお、未発注分は3件、7地区を予定しておりまして、優先順位につきましては、危機管理課の意向に従って、事業を行っておる次第でございます。

また、最後ということでございますので、私のほうから、最後に一言お願いしたいと思

先ほども申し上げましたように、本路線は付帯決議されております路線でございますが、市街地の津波避難幹線道路の位置づけによる基幹事業として、都市計画道路の見直しに向け、作業を開始しなくてはなりません。

先ほど、答弁でも申し上げましたように、小学校前から国道56号線、先ほど村上眼科と言いましたけれども、ちょっと誤解したらいけませんので、村上眼科のちょっと東側になります。あの間の410メートルですけれども、全体の都市計画道路の見直しをしなくてはなりませんので、今回、あの道路設計をお願いしたいという意味で言わせていただきました。

どうか今回の補正の内容を理解をしていただきまして、適切な御決定をいただきますよう、

よろしくお願いたします。

○議長（今城誠司君） 11番寺田公一君。

○11番（寺田公一君） ありがとうございます。
した。

質疑を終わります。

○議長（今城誠司君） 7番松浦英夫君。

○7番（松浦英夫君） ただいまより、質疑を行いたいと思います。

今回、私が質疑をいたしますのは、第15号別冊の平成25年度宿毛市一般会計補正予算（第4号）、議案第19号別冊の平成25年度宿毛市特別養護老人ホーム特別会計補正予算、並びに議案第20号別冊の平成25年度宿毛市学校給食事業特別会計補正予算（第2号）についてであります。

先ほど、野々下議員が、たくさん質疑をいたしておりまして、重複する部分については、割愛をさせていただくということで、お願いたします。

まず、15号別冊、補正予算の第4号でありますけれども、23ページ、第5款労働費、第1項労働諸費、1目労働諸費、13節委託料についてでございます。

緊急雇用創出臨時特例基金事業委託料として、3,826万3,000円が計上されております。事前に配付されました資料を見ますと、その内訳は、商工観光課の養殖ポータルサイト運営による雇用創出事業として2,219万4,000円、同じく商工観光課の水産加工品開発販売促進による雇用創出事業として、145万1,000円、そして産業振興課の水産加工場設立による雇用拡大事業として1,461万8,000円であります。合わせて3,826万3,000円でございますけれども。

そこでお願いたしますけれども、この事業を行うことによって、新たな雇用者数を、どれくらいを、それぞれ見込んでおるのか、お示し

をいただきたいと思います。

27ページ、第8款土木費、第2項道路橋梁費、3目道路新設改良費、13節委託料についてでございます。

市道測量設計委託料として107万1,000円が計上されておりますけれども、この予算で道路新設ないし改良しようとしている場所について、お示しをいただきたいと思います。

次に、ページ30ページ、第8款土木費、第8項河川費、1目河川等環境整備事業費、15節工事請負費についてでございます。

河川等環境整備工事費として、300万円が計上されておりますが、工事を行おうとしている場所、並びにどのような工事なのか、工事内容についてお示しをいただきたいと思います。

次に、第19号別冊の平成25年度宿毛市特別養護老人ホーム特別会計補正予算（第1号）についてであります。

ページ7ページ、第2款サービス事業費、第1項施設介護サービス事業費、1目施設介護サービス事業費、18節備品購入費についてでございます。

介護備品を購入するということで、67万円が計上されておりますけれども、どのような品物を購入しようとしているのか、お示しをいただきたいと思います。

次に、議案第25号別冊、平成25年度宿毛市学校給食事業特別会計補正予算（第2号）についてであります。これも同じく、7ページであります。

この部分については、先ほど、野々下議員が質疑をして、一定、ほぼ理解をいたしておりますけれども、1点だけお示しをいただきたいのは、調理員の専門職を1名雇用するというところで、今後も続けていくという答弁でありましたけれども、今、宿毛市学校給食センターの考えといたしますか、この小中学生の中で、アレルギー

一を持たれた子供さんの、総数で構いませんので、お示しをいただければと思います。

以上です。よろしくお願いいたします。

○議長（今城誠司君） 総務課長。

○総務課長（山下哲郎君） 総務課長、松浦議員の質疑にお答えします。

議案第15号別冊、平成25年度宿毛市一般会計補正予算（第4号）、23ページ、第5款労働費、第1項労働諸費、1目労働諸費、13節委託料、3,826万3,000円について、御説明いたします。

御質問の新規雇用の人数ですが、養殖ポータルサイトの運営による雇用創出事業が7名、水産加工場設立による雇用拡大事業が12名、それから水産加工品開発販売促進による雇用創出事業で2名、3事業合計で21名となっております。

以上です。

○議長（今城誠司君） 土木課長。

○土木課長（岡崎匡介君） 土木課長、松浦議員の質疑にお答えいたします。

議案第15号別冊、平成25年度宿毛市一般会計補正予算（第4号）でございます。

ページ27ページ、第8款土木費、第2項道路橋梁費、3目道路新設改良費、13節委託料107万1,000円についての御質問でございます。

この路線につきましては、高知西南中核工業団地に沿いまして、中筋川右岸の土手を通りまして、東中学校の西側で国道56号線に至る市道高知線という路線がございまして、この路線につきましては、平田小学校、東中学校、宿毛工業高校等の通学路として、利用されている路線でございます。

この路線の終点部分、国道56号線との交差点と橋梁との間に擁壁部分がございまして、その擁壁にかなり大きな亀裂が発生したために、

根本的な改修を検討する必要があるので、委託費として計上いたしております。

続きまして、ページ30ページ、第8款土木費、第8項河川費、1目河川等環境整備事業費、15節300万円の内容についてでございます。

市内の河川についてでございますが、降雨により堆積した河川の浚渫や、護岸等の改修の要望が各地区から出されておまして、現時点で浚渫の要望が8件、それから改修が3件ございます。

そのうち2件につきましては、当初予算にて、現在、対応中でございます。残る9件につきまして、優先順位の高いものから、今後、実施したいと考えておまして、現在、何件できるかについては、予算等の関係もございまして、優先度の高いものから、順次、改修していこうと考えております。

以上でございます。

○議長（今城誠司君） 千寿園長。

○千寿園長（山岡敏樹君） 千寿園長、7番、松浦議員の質疑にお答えいたします。

議案第19号別冊、平成25年度宿毛市特別養護老人ホーム特別会計補正予算（第1号）、ページ7ページ。

歳出、第2款サービス事業費、第1項施設介護サービス事業費、1目施設介護サービス事業費、18節備品購入費、67万円についての備品購入の内容についてでありますけれども、まず、入所者居室のエアコンが故障して、修理不能となっているために、エアコンを1台購入するものと、それと、入所者の介護度の重度化に伴って、不足している備品として、今回、硬度マットを2台、それから褥瘡等の対応のための体圧分散マット4台、エアマット1台、それと徘徊防止のための徘徊防止アラームを2セット購入するものです。

以上です。よろしくお願いいたします。

○議長（今城誠司君） 学校給食センター所長。

○学校給食センター所長（金増信幸君） 学校給食センター所長、7番、松浦議員の質疑にお答えいたします。

議案第20号別冊、平成25年度宿毛市学校給食事業特別会計補正予算（第2号）、ページ7ページ。第1款総務費、第1項総務管理費、1目学校給食センター運営費、13節委託料についてでございます。

そのうち、今回、御質問いただきましたのが、アレルギーを持った児童生徒の総数ということでございます。

現在、学校給食センターにおきましては、児童生徒、教員を含めまして、30食のアレルギー対応をしております。

以上でございます。

○議長（今城誠司君） 7番松浦英夫君。

○7番（松浦英夫君） 答弁、ありがとうございました。

再質疑はないわけですが、今、答弁の中で、土木課長が言われました市道の橋梁の関係、今聞くと、工業高校、平田小学校、東中学校の通学路という部分でございますので、ぜひ、早急にこの事業を行いながら、改修すべき点があるわけで、早急に対応をしていただくよう、要請をしておきたいと思っております。

それと、学校給食の絡みと、先ほど、所長も言われましたように、私自身も、学校給食におけるアレルギーの問題という、昨年12月20日の調布市の問題を思い浮かべたわけでございます。

子供たちの、児童生徒の命にかかる問題でありますので、ぜひそうした面で職員を配置してやっていくということについては、一歩進んだかなという思いがいたします。

しかし、一人で30食ということで、大変なことになろうかと思っておりますけれども、そこらあ

たりは、職員同士の連携を図りながら、対応していただきたいというふうに思います。

以上で質疑を終わります。

○議長（今城誠司君） この際、午後1時まで休憩いたします。

午前11時46分 休憩

----- . . ----- . . -----

午後 1時00分 再開

○議長（今城誠司君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

5番岡崎利久君。

○5番（岡崎利久君） 5番、質疑を行います。

私が質疑を行いますのは、議案第28号、宿毛市水道事業給水条例の一部を改正する条例についてであります。

市長の提案理由の説明を受けて、用途別料金体系が、口径別料金体系に改正するということが理解できましたが、用途別から口径別に料金体系を改正することにより、家庭用、または営業用の水道料金はどう変わるのか、お伺いをしたいと思います。

○議長（今城誠司君） 水道課長。

○水道課長（川島義之君） 水道課長、5番、岡崎議員の質疑に対してお答えします。

議案第28号、宿毛市水道事業給水条例の一部を改正する条例について、水道料金がどう変わるかについて、御説明いたします。

現在、家庭用でメーター口径13ミリ、それから20ミリの方については、変更がありません。ただ、25ミリ以上の方は、増額となります。

次に、営業用であります。これについては、口径13ミリ、20ミリの方は減額となりまして、25ミリ以上の方については、変更はありません。

以上です。

○議長（今城誠司君） 5番岡崎利久君。

○5番(岡崎利久君) 今回、用途別から口径別に料金体系を改正することにより、水道料金の収入は全体として増額になるのか、減額になるのか。減額になるのであれば、経営状況の見通しは大丈夫なのか、お伺いをしたいと思います。

○議長(今城誠司君) 水道課長。

○水道課長(川島義之君) 水道課長、5番、岡崎議員の再質疑に対してお答えします。

水道事業会計につきまして、経営状況の見通しを説明いたします。

平成24年度決算での純利益は約5,000万ありまして、料金改定後のシミュレーションを水道課で行いましたところ、来年度以降に約900万円の減額となります。

しかし、人口減が約2%の割合で進み、料金収入が減ると仮定いたしましても、平成29年度には約2,500万円の純利益となる見込みです。

なお、見込み以上の純利益を確保できるよう、今まで以上に、徴収率向上に努めてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長(今城誠司君) 5番岡崎利久君。

○5番(岡崎利久君) 詳しい説明をありがとうございました。

今、課長のほうから、徴収率の向上に努めるということでございますので、努力して、徴収率の向上に努めていただきたいと思います、そのように思います。

以上で、質疑のほうを終わらせていただきます。

○議長(今城誠司君) 以上で、通告による質疑は終了いたしました。

ほかに質疑はありませんか。

(「なし」という声あり)

○議長(今城誠司君) ほかに質疑がありません。

るので、これにて質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案のうち「議案第1号」については、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。

これに御異議ございませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長(今城誠司君) 御異議なしと認めます。

よって「議案第1号」については、委員会付託を省略することに決しました。

ただいま議題となっております「議案第2号から議案第34号まで」の33議案は、お手元に配付してあります議案付託表のとおり、それぞれの所管の委員会へ付託いたします。

お諮りいたします。

議案等審査のため、9月12日及び9月13日並びに9月17日から9月19日まで休会いたしたいと思います。

これに御異議ございませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長(今城誠司君) 御異議なしと認めます。

よって、9月12日及び9月13日並びに9月17日から9月19日までは休会することに決しました。

以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

9月12日から9月19日までの8日間は休会し、9月20日午前10時より再開いたします。

本日はこれにて散会いたします。

午後 1時07分 散会

陳 情 文 書 表

平成25年第3回定例会

受理番号	受理年月日	件 名	提 出 者	付託委員会
第19号	平成 25. 9. 4	来年4月からの消費税率引き 上げを中止することを求める 意見書の提出について	消費税をなくす高知 県の会 事務局長 金子 陽子ほか2名	総務文教

上記のとおり付託いたします。

平成25年9月11日

宿毛市議会議長 今 城 誠 司

議案付託表

平成25年第3回定例会

付託委員会	議案番号	件名
予算決算 常任委員会 (23件)	議案第2号	平成24年度宿毛市一般会計歳入歳出決算認定について
	議案第3号	平成24年度宿毛市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について
	議案第4号	平成24年度宿毛市へき地診療事業特別会計歳入歳出決算認定について
	議案第5号	平成24年度宿毛市定期船事業特別会計歳入歳出決算認定について
	議案第6号	平成24年度宿毛市特別養護老人ホーム特別会計歳入歳出決算認定について
	議案第7号	平成24年度宿毛市学校給食事業特別会計歳入歳出決算認定について
	議案第8号	平成24年度宿毛市下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
	議案第9号	平成24年度宿毛市国民宿舎運営事業特別会計歳入歳出決算認定について
	議案第10号	平成24年度幡多西部介護認定審査会特別会計歳入歳出決算認定について
	議案第11号	平成24年度宿毛市介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について
	議案第12号	平成24年度宿毛市土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算認定について
	議案第13号	平成24年度宿毛市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
	議案第14号	平成24年度宿毛市水道事業会計決算認定について
	議案第15号	平成25年度宿毛市一般会計補正予算について
	議案第16号	平成25年度宿毛市国民健康保険事業特別会計補正予算について
	議案第17号	平成25年度宿毛市へき地診療事業特別会計補正予算について
	議案第18号	平成25年度宿毛市定期船事業特別会計補正予算について
	議案第19号	平成25年度宿毛市特別養護老人ホーム特別会計補正予算について
	議案第20号	平成25年度宿毛市学校給食事業特別会計補正予算について
	議案第21号	平成25年度宿毛市下水道事業特別会計補正予算について
	議案第22号	平成25年度宿毛市介護保険事業特別会計補正予算について
	議案第23号	平成25年度宿毛市後期高齢者医療特別会計補正予算について
	議案第24号	平成25年度宿毛市水道事業会計補正予算について

<p>総務文教 常任委員会 (7件)</p>	<p>議案第26号 議案第27号 議案第29号 議案第30号 議案第32号 議案第33号 議案第34号</p>	<p>宿毛市支所及び支所連絡所設置条例の一部を改正する条例について 宿毛市税外収入の督促手数料、延滞金及び滞納処分に関する条例の一部を改正する条例について 財産の取得について（追認） 財産の取得について（追認） 財産の取得について（追認） 財産の取得について 財産の取得について</p>
<p>産業厚生 常任委員会 (3件)</p>	<p>議案第25号 議案第28号 議案第31号</p>	<p>宿毛市子ども・子育て支援会議条例の制定について 宿毛市水道事業給水条例の一部を改正する条例について 財産の取得について（追認）</p>

平成25年
第3回宿毛市議会定例会会議録第5号

1 議事日程

第19日（平成25年9月20日 金曜日）

午前10時 開議

第1 議案第1号から議案第34号まで

（議案第1号、討論、表決）

（議案第15号から議案第34号まで、委員長報告、質疑、討論、表決）

第2 陳情第18号外1件

第3 委員会調査について

第4 意見書案第1号 地方税財源の充実確保を求める意見書について

----- . . . -----

2 本日の会議に付した事件

日程第1 議案第1号から議案第34号まで

日程第2 陳情第18号外1件

日程第3 委員会調査について

日程第4 意見書案第1号 地方財源の充実確保を求める意見書について

----- . . . -----

3 出席議員（14名）

1番 高倉真弓君	2番 山上庄一君
3番 山戸寛君	4番 今城誠司君
5番 岡崎利久君	6番 野々下昌文君
7番 松浦英夫君	8番 浅木敏君
9番 中平富宏君	10番 浦尻和伸君
11番 寺田公一君	12番 宮本有二君
13番 濱田陸紀君	14番 西郷典生君

----- . . . -----

4 欠席議員

なし

----- . . . -----

5 事務局職員出席者

事務局長	岩本昌彦君
次長兼調査係長	松本政代君
議事係長	柏木景太君

----- . . . -----

6 出席要求による出席者

市 長	沖 本 年 男 君
副 市 長 兼 税務課長事務取扱	安 澤 伸 一 君
企 画 課 長	出 口 君 男 君
総 務 課 長	山 下 哲 郎 君
危機管理課長	楠 目 健 一 君
市民課長補佐	中 平 成 也 君
税務課長補佐	田 村 泰 生 君
会計管理者兼 会 計 課 長	滝 本 節 君
保健介護課長補佐	伊 藤 芳 文 君
環 境 課 長	佐 藤 恵 介 君
人権推進課長	杉 本 裕 二 郎 君
産業振興課長	黒 田 厚 君
商工観光課長	朝比奈 淳 司 君
土 木 課 長	岡 崎 匡 介 君
都市建設課長	岩 本 克 記 君
福祉事務所長	河 原 敏 郎 君
水 道 課 長	川 島 義 之 君
教 育 長	立 田 壽 行 君
教育次長兼 学校教育課長	沢 田 清 隆 君
生涯学習課長 兼 宿 毛 文 教 センター所長	桑 原 一 君
学 校 給 食 センター所長	金 増 信 幸 君
千 寿 園 長	山 岡 敏 樹 君
農 業 委 員 会 事 務 局 長	岩 田 明 仁 君
選挙管理委員 会 事 務 局 長	嵐 健 君

-----・-----・-----

午前10時00分 開議

○議長（今城誠司君） これより本日の会議を開きます。

日程第1「議案第1号から議案第34号まで」の34議案を一括議題といたします。

これより「議案第1号」について討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（今城誠司君） 討論がありませんので、これにて討論を終結いたします。

お諮りいたします。

「議案第1号」は、これに同意することに御異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（今城誠司君） 御異議なしと認めます。

よって、「議案第1号」は、これに同意することに決しました。

これより「議案第15号から議案第34号まで」の20議案について、委員長の報告を求めます。

予算決算常任委員長。

○予算決算常任委員長（浅木 敏君） おはようございます。予算決算常任委員長。

予算決算についての審査の結果を報告します。

本委員会に付託された議案第15号から議案第24号までの10議案について、審査の概要と結果を報告いたします。

議案の審査に当たっては、効率的な審議を行うため、本委員会を二つの分科会に分けて、9月12日と9月13日の2日間にわたり審議を行いました。

その後、9月18日に意見調整のための全体委員会を開催し、各分科会の主査の審議結果の報告と質疑を経て、意見調整を行った結果、本委員会に付託された議案10件につきましては、

原案を適当と認め、可決すべきものと決しました。

以下、分科会における主な審査概要について、御報告いたします。

まず、第1分科会の主査より、次のような審査概要の報告がありました。

議案第18号別冊、平成25年度宿毛市定期船事業特別会計補正予算、第1款事業費、第1項事業費、1目運行費、11節需用費、船舶等修繕費209万4,000円について。本予算は、定期船に備えていた冷蔵庫が老朽化したために、新しいものと交換しようとするものです。

委員からは、高額な修理費だが、どのような冷蔵庫で、何を運んでいるのか。また、何日か船をとめて修繕をするのかとの質問に、執行部からは、人が中に入ることができる大型の冷蔵庫である。沖の島、鶴来島の住民への生鮮食料品を定期船が運賃をもらって運搬しており、宅配便がチルド配達するようなものである。また、4月12日から25日までの14日間のドックの間に、修繕を行ったとの回答がありました。

次に、第2分科会主査より、次のような審査概要の報告がありました。

議案第15号別冊、平成25年度宿毛市一般会計補正予算、第3款民生費、第5項人権政策費、2目隣保館費、11節需用費、施設修繕料25万8,000円についてであります。

本件は、7月10日に正和隣保館の調理室で火災が発生したことにより、焼失した器具等の修繕に伴う費用であります。

執行部からは、火災の原因と経過について、職員がデイスサービス用の油の入った鍋を火にかけたまま、来訪者への対応のため、調理室を離れたことで、炎が天井まで燃え上がり、レンジフード、換気扇等が焦げ、火災報知機が作動したため、備えつけの消火器によって鎮火したと

の報告がありました。

委員からは、再発防止策について質問があり、執行部からは、隣保館の消防計画に基づき、消火器の取り扱い、初期消火等の訓練を定期的に行うよう指導していく。また、デイサービスにおいても、避難訓練、消火訓練を実施していくとの回答がありました。

また、委員からは、同種の災害を起さぬよう、事故を未然に防ぐための確認マニュアルなどを作成し、全職員に徹底してもらいたいとの意見がありました。

次に、第4款衛生費、第3項清掃費、4目し尿処理費、13節委託料、一般廃棄物海上運搬業務委託料103万9,000円について、委員からは、沖の島のし尿収集計画について質問があり、執行部からは、例年3回くみ取りを実施しているが、利用回数がかみにくい状況がある。早目に各世帯へのアンケートを実施し、来年度の予算に反映させたいとの回答がありました。

また、委員からは、収集方法についても質問があり、執行部からは、収集車の入れない場所は、ホースをつないで作業をしている。ホースの長さが、200メートルにもなったこともあり、かなりの人手が要る。そこで、し尿を通すパイプの設置等を計画しているとの回答がありました。

続いて、第6款農林水産業費、第1項農業費、3目農業振興費、19節宿毛市有害鳥獣被害防止対策事業費補助金、30万円を補正で増額することについて、委員からは、今の時期、電気牧柵機を設置しても、既に刈り入れが終わっている水田もある。田植えの直後に、シカによって苗を抜かれてしまう被害が多かったため、当初予算に多めに計上していれば、もっと有効に活用できたのではないかと指摘がありました。

執行部からは、今後はもっと有効な支援がで

きるよう、努力したいとの回答がありました。

また、委員からは、補助金の需要が急増した原因について質問があり、執行部からは、近年、シカ等の害獣の捕獲数が約10倍となっているように、増加が著しい。その対策として、電気牧柵機が有効との話が伝わり、需要の増加につながったのではないかと回答がありました。

以上で、本委員会に付託されました10議案について、審査結果の報告を終わります。

○議長（今城誠司君） 総務文教常任委員長。

○総務文教常任委員長（野々下昌文君） 総務文教常任委員長。総務文教常任委員会に付託されました議案の審査結果の報告をいたします。

本委員会に付託されました議案は、議案第26号から議案第27号及び議案第29号から34号まで、31号を除く7議案でございます。

第26号議案は、宿毛支所及び支所設置条例の一部を改正しようとする条例についてであります。

本案は、鶴来島支所が老朽化のため、鶴来島離島センター内に移転しようとするための工事を施工していたが、工事終了に伴い、条例の一部を改正しようとするものであります。

議案第27号は、宿毛市税外収入の督促手数料、延滞金及び滞納処分に関する条例の一部を改正する条例についてであります。

本案は、地方税法に準拠して取り扱って本条例を、地方税法の改正に伴い、地方税法の取り扱いに準じて税外収入の延滞金の計算方法等の改正をしようとするものです。

議案第29号及び議案第30号、並びに議案第32号は、いずれも財産の取得について、追認を求めるものであります。

本案は、本市の財産の取得または処分は、予定価格2,000万円以上の不動産もしくは動産の買入れについては、議会の議決に付さなければならなくなっており、去る8月末に、備

品等の物品の取得であっても、議会議決が必要との県からの注意喚起文が届き、本市でも調査したところ、過去において、議会議決の必要な財産取得契約が判明したことにより、地方自治法第96条第1項第8号の規定により、議会の議決を求めるものであります。

議案第33号は、財産の取得について、地方自治法第96条第1項第8号の規定により、議会の議決を求めるものです。

本案は、消防ポンプ自動車1台を、消防団の消防力向上のために小筑紫分団小筑紫部へ配置をしようとするものであります。

議案第34号は、同じく財産取得について、地方自治法第96条第1項第8号の規定により、議会の議決を求めるものです。

本案は、小型動力ポンプ付積載車3台を、片島分団咸陽部、和田分団二ノ宮部、山奈分団芳奈部へ、消防団の消防力向上のために、それぞれ配置をしようとするものであります。

以上、7議案につきまして、担当部から詳しく説明を聞く中で、慎重に審査をした結果、いずれも原案を適当と認め、全会一致で可決するものと決しました。

以上で、本委員会に付託されました議案7件についての報告を終わります。

○議長（今城誠司君） 産業厚生常任委員長。

○産業厚生常任委員長（浦尻和伸君） 産業厚生常任委員長。

本委員会に付託されました議案3件について、審査結果を報告いたします。

議案第25号は、宿毛市子ども・子育て支援会議条例の制定について。本案は、子ども・子育て支援法の施行に伴い、各市町村において、保育施設等の利用定員の設定など、子育て支援に関する総合的な施策の推進に向けて、合議制の機関を置くように努めなければならないこととなり、本市でも子供の保護者等、15名以内

の委員をもって組織する支援会議を設置しようとするものでございます。

議案第28号は、宿毛市水道事業給水条例の一部を改正する条例についてであります。

本案は、現在、本市の水道料金は、水道の使用目的によって料金の格差を与える用途別料金体系となっていますが、時代の変化に伴い、用途区分別の基準が不明確で、主観的となりやすいといった問題点が生じたことから、口径の違いにより、一度にどれだけ使えるものかを基準とした口径別料金体系に改正しようとするものでございます。

議案第31号は、財産の取得について、追認を求めるものでございます。

本案は、平成16年度特別養護老人ホーム千寿園介護ベッド等及び車椅子の購入費の1,299万1,915円について、本来、宿毛市の議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第3条に基づき、財産の取得または処分は、予定価格2,000万円以上の不動産もしくは動産の買い入れについては、議会の議決に付さなければならないこととなっております。

この財産取得契約についても、議会議決が必要なことが判明したため、追認を求めるものでございます。

以上、3議案につきましては、担当課から詳しい説明を受ける中で、慎重に審査をした結果、原案を適当であると認め、全会一致をもって可決すべきものと決しました。

以上、本委員会に付託されました議案についての報告を終わります。

○議長（今城誠司君） 以上で、委員長の報告は終わりました。

ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」という声あり)

○議長(今城誠司君) 格別質疑がありませんので、これにて質疑を終結いたします。

これより「議案第15号から議案第34号まで」の20議案について、討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」という声あり)

○議長(今城誠司君) 討論がありませんので、これにて討論を終結いたします。

これより「議案第15号から議案第34号まで」の20議案を一括採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(今城誠司君) 全員起立であります。

よって「議案第15号から議案第34号まで」の20議案は、原案のとおり可決されました。

「議案第2号から議案第14号まで」の13議案については、予算決算常任委員長から、会議規則111条の規定により、お手元に配付いたしました申出書のとおり、閉会中の継続審査の申し出があります。

お諮りいたします。

委員長から申し出のとおり、閉会中の継続審査に付すことに御異議ございませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長(今城誠司君) 御異議なしと認めます。

よって、委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査に付すことに決しました。

日程第2「陳情第18号外1件」の2件を一括議題といたします。

これより「陳情第18号及び陳情第19号」の2件について、委員長の報告を求めます。

総務文教常任委員長。

○総務文教常任委員長(野々下昌文君) 総務

文教常任委員長。

総務文教常任委員会に付託されました陳情第19号について、審査結果の御報告をいたします。

本委員会に付託された陳情第19号は、来年4月からの消費税率引き上げを中止することを求める意見書の提出であり、消費税をなくす高知県の会 事務局長 金子陽子ほか2名から提出されたものであります。

本陳情は、株価の上昇や円安によって、一部の高額所得者や輸出大企業にとっては利益をもたらしているが、多くの国民にとっては、物価高、原材料の高騰など、ますます生活が圧迫される状態となっており、低所得者が全国的にも多い高知県経済にとって、消費税は産業振興計画の振興を妨げるものになりかねないとの理由で、消費税率引き上げ中止を求める意見書の提出であります。

陳情の趣旨も踏まえて、慎重に審査する中で、委員からは、政府の財政再建の妨げになる等の意見が出され、採決の結果、賛成少数で不採択と決しました。

以上、本委員会に付託された陳情1件についての報告を終わります。

○議長(今城誠司君) 産業厚生常任委員長。

○産業厚生常任委員長(浦尻和伸君) 産業厚生常任委員長。

本委員会に付託されました陳情18号の審査結果を報告いたします。

本陳情は、宿毛市森林組合代表理事組合長江口文夫氏より提出されたものであります。

内容といたしましては、森林組合において、放置林が急増する現状への対策として、森林管理委託制度を活用して、個人や法人から森林の委託を受けて、森林を守り、問い合わせがあれば、自分の所有林の所在面積、樹齢、樹種等の相談に応じる取り組みを始めたが、この制度の

運用に当たり、森林組合が測量を行ったところ、台帳面積と実測面積が大きく異なり、組合としても、管理することは非常に困難であることが判明した。

台帳面積と実測面積を正しいものにするためには、早期の地籍調査が必要であり、境界確認がままならない状態での伐採は、トラブルの原因になっている。

については、少しでも境界確認ができる者が生存している現在、宿毛市においても、早急に地籍調査を行い、適正な土地管理ができるよう、要請してきたものであります。

担当課から地籍調査の概要や状況、必要性和今後の方針について、詳しい説明を受ける中で、委員からは、地籍調査の必要性は十分に認識している。早急に調査を進めるためにも、採択すべきではないかとの意見がありました。

また、調査が遅々として進んでいない現状において、スピード感を持って事業を進めるためには、採択すべきであるとの意見も出され、慎重に審査をした結果、全会一致をもって採択と決しました。

以上、本委員会に付託されました陳情1件についての報告を終わります。

○議長（今城誠司君） 以上で、委員長の報告を終わります。

ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（今城誠司君） 格別質疑がありませんので、これにて質疑を終結いたします。

これより、陳情第18号について、討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（今城誠司君） 討論がありませんので、

これにて討論を終結いたします。

お諮りいたします。

陳情第18号については、お手元に配付いたしました「審査報告書」のとおりであります。

本件は、「審査報告書」のとおり決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（今城誠司君） 御異議なしと認めます。

よって、本件については「審査報告書」のとおり決しました。

これより、陳情第19号について、討論に入ります。

討論の通告がありますので、発言を許します。

8番、浅木 敏君。

○8番（浅木 敏君） 8番議員の浅木です。ただいまから、陳情第19号について、討論を行います。

先ほど、この陳情を審査した総務文教常任委員長から、不採択にしたとの報告がありましたので、私はこの委員長報告に反対する立場から討論をいたします。

この陳情は、消費税をなくす高知県の会が、来年4月からの消費税引き上げを中止するよう、政府に求める意見書の提出を、宿毛市議会に要請してきたものであります。

その内容は、今、政府は消費税を来年の4月に8%へ、次の年の10月には10%へ引き上げようと計画を進めているが、今の時期に消費税引き上げを行うべきではないので、消費税法附則18条3項に基づき、施行の停止をすべきとしています。

特に、重要な点として、年金等収入が減る中で、物価が上がり、国民生活が一段と圧迫されている。このもとでの消費税増税は、個人消費をますます冷え込ませて、物が売れず、デフレ不況克服がおくれる。全国的に見て、中小、零細企業や低所得者層が多い高知県経済にとって、

消費税引き上げは産業振興の妨げになりかねない。

また、6月の高知県議会でも、消費税引き上げは日本経済に冷水を浴びせ、消費の冷え込み及び税収の減少に至るという内容の自民党と公明党提出の意見書が採択されている。

こうした点から見ても、宿毛市議会でも陳情を採択し、意見書の提出を求めているものがあります。

私の知るところでも、消費税引き上げを歓迎する声はほとんど聞きませんが、参議院選挙後の世論調査でも、予定どおりに実施すべきだという意見が2ないし3割しかなく、引き上げの中止や先送りを求める意見が7ないし8割にも達しています。

消費税は多くの国民の批判が渦巻く中で、1989年に3%の税率で導入され、1997年に、橋本内閣が5%に引き上げました。この時期には、国民の所得が着実にふえ続けていました。それでも2%の消費税増税を含む9兆円の負担増が、国民にのしかかって、家計は行き詰まり、消費が落ち込み、大不況の引き金を引く結果となりました。

8%への引き上げをしようとしている今回はどうでしょうか。日本経済は、長期にわたるデフレ不況に陥っており、5%に引き上げた1997年以降、国民の所得は減り続け、労働者の平均年収は70万円も減少しています。

その上に、消費税を8%に引き上げれば、さらに生活が困難になり、国民は耐乏生活を余儀なくされます。

一方で、アベノミクスの影響で、食料品や生活必需品の価格が上がり始め、消費者は買いたくても買えず、消費はますます落ち込み、デフレ不況が進んでしまいます。

今、デフレ不況からの脱却を目指すならば、物が売れるようにする。国民が必要な物を買え

るようにする政策が必要であります。

国民の購買意欲を高めるためには、1997年以降、引き下げ放しの労働者の賃金をだんだんと引き上げることが必要であります。

大企業の場合には、260兆円もたまってしまった内部留保の1%を取り崩せば、1人につき1万円の賃上げができます。

また、中小企業に働く労働者の賃上げについては、政府の支援が必要であります。アメリカでは、政府が中小企業資金を拡大し、近年5年間で最低賃金を200円も引き上げています。

消費税にかわる財源策としては、ハッ場ダムや、1メートル1億円もかけてつくっている東京外郭環状道路など、不要不急の大型開発の見直し、米軍への思いやり予算など軍事費の削減、政党助成金の廃止など、歳出の抑制が必要であります。

また、歳入面では、税制のあり方を、所得や試算に応じて負担する応能負担の原則に立って改革し、今は非常に低率負担となっている大企業や富裕層に、応分の負担を求める。国民の所得をふやす経済の立て直しによって、税収の自然増などによって、消費税に頼らない財政運営が可能であります。

このような政府の取り組み次第で、消費税は引き上げしなくても、財政運営はできます。こうしたことから、政府に消費税引き上げを断念させるためにも、この意見書決議は採択すべきであります。

宿毛市民の皆さんも、大多数が消費税の引き上げには反対していると思います。市民の切実な要望に応えるためにも、議員の皆さんに御賛同を求め、私の討論を終わります。

○議長（今城誠司君） 以上で、通告による討論は終わりました。

ほかに討論はありませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（今城誠司君） ほかに討論がありませんので、これにて討論を終結いたします。

これより、「陳情第19号」を採決いたします。

本件については、「審査報告書」のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（今城誠司君） 起立多数であります。

よって、本件については「審査報告書」のとおり決しました。

日程第3、「委員会調査について」を議題といたします。

各常任委員長及び議会運営委員長から、目下委員会において調査中の事件については、会議規則第111条の規定により、お手元に配付いたしました申出書のとおり、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りいたします。

委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査に付することに御異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（今城誠司君） 御異議なしと認めます。

よって、委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査に付することに決しました。

日程第4、意見書案第1号「地方税財源の充実確保を求め意見書について」を議題といたします。

この際、提案理由の説明を求めます。

6番野々下昌文君。

○6番（野々下昌文君） 6番、意見書案第1号の提案理由を御説明いたします。

本案は、地方財源の充実確保を求め意見書であり、社会保障関係費の増加や、地方税収の低迷等により、厳しい状況が続く地方財政を踏まえ、国に対して、地方交付税の増額や各種地方税の充実、堅持を求めます。

よろしく審議の上、御賛同いただきますよう

お願いし、提案理由の説明といたします。

○議長（今城誠司君） これにて、提案理由の説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（今城誠司君） 格別質疑がありませんので、これにて質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

本案は、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。

これに御異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（今城誠司君） 御異議なしと認めます。

よって、本案は委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。

討論の通告がありますので、発言を許します。

8番、浅木 敏君。

○8番（浅木 敏君） 8番議員の浅木です。ただいまから、意見書案第1号について、討論を行います。

先ほど、野々下議員から提案がありました意見書案第1号「地方税財源の充実確保を求め意見書」の提出について、反対する立場から討論いたします。

意見書案の内容につきましては、先ほど提案されたばかりですから、繰り返さず、私が賛同できない重要な問題点と弱点について説明し、皆さんの御賛同を求めます。

初めに、この意見書案の内容が求めている地方税財源の充実確保を求め、このことについては、私も同感であります。

この意見書案とよく似た地方財政の充実強化を求め意見書が、去る6月の高知県議会において、全会一致で可決されております。この県議会での議決とほぼ同内容の文面もありますが、

意見書案第1号は、違う内容もあります。

意見書案第1号の文書で、私が最も問題あると指摘いたしますのは、2項(1)の地方消費税についての記述であります。この記述の3行目から4行目にかけて、「その際、地方消費税の充実など、税源の偏在性が小さく、税収が安定的な地方税体系を構築すること。」となっています。

ここで表現している地方消費税の充実等の文言について、私は消費税の増額も含んでいると解しました。

また、私は、消費税という税制そのものにも反対の考え方である。地方消費税を充実させることを求める内容については、賛同できません。

なお、県議会が決議した意見書には、消費税に関する文章表現は見当たりませんでした。

もう1点指摘しておきたいのは、1項(5)であります。

この文章は、地方公務員給与の引き下げを前提として、平成25年度の地方交付税が削減されたが、地方の固有財源である地方交付税を、国の財政誘導手段として用いることは避けることとなっています。

私も6月議会の議案討論で指摘したとおり、この問題は、地方自治の本旨に背いた政府の横暴であります。

意見書案では、再発防止を求めています、その重要性を考えると、政府に対する地方からの抗議の意を示す一文があってもよいのではないかと思います。

なお、県議会の意見書では、前文で、2013年度の地方財政計画において、政府は国の政策目的のために、地方公務員の臨時給与減額に係る地方交付税減額を推し進めた。このことは、地方財政制度の根幹を揺るがすものであり、憲法が保障する地方自治の本旨から見て、容認できるものではないと、厳しく指摘しています。

また、2014年度の地方財政計画と地方交付税総額の決定に当たって、人事給与削減により、減額した関係財源について、完全に復元することを求めています。

また、今年度事案のようなことを発生させないため、地方自治体との協議、合意のもとで、算定のあり方を検討することも求めています。

以上のことから見て、この意見書案には問題点と弱点があり、私は反対します。

皆さんの御賛同を求め、私の討論を終わります。

○議長(今城誠司君) 以上で、通告による討論は終わりました。

ほかに討論はありませんか。

(「なし」という声あり)

○議長(今城誠司君) ほかに討論がありませんので、これにて討論を終結いたします。

これより、「意見書案第1号」を採決いたします。

本件については、原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(今城誠司君) 起立多数であります。

よって、本件については、原案のとおり可決されました。

お諮りいたします。ただいま意見書案が議決されましたが、その条項、字句、数字、その他の整理を要するものにつきましては、その整理を議長に委任されたいと思います。

これに御異議ございませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長(今城誠司君) 御異議なしと認めます。

よって、条項、字句、数字、その他の整理は議長に委任することに決しました。

以上で、今期定例会の日程は全て議了いたしました。

閉会に当たり、市長から挨拶がありますので、

発言を許します。

市長。

○市長（沖本年男君） 閉会に当たり、一言御挨拶を申し上げます。

去る9月2日に開会いたしました今期定例会は、本日までの19日間、議員の皆様方におかれましては、連日、熱心に御審議をいただき、提案申し上げました34議案のうち、決算認定議案の13議案を除いて、いずれも原案のとおり御決定をいただき、まことにありがとうございます。

今議会を通じ、お寄せいただきました数々の貴重な御意見や御提言につきましては、今後、さらに検討をいたしながら、市政の執行に反映させてまいりたいと考えております。

また、10月からは、本市では市民祭宿毛まつり、ねんりんピックの剣道大会、NHKのど自慢、産業祭など、多くの事業がメジロ押しとなっております。

ぜひとも多くの市民の方々に参加、体験していただきたいと思っております。

議員の皆様におかれましては、今後とも引き続き、御指導、御協力を賜りますようお願い申し上げますとともに、どうか健康に御留意をいただき、より一層の御活躍を御祈念申し上げて、閉会の御挨拶といたします。

ありがとうございました。

○議長（今城誠司君） 以上で、市長の挨拶は終わりました。

これにて、平成25年第3回宿毛市議会定例会を閉会いたします。

午前10時42分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

宿毛市議会議長 今城誠司

宿毛市議会副議長 岡崎利久

議員 浦尻和伸

議員 寺田公一

平成25年9月18日

宿毛市議会議長 今 城 誠 司 殿

予算決算常任委員長 浅 木 敏

委員会審査報告書

本委員会に付託の事件は、審査の結果下記のとおり決定したので、会議規則第110条の規定により報告します。

記

事件の番号	件 名	審査結果	理 由
議案第15号	平成25年度宿毛市一般会計補正予算について	原案可決	適 当
議案第16号	平成25年度宿毛市国民健康保険事業特別会計補正予算について	原案可決	適 当
議案第17号	平成25年度宿毛市へき地診療事業特別会計補正予算について	原案可決	適 当
議案第18号	平成25年度宿毛市定期船事業特別会計補正予算について	原案可決	適 当
議案第19号	平成25年度宿毛市特別養護老人ホーム特別会計補正予算について	原案可決	適 当
議案第20号	平成25年度宿毛市学校給食事業特別会計補正予算について	原案可決	適 当
議案第21号	平成25年度宿毛市下水道事業特別会計補正予算について	原案可決	適 当
議案第22号	平成25年度宿毛市介護保険事業特別会計補正予算について	原案可決	適 当
議案第23号	平成25年度宿毛市後期高齢者医療特別会計補正予算について	原案可決	適 当
議案第24号	平成25年度宿毛市水道事業会計補正予算について	原案可決	適 当

平成25年9月12日

宿毛市議会議長 今 城 誠 司 殿

総務文教常任委員長 野々下 昌 文

委員会審査報告書

本委員会に付託の事件は、審査の結果下記のとおり決定したので、会議規則第110条の規定により報告します。

記

事件の番号	件名	審査結果	理由
議案第26号	宿毛市支所及び支所連絡所設置条例の一部を改正する条例について	原案可決	適当
議案第27号	宿毛市税外収入の督促手数料、延滞金及び滞納処分に関する条例の一部を改正する条例について	原案可決	適当
議案第29号	財産の取得について（追認）	原案可決	適当
議案第30号	財産の取得について（追認）	原案可決	適当
議案第32号	財産の取得について（追認）	原案可決	適当
議案第33号	財産の取得について	原案可決	適当
議案第34号	財産の取得について	原案可決	適当

平成25年9月13日

宿毛市議会議長 今 城 誠 司 殿

産業厚生常任委員長 浦 尻 和 伸

委員会審査報告書

本委員会に付託の事件は、審査の結果下記のとおり決定したので、会議規則第110条の規定により報告します。

記

事件の番号	件 名	審査結果	理 由
議案第25号	宿毛市子ども・子育て支援会議条例の制定について	原案可決	適 当
議案第28号	宿毛市水道事業給水条例の一部を改正する条例について	原案可決	適 当
議案第31号	財産の取得について（追認）	原案可決	適 当

平成25年9月12日

宿毛市議会議長 今 城 誠 司 殿

総務文教常任委員長 野々下 昌文

陳情審査報告書

本委員会に付託の陳情は、審査の結果下記のとおり決定したので、会議規則第143条第1項の規定により報告します。

記

受理番号	件 名	審査結果	意 見
第19号	来年4月からの消費税率引き上げを中止することを求める意見書の提出について	不採択	不 妥 当

平成25年9月18日

宿毛市議会議長 今 城 誠 司 殿

産業厚生常任委員長 浦 尻 和 伸

陳情審査報告書

本委員会に付託の陳情は、審査の結果下記のとおり決定したので、会議規則第143条第1項の規定により報告します。

記

受理番号	件 名	審査結果	意 見
第18号	早急な地籍調査の実施について	採 択	適 当

平成25年9月18日

宿毛市議会議長 今 城 誠 司 殿

予算決算常任委員長 浅 木 敏

閉会中の継続審査申出書

本委員会は、下記の事件について閉会中もなお継続審査を要するものと決定したので、会議規則第111条の規定により申し出ます。

記

1 事 件

受 理 番 号	事 件 名
議案第 2 号	平成24年度宿毛市一般会計歳入歳出決算認定について
議案第 3 号	平成24年度宿毛市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について
議案第 4 号	平成24年度宿毛市へき地診療事業特別会計歳入歳出決算認定について
議案第 5 号	平成24年度宿毛市定期船事業特別会計歳入歳出決算認定について
議案第 6 号	平成24年度宿毛市特別養護老人ホーム特別会計歳入歳出決算認定について
議案第 7 号	平成24年度宿毛市学校給食事業特別会計歳入歳出決算認定について
議案第 8 号	平成24年度宿毛市下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
議案第 9 号	平成24年度宿毛市国民宿舎運営事業特別会計歳入歳出決算認定について
議案第10号	平成24年度幡多西部介護認定審査会特別会計歳入歳出決算認定について
議案第11号	平成24年度宿毛市介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について
議案第12号	平成24年度宿毛市土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算認定について
議案第13号	平成24年度宿毛市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
議案第14号	平成24年度宿毛市水道事業会計決算認定について

2 理 由 今後なお審査を要するため

平成25年9月12日

宿毛市議会議長 今 城 誠 司 殿

総務文教常任委員長 野々下 昌 文

閉会中の継続調査申出書

本委員会は、下記により閉会中もなお継続調査を要するものと決定したので、会議規則第111条の規定により申し出ます。

記

- 1 事 件
 - (1) 総合計画の策定状況について
 - (2) 行政機構の状況について
 - (3) 財政の運営状況について
 - (4) 公有財産の管理状況について
 - (5) 市税等の徴収体制について
 - (6) 地域防災計画について
 - (7) 教育問題について
- 2 理 由 議案審査の参考とするため

平成25年9月13日

宿毛市議会議長 今 城 誠 司 殿

産業厚生常任委員長 浦 尻 和 伸

閉会中の継続調査申出書

本委員会は、下記により閉会中もなお継続調査を要するものと決定したので、会議規則第111条の規定により申し出ます。

記

- 1 事 件
 - (1) 農林水産業の振興対策状況について
 - (2) 商工業の活性化対策状況について
 - (3) 観光産業の振興対策状況について
 - (4) 市道の管理状況について
 - (5) 環境、保健衛生の整備状況について
 - (6) 下水道事業の運営管理状況について
 - (7) 保育施設の管理状況について
 - (8) 介護保険制度について
- 2 理 由 議案審査の参考とするため

平成25年9月18日

宿毛市議会議長 今 城 誠 司 殿

議会運営委員長 寺 田 公 一

閉会中の継続調査申出書

本委員会は、下記により閉会中もなお継続調査を要するものと決定したので、会議規則第111条の規定により申し出ます。

記

- 1 事 件
 - (1) 議会の運営に関する事項
 - (2) 議会の会議規則、委員会に関する条例等に関する事項
 - (3) 議長の諮問に関する事項
 - (4) 議会報に関する事項
- 2 理 由 議会運営を効率的かつ円滑に行うため

意見書案第1号

地方税財源の充実確保を求める意見書の提出について

地方自治法第99条の規定により、別紙のとおり意見書を提出する。

平成25年9月18日提出

提出者	宿毛市議会議員	野々下	昌文
賛成者	宿毛市議会議員	山上	庄一
〃	〃	松浦	英夫
〃	〃	中平	富宏
〃	〃	宮本	有二
〃	〃	濱田	陸紀

宿毛市議会議長 今城誠司 殿

説明 口頭

地方税財源の充実確保を求める意見書

地方財政は、社会保障関係費などの財政需要の増加や地方税収の低迷等により、厳しい状況が続いている。

こうした中、基礎自治体である市が、住民サービスやまちづくりを安定的に行うためには、地方税財源の充実確保が不可欠である。

よって、国においては、下記事項を実現されるよう強く求める。

記

1. 地方交付税の増額による一般財源の確保について

- (1) 地方単独事業を含めた社会保障関係費の増など地方の財政需要を、地方財政計画に的確に反映することにより、一般財源総額を確保すること。
- (2) 特に地方の固有財源である地方交付税については、本来の役割である財源保障機能・財源調整機能が適切に発揮されるよう増額すること。
- (3) 財源不足額については、臨時財政対策債の発行等によることなく、地方交付税の法定率の引上げにより対応すること。
- (4) 依然として厳しい地域経済を活性化させる必要があることから、地方財政計画における歳出特別枠を維持すること。
- (5) 地方公務員給与の引下げを前提として、平成25年度の地方交付税が削減されたが、地方の固有財源である地方交付税を国の政策誘導手段として用いることは、避けること。

2. 地方財源の充実確保について

- (1) 地方が担う事務と責任に見合う財源配分等を基本とし、当面、国と地方の税源配分を「5：5」とすること。

その際、地方消費税の充実など、税源の偏在性が小さく、税収が安定的な地方税体系を構築すること。

- (2) 個人住民税は、その充実確保を図るとともに、「地域社会の会費」という基本的な考えを踏まえ、政策的な税額控除を導入しないこと。
- (3) 固定資産税は、市町村の基幹税目あることから、その安定的確保を図ること。
特に、償却資産の根幹をなしている「機械及び装置」に対する課税等については、現行制度を堅持すること。
- (4) 法人住民税は、均等割の税率を引き上げること。
- (5) 自動車重量税及び自動車取得税は、代替財源を示さない限り、市町村への財源配分の仕組みを含め現行制度を堅持すること。
- (6) ゴルフ場利用税は、ゴルフ場所在の市町村にとって貴重な税源となっていることから、現行制度を堅持すること。
- (7) 地球温暖化対策において地方自治体が果たしている役割を踏まえ、地球温暖化対策譲与税を新たに創設するなど、地方税財源を確保する仕組みを構築すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成25年9月20日

高知県宿毛市議会議長 今 城 誠 司

内 閣 総 理 大 臣 殿
財 務 大 臣 殿
総 務 大 臣 殿
内 閣 官 房 長 官 殿
内閣府特命担当大臣（経済財政政策）

一 般 質 問 通 告 表

平成25年第3回定例会

質問 順位	質問議員	質 問 の 要 旨
1	1 番 高倉真弓君	<p>1 宿毛市の男女共同参画プランについて（市長）</p> <p>(1) 現在の状況について</p> <p>(2) 今後の課題、対策について</p> <p>(3) 産休・育休・病休後等の支援体制について</p> <p>2 市民サービスについて（市長）</p> <p>(1) 来庁者（電話を含む）への対応について</p> <p>(2) 各種困難を抱える方への広報について</p> <p>(3) 平常時・緊急時のサイレンの使い分けについて</p>
2	2 番 山上庄一君	<p>1 設計業務委託について（市長）</p> <p>2 気配りの行政について（市長）</p> <p>(1) 大島中央線から桜公園への入口の道路について</p> <p>(2) 街路樹の剪定時期について</p>
3	9 番 中平富宏君	<p>1 防災について（市長）</p> <p>(1) 1次2次避難場所の備蓄品について</p> <p>2 市長の政治姿勢について（市長）</p> <p>(1) 総意について</p> <p>(2) 公約について</p> <p>(3) 民意について</p> <p>(4) 住民投票について</p> <p>3 宿毛小学校建設について（市長）</p> <p>(1) 現校舎耐震化の可能性（2次診断及び概算事業費）について</p> <p>(2) 萩原地区の整備計画期間について</p> <p>(3) 高台移転後の校舎の利用方法について</p> <p>4 小中学校再編計画について（教育長）</p> <p>(1) 現在の状況について</p> <p>5 保育所の統廃合について（市長）</p> <p>(1) 保護者や地域との協議内容について</p> <p>(2) 1小学校区に1保育園について</p>

4	8 番 浅木 敏君	1 生活保護行政について（市長） (1) 生活保護基準切り下げの影響について (2) 政府の制度改革案について (3) 市民が利用しやすい生活保護行政について 2 就学援助制度について（教育長） (1) 就学援助の利用状況と準要保護の認定基準について (2) 準要保護の認定方法について (3) 全保護者への制度周知について (4) 文部科学省が追加した3品目について
5	3 番 山戸 寛君	1 バイオマス発電事業と木材の利用について（市長） 2 戸籍等の不正取得と本人通知制度について（市長）
6	1 3 番 濱田陸紀君	1 消防団の装備拡充について（市長） 2 災害時における避難所へのペット同伴について（市長）
7	1 1 番 寺田公一君	1 過疎地の交通手段について（市長） (1) 橋上の現状について (2) 夏休み中のスクールバス利用について (3) 過疎地有償運送について 2 産業祭について（市長） (1) 現在の状況について (2) 市長の目指す産業祭の形について 3 千寿園の今後について（市長） (1) 運営検討協議会の最終報告について (2) 今後の方向性について 4 学校プールの安全性について（教育長） (1) 橋上小の夏休み中のプールの故障について (2) 保護者への連絡について (3) 安全性への考え方について

平成25年第3回宿毛市議会定例会議決結果一覧表

議 案

議案番号	件 名	議決月日	結 果
第 1 号	固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて	9月20日	同 意
第 2 号	平成24年度宿毛市一般会計歳入歳出決算認定について	9月20日	継続審査
第 3 号	平成24年度宿毛市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について	9月20日	継続審査
第 4 号	平成24年度宿毛市へき地診療事業特別会計歳入歳出決算認定について	9月20日	継続審査
第 5 号	平成24年度宿毛市定期船事業特別会計歳入歳出決算認定について	9月20日	継続審査
第 6 号	平成24年度宿毛市特別養護老人ホーム特別会計歳入歳出決算認定について	9月20日	継続審査
第 7 号	平成24年度宿毛市学校給食事業特別会計歳入歳出決算認定について	9月20日	継続審査
第 8 号	平成24年度宿毛市下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について	9月20日	継続審査
第 9 号	平成24年度宿毛市国民宿舎運営事業特別会計歳入歳出決算認定について	9月20日	継続審査
第10号	平成24年度幡多西部介護認定審査会特別会計歳入歳出決算認定について	9月20日	継続審査
第11号	平成24年度宿毛市介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について	9月20日	継続審査
第12号	平成24年度宿毛市土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算認定について	9月20日	継続審査
第13号	平成24年度宿毛市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について	9月20日	継続審査
第14号	平成24年度宿毛市水道事業会計決算認定について	9月20日	継続審査
第15号	平成25年度宿毛市一般会計補正予算について	9月20日	原案可決
第16号	平成25年度宿毛市国民健康保険事業特別会計補正予算について	9月20日	原案可決

第17号	平成25年度宿毛市へき地診療事業特別会計補正予算について	9月20日	原案可決
第18号	平成25年度宿毛市定期船事業特別会計補正予算について	9月20日	原案可決
第19号	平成25年度宿毛市特別養護老人ホーム特別会計補正予算について	9月20日	原案可決
第20号	平成25年度宿毛市学校給食事業特別会計補正予算について	9月20日	原案可決
第21号	平成25年度宿毛市下水道事業特別会計補正予算について	9月20日	原案可決
第22号	平成25年度宿毛市介護保険事業特別会計補正予算について	9月20日	原案可決
第23号	平成25年度宿毛市後期高齢者医療特別会計補正予算について	9月20日	原案可決
第24号	平成25年度宿毛市水道事業会計補正予算について	9月20日	原案可決
第25号	宿毛市子ども・子育て支援会議条例の制定について	9月20日	原案可決
第26号	宿毛市支所及び支所連絡所設置条例の一部を改正する条例について	9月20日	原案可決
第27号	宿毛市税外収入の督促手数料、延滞金及び滞納処分に関する条例の一部を改正する条例について	9月20日	原案可決
第28号	宿毛市水道事業給水条例の一部を改正する条例について	9月20日	原案可決
第29号	財産の取得について（追認）	9月20日	原案可決
第30号	財産の取得について（追認）	9月20日	原案可決
第31号	財産の取得について（追認）	9月20日	原案可決
第32号	財産の取得について（追認）	9月20日	原案可決
第33号	財産の取得について	9月20日	原案可決
第34号	財産の取得について	9月20日	原案可決

陳 情

受理番号	件 名	議決月日	結 果
第18号	早急な地籍調査の実施について	9月20日	採 択
第19号	来年4月からの消費税率引き上げを中止することを求める意見書の提出について	9月20日	不 採 択